

650
257



0054241-000

650-257

陸前浜の法印神楽

本田安次・著

伊藤書林、郷土社書房

昭和9

AIC

太鼓 笠召君々々相笠ノ取次取斗ハ吾ッソ
脱力神ノ子ナレバ 今貞 弓取レ君

天玉 箭取レ今貞

同 此所ニ来ルマジキ者ハ鬼神魔王飢渴
ノ難投痛ノ難自カ矢一ツニテ射被々

今貞 リ矢ツボ印シタ今貞

今貞 應速ニ執ツテ訖度驗ニテ参リタリ

我君御弓ノ疲レモ御座スラニ御酒

一ツ進ノバヤト存シ候

天全 柁ノ塵ヲ取タカ今貞


今貞 應速ニ取テ参リタリ

歌 龍宮ノ中ノ瓶ナル辛御酒鑑試

テ君ニ参ラス

西ノ海其浦々ノ悦昆布汝試ミテ

君ニ参ラス





初 矢 (らぐかみ)

陸前濱之法印神乐

650-257

序

本田安次君は私の年來の友人である。同君は昭和四年に早大の英文科を出て、その卒業論文にはイギリスの、古い假面劇の研究を提出されたやうであつたが、同君の興味は英文學ばかりにはないと見えて、在學中から私達の民俗藝術の會の會員として一所に見學に歩いたり、雑誌民俗藝術の編輯に關係したり、日本青年館の「郷土舞踊と民謡の會」の上演の手傳ひなど、此の方面にも次第に深入りして行かれた。同君は福島縣の人で、東京の人の氣轉や早業は持合せないが、東北人特有の根氣強さと生眞面目さがあるので、本田君と云へば私達は、此の二つの美點の代名詞のやうに思つてゐた。

いよく學校を出ると同君は石巻市の中學に、英語の先生として東京を去る事

石巻市立第一中學校

になつた。刺戟の少ない地方生活は、勉強盛りの青年に取つては、とかく若さと熱を殺いでしまふ危険がある。私達は同君の前途に此の點少なからざる不安を感じた。然し東北地方の民俗藝術の研究は、今まで少しも行届いてゐない。そこで本田君の如き精勵篤學の年少の士を送り出す事は、斯道に取つてはどれほど喜んで好いか分らない。公私兩様の矛盾を感じながら、私達は出發ときまつた本田君に、東北の方の調査をシツカリ頼むと云つた。柳田國男先生の如きも、この意味に於て大に悦んで、激勵される所があつた。

石巻に落ちついてからの本田君は、學年末の休暇は元より、土曜日曜をも東奔西走、東北各地を歩かれた。そして同君特有の綿密な調査報告は、民俗藝術、民俗學、旅と傳説の諸雜誌を賑はした。今日まで山の間、隠れ谷の間に潜んでゐた貴重な古藝術は、同君の足と手に依て探し出され世に知られるやうになつた。私達の期待した成果は、期待以上にあらはれてきた。

民俗學や民俗藝術の調査は、机の上で古文書を讀むのと違ひ、草鞋を穿いて汽車も自動車も通はぬ村々を歴訪しなければならぬ。それも先づ所在地を探す事に骨を折る。單に溪谷の美を賞したり、紅葉を尋ねてブラ／＼歩いてゆくには、鐵道省の案内で足りるが、どの村に、どんな古俗が残つてゐるか、郷土誌で知る以外は、人の口から聞かなければ分らない。一つの古俗の現存の所にゆき、その古老に、これに似た事は他にないかと聞けば、此の郡の南にあるらしいとか、どこそこの祭禮に確かに見かけたとか返事してくれる。やつとの事で所在地を發見する。その發見は偶然のやうだが、經驗に富む人は、いろ／＼な手段を盡して狙ひを定めて、これと思ふ方面を調べる。それは鑛脈を掘りあてる爲めにあちこちの山を狙ひ定めて歩くのと變りはない。本田君は丹念に多くの鑛脈に掘りあてたやうであつた。調査すべき所在地が知れても、面倒がる人は路の遠さや険しさに躊躇するが、本田君は童顔に好奇の色を輝かして、往復の勞苦を意識せ

ざるが如くに出かけてゆく。

さて目的地に達して實際を見たり聞いたりする時、その土地の物知りに會つてくはしい説明を聞くと云ふ事は何より大事である。その説明は部分的に妥當を缺く事はあつても、古くからの土地の云ひ傳へを聞かなければ、たゞ見たり聞いただけでは、よく理解できないものがある。調査に行く時、物知りに會ふか會はぬかに依て、その收穫は多くも少くもなるものだ。ところが物知りは多くは沈黙家である。況んや多少とも禁忌の事は語るを欲しないし、よほどこちらを信用し馴染んでくれなければ、寫本を出して見せるやうな事はしない。本田君は東北人だけに、東北人の氣質は能く呑み込んでゐるし、誰が見ても善良そのものゝやうな風貌が幸ひして、先方では通常の旅行家には語るを欲せず、見せるを欲しないものを、本田君に對しては快く提供し、筆寫をさへ許してくれた。これは同君の人の柄のお蔭であつた。元より調査報告は十人十色であるべきで、本田君も數十年こ

の道で苦勞したのではないから、聞落しも見落しもあらうが、同君なればこそ十と思はれる成果が少くない。

現在は民俗學の研究も、民俗藝術の研究も、日本では始まつたばかりだから、それに依て衣食する事は未だ出來ず、いづれも私財を投じ、生活の餘暇を利用して、これに當つて、精神的報酬に満足してゐる状態である。本田君は中學の教員としてのわづかな俸給の中を、他人の三倍も五倍も歩き廻るのさへ奇特なのに、今度は自費出版までして大部の書を世に出さうといふ。學問のため藝術の爲め、東北文化紹介の爲め、忝い志と云はなければならぬ。

本田君の石巻に落ちついてからの活動には、その前の東京に居た時代の勉強が基礎となり役に立つた。石巻での數年の努力は、同君の將來にどんなに資するところあるであらうか。あの文字通りの眞劍な努力は、同君の學問の爲めにも、また心身の鍛鍊の爲めにも、恐らく良き實を結ぶことであらうと信じて疑はない。

かう書いてくると、同君と一所に歩いた時の思ひ出が數々と頭に浮ぶ。昭和五年の舊曆七月二十日、石巻からの同君と東京からの私とは、新庄の驛に落合つて酒田港に出て汽車を下り、乗合自動車で蕨岡の村役場まで行つた。役場の人の案内で杉澤の部落に歩いたのだが、途中から降出す雨は烈しく、大物忌神社の拜殿の長いく、而も極めて狭くて急峻な石段を、本田君と私は相合傘で、しぶきに濡れながら登つた。やつと登り切る頃に日は暮れて、それから鳥海山への登りの路を雨を犯して進む。路は滑つて捗らず、行手は遠く寒さは寒し、腹も減つたがさて目的地の、昔は鳥海山の二の王子と云はれた熊野神社に着けば、待兼ねてゐた氏子の諸君が、神送りの爲めのヒヤマの古樂を舞ふ。それが私達の豫期以上のものなので、二人とも歡呼して、これだから空腹も疲勞も償はれて餘りあるし、一度味を占めたら忘れられない筈だと笑つたものである。この時は明治神宮御鎮座十年奉祝の爲め、各地の神事舞奉納の事があつて、その選に入つた此の地のヒ

ヤマの實際を調べて、くはしい打合せをする爲めに出向いた時だ。

午前零時過ぎに舞が終り、いろくくと相談をすませてから一時二時となつて、私達二人と例の役場の書記とは、無住の寺に案内された。宿屋のない所だから狭い寺の本堂に、三人が御本尊の前で枕を並べて夜を明かすのであつた。無住だけに何となく荒れて不氣味で、夜更けて雨の音はしきりに聞える。一人では寝られなものでないと話し合つたが、この旅枕も今ではなつかしい思ひ出だ。

平泉の毛越寺と云へば、中尊寺に行く人の大部分は立寄る寺である。然し此の寺に珍らしくも延年の能が現存してゐる事は、坊さんも人に語らず、直ぐ近くの人でなければ知りもしなかつた。それを發見したのが本田君であつた。同君は何度も其後訪ねてゐる。そのうちの昭和六年八月三十日の夜は、私と二人で寺の書院で、副住職に延年の謠を謠してもらひ、その詞章を筆記した。今の世に、たとへ昔のまゝでないにせよ、延年の謠を聞く仕合せを思ひつゝ、三代の榮華の昔と、

芭蕉の旅情をしのび、目前の寺の閑寂を身にしみじみと味ふのは、幸福と云はなくてなんてあらう。

本書を開いて、これこそ貴重な資料だと、むさぼるやうに読み続ける人もあらう。この著者はずるぶん苦勞したものだ、思はず同情する人もあらう。然し苦勞もしたらうが、面白い目にも逢つたらう、此の著者は羨しいと云ふ人もあらう。讀者としての私は、今は此の凡ての感情を持つ。けれども願はくは私も、もつと氣持の餘裕を得て、羨しいと云ふだけになりたいと思ふ。

昭和九年秋

小 寺 融 吉

自 序

昭和三年三月、柳田國男先生が、民俗藝術の會例會に於て述べられた「舞と踊との區別」に就ての御講話の要旨は、後、岩波講座日本文學の「口承文藝大意」の中に略述されてゐるが（同書三九頁）、これは凡そ舞踊なるもの、二つの範疇を、極めて明快に指適されたものであつたと思ふ。

即ち舞とは、先づ物語があつて、それに聞き入つてゐるうちに自づと起つて舞うたもの。（樂の妙音に誘はれて、神々の自ら影響される形でもあり、）これに對して踊といふのは、「もと人間の生活に必要な作業」であつたので、即ちこの作業を圓滑ならしめんが爲に歌はれ出したのが、これに伴ふ踊歌であつた。それ故歌が絶えても、踊はいつまでも續けられ、舞は一條の物語が終れば、それで同時に目出度く舞ひ納めるのが例になつてゐた。

又、折口信夫教授は、古代研究國文學篇の、「國文學の發生」の章に於て、「全體、狂亂時・變態時の心理の表現は、左右相稱を保ちながら進む、生活の根本拍子が急迫するからの、律動

なのである。神憑りの際の動作を、正氣で居てもくり返す所から、舞踊は生れて来る。」と説かれ(同書八七頁)、これに對して土田杏村氏は、神憑りがあつて然る後に踊が始つたのでは無く、踊は呪術的行事としてもつと初めに存し、巫女神憑りの状態に入る折に其の周囲の人々が歌舞亂踏して、催眠意識に入り易い環境をつくつてやる必要があつたのだと述べられてゐる。(國文學の哲學的研究第二卷「文學の發生」一三三頁)然し、金田一京助教授も、土田氏のこの説は、遺憾乍ら巫觀神懸りの實感を缺いた、めに、一分の思辨を残したものであつたと評され、「巫觀自身神懸りに入つた時の自然の異状おのづからの跳躍、及びその時の神語の宣べやうの異状の調子、」これらを模倣したものであつたればこそ、單なる生理的運動に信仰が結びつき得たのであると説かれ、やはり巫觀神懸りの状態そのものに歌舞の起原を求められ、さうして音楽こそは、尙更に、もと巫觀が自ら神懸りに入るための神秘的な手段であつたと述べられてゐる。(「北の人」三三二頁)

右は、舞踊發生に關する透徹せる考察を拜借して來たのであつたが、實は吾らはこゝに、ひいて、もう一つの舞踊の範疇——裝束をつけ、求めて樂の神秘によつて舞はんとする、神懸りせんとする——を立て得ると思ふのである。(これをしも舞まじの範疇に入れられないことも

ないが、やはり區別した方がいゝと思ふ。舞と踊との名稱上の差別の困難さは、既に、最初よりあつた。)

凡そ日本程舞踊の發達した國はあるまいと思ふ。舞踊の殆どあらゆる形式をさへ盡してゐるかと思はれる。手拍子を打ち、若くは足踏をする等の、もと、舞踊といふよりは寧ろ「作業」そのものであつた特殊の動作を除いて、技藝化された舞踊の手振を、然し乍ら、私は今のところ、その性質上より、左の三通りに大別して考へてゐる。

即ち第一が亂舞の脈で、振そのものに意味のあることなく、言はず神懸りの夢中なる運動——「生活の根本拍子が急迫するからの律動」——でもあるのだが、これが後世は洗練に洗練を重ねられ、又それに伴ふ音楽歌唱の規定を受けて、種々なる形態をとり、美しい幾多の型をもつくり出すに至つてゐる。従つてこの脈のものには、そのテムポの甚だ早きものより、思ひきつて遅きものまでを殆ど盡し、一種の標準とてもない譯で、寧ろ吾らはこの脈のものに就てのみ、更にこまかく、如何なる外部の規定によつて如何様に、又幾類に分れて行つたかを更に研究する必要がある位である。作業である踊の、地をなす振も、主としてはこの亂

舞の振が利用されてゐると見る。

第二が假に人形振とも名づけ得るもので、日本の偶人劇に於て最もよく發達したのであつたが、言つてみれば、日常に於ける動作の美化律動化である。曾てイスパニヤの舞姫、アルヘンティナに、西歐の舞踊には珍らしくもこの振が少しばかりあつて、是が大いに喝采を拍したことがあつた。

第三が假に説明的振とも呼ばれるべきもので、例へば山と言へば山の形をこしらへ、若くは山を見、或は山を指さす。舞踊としては、文學と提携して後の、極く近世的な振である。

舞樂や田樂舞や能樂、神樂、獅子舞、八重山歌舞、或は所作事の手踊（舞樂と手踊とは、實は舞と踊との相違があるのだが、振そのもの、性質は同じと見る。）其他盆踊等も殆ど第一の脈により、（西歐の舞踊の殆ど大部分も亦是である。）人形芝居や、その脈を取入れた歌舞伎、所作事等の中に第二の脈を見、第三の脈は、能に極く少々、狂言舞に少々、それから所作事にや、多くを見受ける。

次に神樂に關しての心覺えを少しばかり書誌しておく。

「神樂は、日本の舞踊史、演劇史の一大源泉である。」（小寺融吉氏、「藝術としての神樂の研究」）と言はれてゐる、その神樂とは一体どんなものであらうか。現今神樂の名に呼ばれてゐる藝能の多くは、必ずしも古義そのまゝを概念に持つて、若くはそれと意識して演ぜられてはゐないやうである。極く單純な言ひ様であるが、寧ろ、リリヂアスで、リリカルな、若くはドラマティックな神事舞、そして天の岩戸の復活を必ずの様に曲目の一つに持つてゐる舞の一叢を指すと言つた方が手つとり早さうな、そのやうな舞の一群である。

神樂の傳統は古い。かぐらの語原は或は「神座」でもあらう。然し、かぐらと言ひ、或は神遊びの名に呼んでも、これらの名稱は、夫々の理由あつて後から拜借に及んだものらしく、「其以前に於ては、何々ふりを以て稱ばれてゐる記紀の種々なる舞と、結局は一つ意義の内に入つて来る」一叢の「鎮魂の歌舞」（西角井正慶氏、「神樂研究」）を指してゐると見ていゝやうである。さうしてこの鎮魂の歌舞といふ點に於て、ともかくも古今連綿と傳統を引き、たゞその手段となつた歌舞そのもの——技藝——に於ては、或は時代々々の今様を取入れ、新工夫をこらすところが種々あつたらしい。これが今日神樂に、舞踊の各種の様式を見る所以ではなかつたかと思ふ。この故にこそ神樂は、日本舞踊史の寶庫とも言へるのだと思ふ。そ

して奥羽には古い神樂から比較的新しい舞を仕組んだらしいものまで、各種のものが、運ばれてきた夫々の動機と時代とを記念して保存されてゐる。

これら奥羽に於ける神樂を、私は左の四種に大別して整理しておく方が便利かと考へてゐる。

(一) 神子舞と湯立とを中心とする神樂。これは羽後保呂羽山の霜月神樂の古式に舞はれる舞で、同様の神樂は、羽前羽後から陸奥の方にまで分布してゐる。湯を立てつゝ、神子と胸取との掛合の神歌にて、神子がめぐつてめぐりかへす神招ぎ、神かがりの舞を、祭主を正座に、夜を徹して舞ふので、この神樂が終ると、翌朝祭主は、その夫人と改めて夫婦の盃を取交す。

(二) 舞樂に様式を假りてゐるもの。直接舞樂の影響を云々するのではなく、舞の様式が舞樂を範としてゐると思はれるものである。例へば岩代に分布する太々神樂が是で、(武州の秩父神樂や、豊後の佐伯神樂等も)樂器に大胴、小胴、鼓、笛、能管、大拍子等を用ひ、美しい拍子種々あり、これに合せて採物色々あつて舞ふのである。もと神主が携つてゐた舞であつた。樂器の種類はこんなにはないが、やはり樂のみに合せ、採物種々あつて舞ふのは、仙

臺附近に分布してゐる熊野堂流の神樂などもさうである。それから盛岡に多賀神樂といふのがあり、これの江戸舞と稱してゐるのは、江戸の宮神樂を、文化の頃輸入したものと云ひ、舞を主とはしてゐるが、大體が例の默劇である。やはり樂のみで舞ひ、その舞姿には、むしろ能や狂言に影響されてゐる所が多い。

(三) 延年能に様式をとつてゐるもの。さうのみ言つてしまつては當らないのであるが、これも今假に言ふ。即ち本書の題目である法印神樂の立てゝゐる範疇で、舞人と樂人とが、神歌を掛合ひに歌ひつゝ舞ふかの第一の神子舞の様式に、別に新たな或る様式の加はつたもので、次の第四の範疇のものは、同じく是に他の様式の加はつたものである。——言はゞ、みかぐら舞を導き出すために、夫々に序の舞が加へられたものと見ることも出来る。それ故兩者ともに、この序なしの舞もあつて、それらが反つて、能でいふ「翁」式の大事な舞にされてゐる。

法印神樂に於ては、つけと稱する語り役の者が出て、神諷を唱へ、次の舞を豫告して入る。或は舞人同志が自ら語を發して問答し、最後をみかぐら舞に收める。かういふ様式が言はゞ延年能で、又形から言へば、日本の科白劇の一の濫觴とも見られよう。(この最後の舞をみか

ぐら、ぐづし、或は「鎮座の舞」などと言つてゐる。）

(四) 曲舞の様式をとつてゐるもの。陸中一帯に分布してゐる山伏神樂の名に呼ばれてゐる舞がこれである。この様式が、曲舞のそれに類似してゐる點は、細しく指摘する必要があるのであるが、こゝにはたゞ最も大きな特色だけを挙げる。即ちこの神樂では、説話を舞ふてゐるのである。幕かげの者が一條のことわけを謠うと、それにつれて舞人が身振りをし、或は舞謠につれて舞ふ。我が演劇史の殆ど根幹をなしてゐると言つてもいい、「舞」そのものの古い傳統をまだ比較的發生の純なる形に於て傳へてゐるものと見ることも出来る。羽前羽後に番樂と稱して分布してゐる舞も、これと殆ど同じ系統の舞である。

扱て以上の外に、實はもう一種、神樂の種類を加へねばならぬ。それは所謂おかぐら様である。今でも太神樂に於ては、お獅子頭を御輿の中に奉安してかついでまはつてゐる。このおかぐら様をまはす人達が、おかぐら様の前でする藝能の方に、今ではかぐらの概念が、つまり、移つてきてゐるのだと思ふ。

法印神樂はいつの頃造られた神樂であつたらうか。文獻口碑の以て徴すべきものなく、明

かな記録による年號は、今のところ寶曆以前には泝れない。舞そのものは或は比較的新しいかも知れぬ。然し、やはり古い傳統の上に仕組まれてゐるらしいことも明瞭である。

法印神樂には種々の舞臺飾があつた。五方の神々を招き寄せようとするをぎしろを飾るので、舞臺全体が言はゞ神座なのではあるまいか。とりわけ大乘には神がとゞまると言つてゐる。

法印神樂で最も興味のあるのは、その舞臺構造である。私はこゝで能舞臺に就て考へない譯には行かない。勿論法印神樂と能樂とが直接交渉があつたらうなど、考へるのではないさ、かも知ない。たゞ、橋懸りを持つた猿樂能のあの演出の様式が、どこから來てゐるかといふことに就て、法印神樂は、興味ある暗示を與へてゐると思ふのである。能と神樂との關係に就ては、在來も屢々問題にされてきた。然し何れも急所を逸れてゐた感があつた。

觀阿彌世阿彌等が残した猿樂能の過半を占めてゐる所謂複式能なるもの、演出様式は、我門外の者が現在冷靜に考へてみて、甚だ奇古であると言はざるを得ない。どこからあの様なフォーマリズムが出來たのであつたか。これに似た疑問は、曾て野上豊一郎氏も起されたと思つて、後ジテとなつて出る所謂幽霊を、「見る人(その代表がワキ)の幻覺」であると解釋し

たいと申されてゐる「幽霊の舞臺的表現」文學一ノ二。これは、古典である能を、現在我々が鑑賞するのに、その様に解釋しておくことは、蓋し最も妥當であらう。或は世阿彌觀阿彌も、詩心がさうした氣持にまで自然働いてゐたかも知れぬ。しかしはじめからそのつもりで、このやうな形式に仕組んだものでなかつたことだけは、勿論考へ得ると思ふ。若し手が届くなら、我々がもう一步進んで調べてみたいのは、即ち、何故このやうなフォーマリズムを用ひて、しかも人も怪しまなかつたかといふことである。

これは、能の場合、すつかり宗教の衣をぬぎ捨て、しまつてはゐるが、實は遠く神樂の生れ清まはりの行事に脈を引き、これを藝術化したものに外ならないと思ふのである。法印神樂はこのことを思ひつかせてくれた。即ちお能の、鏡の間と稱する所が、神樂の白山であり、延年の標の山であり、法印神樂の龍宮御殿、高舞臺なのである。而して本當の意味の「樂屋」でもあつた。

——中入に對しては、昔の人は、恐らく、その約束（と言はうか、傳統的な氣持と言はうか）を全く忘れて了つた今の人に比べ、どれ程の興奮と期待とを感じたことであつたらう。後ジテは即ち、言はず玻璃の鏡に照し出されたシテ、懺悔の姿に現はれたシテでもあつたの

だ。——（白山に關しては、早川孝太郎氏著「花祭」の、折口教授の跋を参照されたい。）

お能の二段組織は、實際はやはり複演出の方面からも説かるべきであらう。山伏神樂に於けるものは殊にさうせねばならぬと思ふ。山伏神樂にも、橋懸りめいたものが全然例がなかつたのではない。けれども、少くとも演出に際しては、このやうな舞臺装置は必要なく、又實際用ひた形蹟もない。古く、お能にも、やはり橋懸りのなかつた時代があつた筈である。そして橋懸りが必要とするに至つたのが、即ち神樂の影響を受けた所ではなかつたかと思ふ。つまり二段組織の能は、複演出が、生れ清まはりと一緒になつてしまつた形である。

（演出の様式も、法印神樂と山伏神樂とを丁度一緒にしたのがお能の形式である。）間狂言も、偶々法印神樂、山伏神樂ともに、夫々お能のものに比べ、發生的の一段古風なる形に於て保たれてゐる。

尙、法印神樂に於て、神諷と稱せられてゐる詞章に、山伏神樂のそれの如くには、文學的價値を求めることは、先づ殆ど出来ない。舞の手も、山伏神樂程には複雑を極めてはゐないが、他の一般の舞踊に比べれば、相當に仕組が複雑であり、しかもその動作一つ一つに、洗練された形に於て尙宗教的の意義を意識してゐたことは面白いと思ふ。

本文法印神樂の前半は、曾て民俗藝術四卷六號に掲載されたものであるが、臺本は、鈎弓の組神樂の部を、同誌の五卷六號に發表し得ただけであつた。

昭和六年八月三十一日には、小寺融吉氏、北野博美氏、及び西角井正慶氏の三氏が、東北めぐりの途次、石巻に寄つて下すつて、當日正午より、羽黒山鳥屋神社の拜殿にて、牡鹿の法印神樂を御覽下すつた。その曲目は、「打鳴し」「初矢」「三天」「白露」及び「日本武」であつたが、この折の感想は、民俗藝術五卷一號に、小寺氏によつて述べられてゐる。尙當夜は、新田町に鈴木幸龍氏を訪れ、奥淨瑠璃の「牛若東下り」の一節を聞いたことであつた。

異傳篇に収めた岩戸神樂は、遠く九州のものではあるが、同系統と言ひ得る以上に、形式が甚だ似てゐるので、比較の便宜上こゝに収めた。この記録は、小寺融吉氏の御指導によるところが多かつた。

本書は單に、偶々邊陲にこぼれ咲く一本の花の、徒らに細部に亘つたかとも思はれる記録集に過ぎない。思ふに日本の舞踊は、まだ材料の比較的豊富なるにかゝはらず、殆ど泯滅のままに委せられてゐる。(現在中央舞臺に上せられてゐるものゝみが、日本舞踊ではなかつた。)

先に「花祭」や、「神樂研究」(その資料篇には、全國よりの報告が注意深く編纂されてゐる)のやうな大著が出たのは欣快に耐えない次第であつたが、せめてこのやうな記録集が今のうちに、も少し、世の同志によつて、世に現れるのであつたらと、嘆惜に耐えないものがある。この渺たる書も、實はこれら多くの記録の仲間入をなし得る折に於て、やうやく幾らかの存在意義を見出すことにならう。

本書の上梓に際しては、小寺融吉氏より、温情にあふれた序文を頂戴することが出来た。平素の厚情を謝し、改めて厚く御禮申上げる次第である。何もかも不自由な中に、ともかくかういふ形で出し得るのは、又一に、親友戸田閑男氏のきびしい鞭撻のおかげと言はねばならぬ。公務の餘暇を、校正やら索引やらの細かい仕事にまで、終始一貫、珍らしい純情を以て力添へして下すつた。又、小泉甚造氏よりは、進んで表紙畫の揮毫を頂き、裝幀上の御注意にも預つたりした。陰に陽に、心弱い私のこの様な仕事にも、理解と同情とを以て接して下すつた師友先輩の方々にも、この機會を以て深く感謝の意を表したい。經濟的には又、常に後楯になつてもらつてゐる家兄の援助による所が少くなかつた。

最後に、校正の度毎に目の前に思ひ浮んだ古老の方々や(その負ふ所を本文中に夫々明かにしてはおいたが)、旅先にて御世話になつた方々に、こゝに改めて衷心より御禮を申し上げ、かげ乍ら、その益々御壯健ならんことをお祈りする次第である。

昭和甲戌年仲秋望夜

於石巻大手町艸堂

本田安次

陸前濱の法印神樂目次

| | |
|---------------|----|
| 小寺融吉序 | 一 |
| 自序 | 一 |
| 陸前濱の法印神樂 | 一 |
| 一、牡鹿神樂 | 三 |
| 二、法印神樂の分布 | 七 |
| 三、法印のこと | 二〇 |
| 本山派觀壽院 | 一八 |
| 牡鹿郡水沼村本山派文殊院跡 | 三三 |
| 折立村風土記 | 三〇 |
| 目次 | 一 |

本吉郡赤岩村羽黒派法雲院跡

四三

四、修験道のこと

四七

イ、切紙傳法

四七

ロ、湯立神樂

五〇

ハ、火生三昧

五三

ニ、お護摩、其他

五三

切紙傳法常用貳百九拾ヶ條目錄

五五

五、法印神樂の舞臺・その飾付並ニ樂屋

六〇

六、樂人

六三

七、支度・持物

七四

八、かんなぎ

七九

九、拍子・神歌・舞

八六

神歌

八七

五請樂

九四

責

一〇〇

二環刀拍子諷

一〇一

みかぐら

一〇五

十、神樂の模様

一〇六

打鳴し

一〇七

その臺本

凡例

一一

一、本式倭舞三番

一一三

二、初矢

一一五

三、道祖

一二三

四、兩天、三天

一二七

注連寄利

一四三

五、磐戸開

一四五

六、白 露 一五五

七、醜女退治 一六〇

八、魔王神璽 一六三

九、所望分 一六六

一〇、五 矢 一七五

二、日本武 一八一

三、蛭 兒 一八三

三、鈎 弓 一八七

四、鷓鴣草葺不合尊出現 一九九

一五、叢 雲 二〇四

紫 雲 二〇九

一六、作々 結 二二二

一七、鬼 門 二二七

一八、吾 兒 二三三

一九、事代主尊 二三六

二〇、大天姥神謡 二三九

二、橋 引 二四三

三、二ノ夜 二四六

三、湯 父 二四一

四、萬 歳 樂 二四八

五、有馬舞神謡 二四八

六、其他の廢曲 二四九

イ、空 照 二四九

ロ、昔 照 二五一

ハ、荒 神 二五四

かまど祭り 二五九

矢祭りの神樂 二五九

字 迦 玉 二五九

目 次 五

異傳篇

目次

六

第一陸中江釣子の大乘神樂

小引

大乘會次第

大乘神樂舞本地順番

| | | |
|-----|------|-----|
| 二番 | 七ツ釜 | 二七〇 |
| 三番 | 地割 | 二七三 |
| 四番 | 棟上 | 二七三 |
| 五番 | 庭靜 | 二七三 |
| 六番 | 初夜櫛 | 二七三 |
| 八番 | 龍殿 | 二七四 |
| 九番 | 普勝 | 二七四 |
| 十番 | 七五三切 | 二七四 |
| 十一番 | 王ノ目 | 二七五 |

| | | |
|-----|------|-----|
| 十二番 | 魔王 | 二七五 |
| 十四番 | 地讚 | 二七六 |
| 十五番 | 荒神 | 二七七 |
| 十六番 | 五大龍 | 二七八 |
| 十七番 | 湯引 | 二八〇 |
| 十八番 | 帝童 | 二八一 |
| 十九番 | 笹結 | 二八三 |
| 二十番 | 藥師 | 二八三 |
| 廿一番 | 三番叟 | 二八三 |
| 廿二番 | 大乘ノ下 | 二八三 |
| 廿三番 | 天王 | 二八四 |
| 廿四番 | 正足 | 二九三 |
| 廿五番 | 神拜 | 二九三 |
| 廿六番 | 神招請 | 二九三 |
| 廿七番 | 後夜櫛 | 二九三 |

目次

七

廿八番 蕨折 二九三

廿九番 岩戸開 二九八

三十番 鐘卷 二九九

三十一番 鬼門 三〇一

三十二番 橋引 三〇四

三十三番 權現 三〇五

三十三番ノ内 三〇五

舞臺切鶴作法 三〇五

舞臺へ出、踏足之夏 三〇六

後夜櫛 三〇八

祈願之文 三〇九

大乘神樂舞本地 三一

第二淺邊の法印神樂 三五

小引 三七

神樂舞格抄、神樂説明書

神樂傳來由緒之事

岩戸事

神樂説明書

表十二番 三四

裏十二番 三六

表九番 三八

裏九番 三九

五番 三一

三番 三三

御神樂舞格手巻

一 神拜

二 宮靜

三 初矢

目次

四 魔王除 三四一

五 普照 三四三

六 後矢 三四五

七 二之矢 三四八

八 龍天 三四九

九 弓劍 三五〇

十 生束 三五二

十一 三種莊 三五三

十二 窟戸 三五五

十三 天浮橋 三五七

十四 三穗 三五九

十五 注連切 三六一

十六 岩坂 三六三

十七 磐牛 三六五

十八 宇賀玉 三六七

十九 六算返敗 三六一

二十 神寶 三六三

二十一 萬歲樂 三六五

二十二 村雲 三六七

二十三 高千穂 三六九

二十四 笹結 三七一

二十五 大乘上 三七三

二十六 湯乙女 三七五

二十七 大散供 三七七

二十八 荒散供 三七八

二十九 八重垣 三九〇

三十 千道別 三九二

三十一 塵取 三九四

三十二 柴折 三九六

三十三 伊吹山 三九八

| | | |
|-----|------------|----|
| 三十四 | 羽衣 | 三六 |
| 三十五 | 西宮 | 三七 |
| 三十六 | 船玉 | 三九 |
| 三十七 | 山戸分 | 四〇 |
| 三十八 | 獅子舞 | 四一 |
| 三十九 | 蕨折 | 四二 |
| 四十 | 掃散供 | 四三 |
| 四十一 | 龍神 | 四四 |
| 四十二 | 七福神 | 四五 |
| 四十三 | 三輪 | 四六 |
| 四十四 | 葛城 | 四七 |
| 四十五 | 翁男女 | 四八 |
| 四十六 | 大和舞 | 四九 |
| 四十七 | 高砂 | 五〇 |
| 三番 | (鬼門、荒神、八劍) | 五一 |

神樂太鼓唱歌

| | |
|-------|-----|
| 主福神 | 三九〇 |
| 湯立ノ式 | 三九〇 |
| 起請 | 三九一 |
| 太稜 | 三九一 |
| 濫觴 | 三九二 |
| 島回 | 三九三 |
| 罪島回 | 三九三 |
| 閉敗寅 | 三九三 |
| 切拍子 | 三九三 |
| 二卷所 | 三九四 |
| 御神樂 | 三九四 |
| 早御神樂 | 三九四 |
| 湯拍子 | 三九五 |
| 四方御上樂 | 三九五 |

折ノ手……………三九六
 樂屋入ノ歌……………三九七
 岩戸ソウタツシ……………三九七
 御神樂……………三九八
 舞臺加持ノ哥……………四〇〇
 神送りノ哥……………四〇一

第三仙臺大崎八幡の附屬神樂……………四〇三

一、神 拜……………四一一
 二、小弓遊び……………四一六
 三、龍 天……………四一七
 四、摩 應……………四一八
 五、三 天……………四一九
 六、將 足……………四二〇
 七、四 天……………四二三

八、獅子とり舞……………四三三

九、廢 曲……………四三五

(イ)宮 鎮……………四三五
 (ロ)御所樂……………四三六
 (ハ)岩戸開……………四四〇
 (ニ)路 引……………四四二
 (ホ)荒 神……………四四二
 (ヘ)左々結……………四四三
 (ト)普 生……………四四三
 (チ)萬世樂……………四四三
 (リ)七五三切……………四四三
 (ヌ)磬 五……………四四四
 (ル)大淨上……………四四五

第四仙臺龜ヶ岡八幡の附屬神樂……………四四七

三輪流神樂傳

目次

一六

| | |
|------|-----|
| 神拜 | 四四三 |
| 獅子 | 四四四 |
| 正作 | 四四五 |
| 初矢 | 四四六 |
| 攘魔 | 四四七 |
| 岩戸開 | 四四八 |
| 端引 | 四五〇 |
| 後矢 | 四五二 |
| 宮鎮 | 四五三 |
| 村雲 | 四五三 |
| 四面切 | 四五四 |
| 笹結 | 四五六 |
| 小弓遊 | 四五七 |
| 鹿島勝負 | 四五八 |

| | |
|--------|-----|
| 御幸神樂 | 四五九 |
| 陰陽行法 | 四五九 |
| 磐手勝負 | 四六〇 |
| 富士由來 | 四六〇 |
| 不將 | 四六一 |
| 爪葉 | 四六二 |
| 岩戸入 | 四六三 |
| 鬼門 | 四六三 |
| 荒神 | 四六五 |
| 鹿島神子 | 四六六 |
| 笛の手數 | 四六七 |
| 獅子ノ笛 | 四六八 |
| 愛子ノ笛 | 四六八 |
| 神拜二宿處笛 | 四六九 |
| 御神樂笛 | 四六九 |

一七

寅之笛……………四六九

尊ノ笛……………四七〇

岩戸ノ笛……………四七〇

太鼓手數、神歌……………四七一

神拜合斷リ……………四七三

神拜ノ合・笹結口上ノ文……………四七二

第五南部神樂

四七五

一、一の谷……………四七九

二、篠田の森……………四八四

三、日光權現……………四八八

四、狂言鐘卷……………四九三

神歌……………四九七

第六若宮八幡岩戸神樂の記

四九九

第一番 祓式、大祓祝詞、散米行事……………五〇三

第二番 折居、御服……………五〇五

みぶくの歌……………五二〇

第三番 手艸の舞……………五三三

しよぎようの歌……………五三三

第四番 五行の舞……………五三三

五行の言上……………五三四

第五番 天孫降臨の舞……………五三〇

第六番 花神樂……………五三四

花神樂の歌……………五三四

第七番 一人 劔……………五三八

第八番 弓神樂、御式の舞……………五三八

第九番 四方鬼……………五三〇

第十番 岩戸前章

五三

附録 奥羽樂舞鳥瞰

小引

五五

一、霜月祭と柴燈と

五六

山伏神樂と番樂

五八

保呂羽山の霜月神樂

五四〇

柴燈

五四三

鹿角郡小豆澤大日堂の柴燈

五四三

王祇祭と黒川能と

五四五

男鹿本山、眞山の柴燈

五四八

平泉毛越寺の、常行堂祭

五四九

萬歳

五五〇

鳥追と綱引と

五五一

田植踊

五五三

おしら遊び

五五三

二、夏の踊

五五六

磐梯明神のみ國祭と日光月光の舞

五五七

耶麻郡上三宮村の二十五菩薩來迎會

五五八

平泉中尊寺の白山宮祭

五六〇

田樂舞

五六二

舞樂

五六三

神樂

五六六

遷宮の御踊

五六九

盆踊

五七一

念佛踊

五七三

さんさ踊

五七三

大念佛

五七三

目次

| | |
|--------|---|
| 目次 | 三 |
| けんばい | 五 |
| 獅子舞・鹿踊 | 五 |
| 番樂 | 六 |

索引

| | |
|-------|---|
| 問題 | 一 |
| 曲名 | 一 |
| 型付 | 一 |
| 附録篇要目 | 一 |

陸前濱の法印神樂挿入圖版目録

| | |
|----------------|-------|
| 口 繪初矢(みかぐら) | (對向頁) |
| 第一圖 磐戸開 | 一 |
| 第二圖 牧山の圖 | 六 |
| 第三圖 法印神樂分布圖 | 八 |
| 第四圖 法印神樂舞臺圖 其一 | 三 |
| 第五圖 法印神樂舞臺圖 其二 | 三 |
| 第六圖 虫生鬼舞のやま | 三 |
| 第七圖 白山の想像圖 | 四 |
| 第八圖 四節 | 六 |
| 第九圖 法印神樂假面圖 其一 | 六 |
| 第十圖 法印神樂假面圖 其二 | 六 |

第十一圖 かんなぎ…………… 二二
 第十二圖 型 本…………… 二二
 第十三圖 打 鳴 し…………… 二六
 第十四圖 初 矢 (きり)…………… 二六
 第十五圖 道 祖 (撒米)…………… 二四
 第十六圖 三 天 (五讀樂)…………… 二二
 第十七圖 三 天 (陰陽の手差)…………… 二二
 第十八圖 磐 戸 開 (せめ)…………… 一四
 第十九圖 白 露 (陰陽の手差)…………… 一五
 第二十圖 所 望 分 (旗みかぐら)…………… 一七
 第二十一圖 日 本 武…………… 一八
 第二十二圖 蛭 兒…………… 一八
 第二十三圖 蛭 兒 (ひつこみ)…………… 一八

同組込挿圖 目錄

舞 臺 飾 (牡鹿)…………… 二六
 同 (登米)…………… 二六
 同 (氣仙沼)…………… 二七
 同 (南部神樂)…………… 二七
 千早の圖 (牡鹿)…………… 二七
 千早 (氣仙沼) ふり (同) の圖…………… 二七
 瓊 鑽 刀 の 太 鼓 の 打 方 圖 解…………… 二八
 法 印 神 樂 舞 臺 面 の 圖 取…………… 二五
 八 つ 緒 の 草 鞋 の 圖…………… 二六
 湯 立 の 圖…………… 二九
 大 崎 八 幡 附 屬 神 樂 の 舞 臺 圖…………… 四八
 挿 圖 目 録…………… 二五

三輪流神樂傳寫本圖(表紙)……………四九
 同(第二頁第三頁)……………四一
 若宮八幡拜殿取圖……………五〇二
 天祖神社神樂殿舞臺圖……………五〇三

奥羽樂舞鳥瞰挿圖

羽後保呂羽山の霜月神樂(祝詞)……………五四一
 陸中小豆澤大日堂の柴燈(五大尊舞)……………五四三
 羽前黒川村の黒川能(翁)……………五四七
 陸中平泉毛越寺常行堂祭の兒舞(華折)……………五四九
 陸中土淵村北川家のオヒラ様(八體)……………五五〇
 岩代會津恵日寺の日月光假面……………五五九
 岩代會津願成寺の菩薩面……………五五九
 陸中平泉中尊寺の白山宮祭禮圖……………五六一

羽前慈恩寺村慈恩寺の舞樂(納會利)……………五六四
 陸奥高館村の七つもの……………五六九
 岩代會津小松の彼岸獅子……………五七六

表紙圖(阿呷面)

見返し表 かなぎ (牡鹿長準本)

見返し裏型 本 (戸倉實性院本)

小泉甚造氏作

第一圖



(淺野廣記氏作)

磐戶開 (於牧山・榮存法印二百五十五年忌大祭)

陸前濱の法印神樂

(一) 舊修驗、鈴木又藏氏の記憶を基とす。
 (二) 安永二年の御用書出には、來法院とあり。
 (三) 同書出には法壽院とあり。尙書出には是等は何れも本山派としてある。

一、牡鹿神樂

陸前牡鹿郡の海近く起伏多い山里に、維新前まで十ヶ院とて、十の修驗の道場が榮えてゐた。今その所在と、判明せる山號寺號を擧げてみると次の如くである。^(一)

| | | | | |
|-------|--------------------|--------------------|-------|-----|
| 牡鹿郡南境 | 正淨院 ^(三) | (本山派) | 旭輪山 | 日光寺 |
| 同 | 大瓜 | 常善院 | (羽黒派) | 旭輪山 |
| 同 | 高木 | 光妙院 ^(三) | (羽黒派) | |
| 同 | 水沼 | 文殊院 | (本山派) | 天臺山 |
| 同 | 眞野 | 觀壽院 | (本山派) | 鹿島山 |
| 同 | 同 | 喜明院 | (羽黒派) | 揖取山 |
| 同 | 沼津 | 寶性院 | (羽黒派) | 安國寺 |
| 同 | 同 | 賢龍院 | (本山派) | 熊野山 |
| 同 | 根岸 | 周明院 | (本山派) | 熊野山 |
| 同 | | | | 西念寺 |

一、牡鹿神樂

牡鹿各村に勸請せる諸社祠の祭禮には、衣を着けた是等十个院の法印達が互に集ひ、祭式を執り行つたといふが、その法式も、先づ鐘を鳴らし、摩訶般若波羅蜜多心經を一齊に讀誦し、懺悔文を唱へ、佛法僧の三度の禮拜をなし、臨(獨古印)、兵(大金剛輪印)、闍(外獅子印)、者(内獅子印)、皆(外傳印)、陣(内傳印)、烈(知拳印)、在(日輪印)、前(寶瓶印)の九字の印を結び、夫々に何々僧婆訶の文を唱へて祈禱をする等が行はれた。此の法印達の特珠の藝能の一つとして、祭式の後には續いて、二十四番(或は三十三番とも)の法印神樂と呼びならはされてゐたものが、通常拜殿前の其時々組立の舞臺、或は拜殿、若くは別に神宿の庭で演せられた。是が、時として二日三日、晝夜に亘つたものである。

明治維新後、此地に於ける修験の道は殆ど絶え、言ひ慣はしから土地の人は神職を法印と今尚呼んでゐるが、神社に於ける祭式も疾く純神式に改り、祈禱などいふことも稀になり、歩けば至る所に見受けられる「湯殿山」「羽黒山」「金毘羅大権現」「庚申塔」等刻みつけられた巨大な石や巖の碑も、今は早や不思議な過去の遺物にならうとしてゐる。たゞ是らの中に、その昔華やかであつた一つの技藝のみが、なほ暫く人の惰性的な堪能を強ひ

(一)大抵もと法印であつたごの家にもうづ高い古書經本や、我等には讀解し得ない修験の秘書を藏してゐる。

ようとしてゐるのであるが、人も教もない今は、それもやうやく一基の庚申塔ならむとしてゐる。

かの十个院が成立しなくなつたのは、神佛の混淆を嚴しく禁せられた維新からで、^(二) 兩部とも稱せられてゐた法印は、こゝに一時衣を脱ぎ、狩衣を着、祝詞を讀み覺えて神職となつたが、神社法の制定により多くの廢祠が生じ、且は神職の資格をやかましく言はるゝに及び、大方は再び職を投げ、止り得たのは僅かに三四人に過ぎなかつた。そんなわけで、牡鹿の神樂も維新以來暫く絶えてゐたのであつたが、明治十三年に至り、牡鹿郡牧山、^(三) 長禪寺の中興の始祖、片桐榮存法印二百年遠忌の祭りを盛大に執行せんとするに當り、もとこの山の天臺の兩部、當時零羊崎神社の神職であつた櫻谷可守氏が、神樂復興のことを先づ根岸周明院の津田雄記氏等に計り、舊法印の有志の者達を集め、こゝに農家有志の者をも交へて新たに稽古を始めた。かくてこの祭りには二日間を、古式通りに演じたといふ。

以來機を得て、零羊崎神社夏の例祭、陰曆七月九日に、年々演じ來つた。尙右の外舊例を復活し、現在此の神樂を定期に奉納してゐるのは、陰曆八月十三日の石巻羽黒山鳥屋神社秋の例祭、同八月十五日の稻井村沼津、八幡神社例祭等に於てであるが、しまと稱されて

(一)當時の禁止振は、村々に人夫が廻され、本尊を始め石碑や石像、梵鐘等に至る佛關係一切のものを破壊するが若くは神社境内外に撤去せしめられた程であつたといふ。

るる海岸地方、例へば女川の白山神社(例祭陰曆三月十八日)、鷲神の熊野神社(同四月十九日)等や、出島、寺間、前網、寄磯等でも舞ふことがある。尤も是らの島では、神社普請、お屋根替等の際には必ず奉納し、一度奉納すれば三ヶ年は屹度續けて奉納するならばしてであるといふ。其他臨時に近邊の祭に舞ふことがある。昭和五年、新三月三日より四月四日迄の三十三日間、かの榮存法印の二百五十年忌の大祭が、社殿新築の榮存神社(牧山)で修せられたが、この時には此の神樂が毎日奉納された。又この昭和六年舊四月十九日の、鷲神熊野神社の社殿増築、修繕完成の、例祭を兼ねての大祭には、神輿の座を設け、特に舞臺飾りや、式舞等も、古式に則つて演せられた。尙此の神樂は、一般には法印神樂と稱せられてゐるが、牡鹿神樂とも言ひ、古代神樂と呼ぶこともあり、再興の當時は主として眞野の者が携つたところより、眞野神樂とも稱した。

復興最初の神樂以來、ほんの数年前迄、四十餘年を、一年も缺かさずお山(牧山)に登つて神樂を務めて來られた。今年(昭和六年)八十一歳の鈴木又藏翁が尙豊鏢として、今は女川の偶居に侘びて居られるが、幸ひこの神樂に就て種々精しくお聞き出來た。翁は沼津賢龍院最後の法印で、復興以前の法印達のみの神樂にも、未だ幼かつたのであるが、鬼コ等に出されて演じたことがあり、復興の際は卒

(一)恐らくこのときの神樂が、牡鹿神樂としての最後の華やかさであつたらうこのときまで朋をこつて居られた眞野氏は、この舞臺を最後に中風を病んで次の熊野神社の時には姿を見せられなかつた。



(小泉振造氏作)

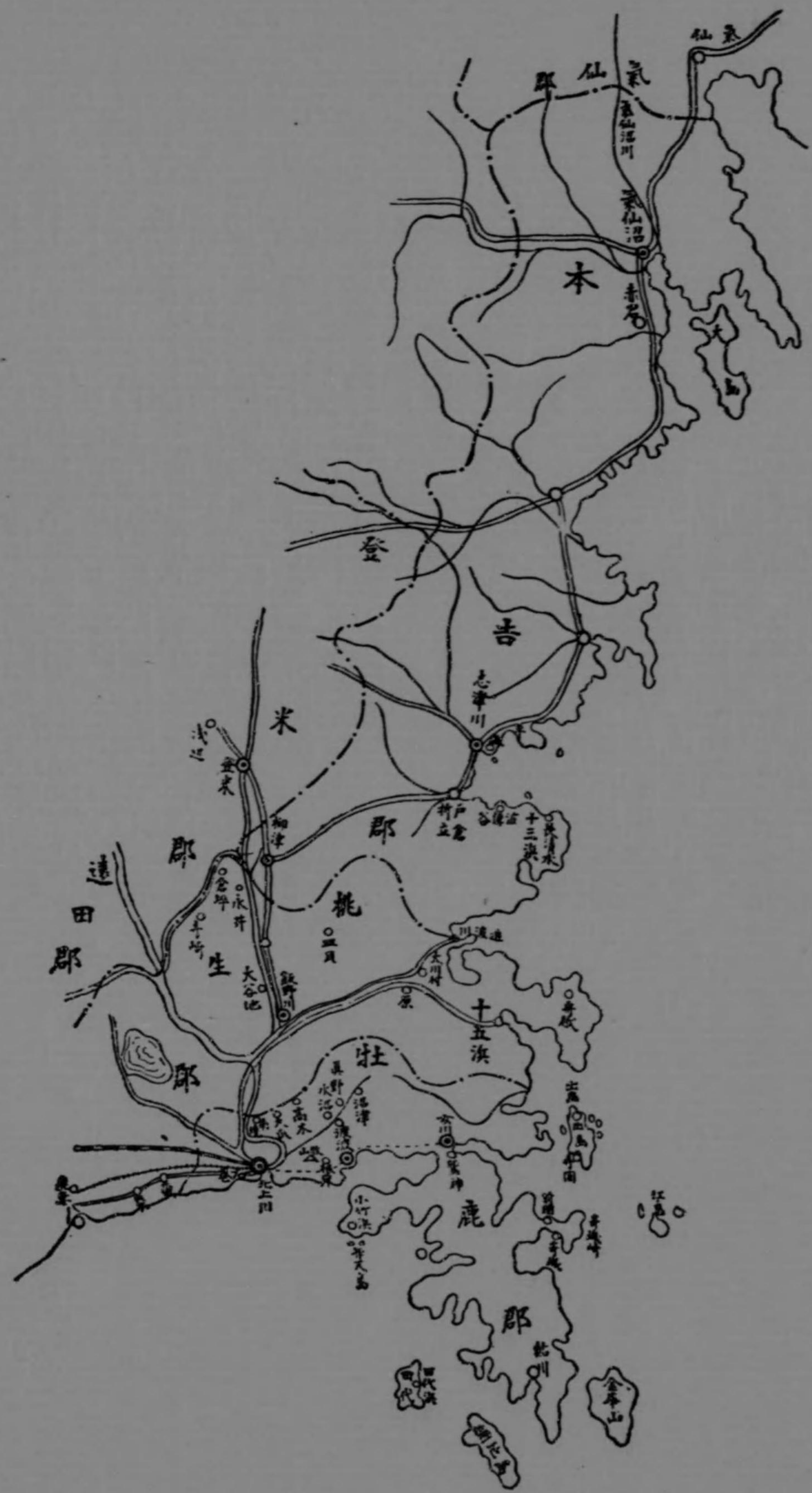
赤土山上より牧山を望む

茶二圖

先して、主として根岸周明院の藤原元則通稱津田雄記氏、並に大瓜常善院の法印泰了津田全儀氏より學んだ。現在此の神樂の嗣とりをしてゐるのは、又藏翁の直傳、淺野清之助氏であるが、「神談記」や舞の實際等に就いては、始め氏から色々お聞きした。牡鹿の記録は主として兩氏に負うてゐる。尙、舞の記録は主として牡鹿のものにより、昭和四年舊八月十三日の石巻烏屋神社に於けるものを最初とし、昭和六年舊四月十九日の鷲神、熊野神社奉納のものに至る春秋二ヶ年の間に見學し得た諸所の實演、並に鈴木氏、淺野氏、其他の方々の談を據所とした。又、桃生の神樂に就ては、主として皿貝の及川禎吾氏並に樺崎の榊田健也氏に負うて居り、本吉郡戸倉、氣仙沼、登米郡登米、淺邊の古老にも夫々の所傳に就て示教を得た。

一、法印神樂の分布

法印神樂の名で呼ばれてゐるものと法印の携つた神樂は、この牡鹿のもの、外に、陸前五郡と稱し、本吉、登米、桃生、氣仙及び實はもう一郡、遠田(涌谷近邊)にも存してゐる。もと陸中南部にも分布してゐたらしい。



第三圖 法印神樂分布圖

| | | |
|------|------------|-----|
| 多寶院 | (明開山本宮寺) | 折立 |
| 般若院 | (折立山海藏寺) | 同 |
| 寶殊院 | | 同 |
| 寶徳院 | | 同 |
| 威光院 | (もと北の坊と稱す) | 同 |
| 喜明院 | | 志津川 |
| 和光院 | | 平磯 |
| 殊寶院 | | 十三濱 |
| 寶藏院 | | 波傳谷 |
| 寶性院 | | 長清水 |
| 右何れも | 羽黒派 | |

陸前濱の法印神樂

本吉郡戸倉村は、以前は折立村と稱してゐたが、もところ、に四十八坊あつたと言ひ、即ち近年迄存し、神樂にも携つてきた修験の道場は、菅野隼人氏の記憶によれば次の如くである。

此處では、今尙殆とこれら舊法印の子弟達が演じて居り、菅原氏によれば、氣仙神樂とも稱し、古く氣仙郡から傳へられたものとの言傳ひがあるといふ。

登米郡登米近邊トキミで在來演じてゐたものは、今淺水村淺邊に残つて居り、現在登米神社に奉納になるのは、戸倉の流である。(二)

桃生諸村（永井、倉塚、寺崎、檜崎、皿貝、大谷地、原）のものは、今より三代（約一百年）前、此郡の法印が、本吉郡氣仙沼にて學び傳へたものを、近年夫々の舊法印が農家の者に傳授して組織せしめたものといひ、十五濱方面のは、戸倉と一續きらしい。

氣仙沼のは、松岩村の平野行房氏によると、古くこの地に演せられてきたものらしいがやはり氣仙神樂とも稱し、氣仙郡氣仙とは全く同じ流で、一諸に演じたこともあつたといふ。同様今尙殆と舊法印の子弟のみが演じてゐる。氣仙郡盛近邊さかでも、今尙演じて居るらしく、その所傳は氣仙沼のと同様らしい。

陸中膽澤、磐井では濱神樂と稱し、つひ近年迄存續してゐたが、今は一二の記憶に留めてゐる者のみを殘して絶えた。尙、菅江眞澄翁の「鄙廼一曲」の「道奥の國膽澤の郡神樂唄」(三)の小書には、次の如く見えてゐる。

（一）戸倉の菅原秀傳氏等がはじめ稽古をつけた吉田村の組が奉仕してゐる尙淺水村のものに關しては後註参照

（二）膽澤郡金ヶ崎村佐倉川八幡社菅原老談

（三）天明年間の採集か

優婆塞の神樂也。こは皆羽黒派の山伏集りて舞ふ。重き神樂を大嘗といふ。きぬがさの下に在りて補任をひらくなど、そのゆへことくし。いづらもかぐらの庭にまつ八雲たつの神歌をうたひ、しかるのちに唄ふこと也。

又岩手師範の郷土室記録によると、東磐井郡東山曾慶邑羽黒神社の熊谷家を中心にも、この流の神樂が組織されてゐたらしく、然し乍ら今は秘記のみを残して、舞ふ人も四散の形であるといふ。
(小山武郎君調)

三、法印のこゝ

牡鹿の濱に法印達が住みつくつに至つたのは、いつの頃からであつたらうか。安永二年の風土記御用書出によると、その當時牡鹿には、二十四ヶ院の主要な修験の道場が數へられてゐた。即ち書出により略註して誌してみると次の如くである。(五大院を除いて何れも本山派)

(一)天保十四癸卯年、牡鹿陸方大肝入阿部興平治明及なる人が「格式留」「地附留」「海岸御備留」「驛法留」「定例留」「諸御用後例留」等に分つて、御川書出より夫々抜書した

慶學院 (好日山東海寺)

門脇村下町横丁

「先祖窪木丹後守兼元儀、當村鹿島御兒神社宮司社職又ハ大宮司神主_元申傳候、右神社ハ延喜式神名帳ニ相出、奥州一百坐之内、當郡十坐之一社ニ御座候、鎮守府將軍藤原秀衡時代者御寄附モ在テ、社家數十人御坐候其内ト相聞傳申候。丹後守儀ハ人王六十二代朱雀天皇御宇、天慶年中之者ト申置候。右已來丹波守迄之代數並名前_元ニ相知不申候。先祖祭今以例年四月九日ニ仕來申候事、窪木丹波守元祐儀モ社職相勤申候。藤原泰衡衣川落城以後、人王九十一代伏見院御宇、永仁年中、葛西伊豆守様清宗_ノ社領等御寄附有之候由申傳候事。」
文祿年中の開院(御書院書出参照)、安永二年迄大數百八拾ヶ年。

善學院

門脇村

寶永貳年四月、慶學院先祖第四世嘉寶院元號の分院、安永貳年迄六拾九年。

五大院 (羽黒山、羽黒派)

石卷村羽黒山下

正福院南海の開院、但右年月不明、安永貳年迄第七世。

明寶院 (卷石山)

石卷村畑中

「當院ハ往古、當村惣祈願寺海石山壽福寺開山大善院秀宥_ノ相分候由申傳候。」

三、法印のこゝ

もの、中に一本「山伏方」として修験の書出のみを輯集したものがあった。(石巻圖書館蔵)以下は是に據る。尙原本書出牡鹿郡のものは四冊に纏められ、宮城圖書館並にその寫しが石巻圖書館に藏されてゐるが、綴に洩れた分が多く、今二十四ヶ院悉くを原本に引合せるところは出来なかつた。又この二十四ヶ院は所謂陸方の分のみで、外に遠島(濱方)にも僅かに見受けられる。即ち今残つてゐる原本によれば

大原濱に最勝院
給分濱に見明院
長渡濱に善覺院
等あり、是らば
何れも本山派で
このうち見明院
に就ては最後に
附記しておいた
因に概して遠
島には寺も修驗
も稀であつたが
面白いのは、ど
のやうな小さな
濱にも神社の數
だけは勸請年月
不明のまま、に多
過ぎる程あつた
ことである。さ
うした神社の地
主若くは別當は
個人であり或は
一村であつた。
例へば女川灣
に面する桐ヶ崎
には、當時(安
永二年)人家が

但右年月不明、安永貳年迄六世。

常覺院 (三光山)

石巻村裏町

大行院 (稻荷山)

石巻村新田町

修善院 (住吉山 神徳寺)

石巻村住吉社地住居

龍光院 (光石山)

石巻村住吉

大寶院

成就院

清學院

靈照院 (干瀟山 龍旋寺)

三、法印のこと

觀壽院先祖弟七世主善院元奥の開院、但右年月不明、承應三年三月開院者歿。安永貳年迄百貳拾年。
(尚こ、は石巻村並當郷鎮守住吉大明神社の別當所であつた。)
寛文七年六月龍寶院盛鏡の開院、安永貳年迄百拾參年。
「當院先祖龍寶院盛鏡儀ハ肥前出生之者ニ御座候由、大先達御城下慈雲山良覺院光志大峰登山之節、知人ニ罷成、其後御當國江罷下候所、右良覺院ニ而修驗ニ爲立、龍寶院成鏡と相名乗申候、同七年六月當郷を霞に被相預、引移、當時迄住居仕候。」
大寶院

十二軒あり、男
三拾二人、女三
拾四人住み、是
に神社が十あつ
た。即ち神明社
(村鎮守)、山神
社、夷社、二渡權
現社、明神社(二
つ)、稻荷社(二
つ)、白山社、水
神社で、(佛開な
し)是と灣を隔
てた對岸、半島
の野々濱には人
家が十三軒、男
四拾二人、女三
拾四人で、神社
は六つ、神明社
(村鎮守)、稻荷
社(二つ)、山神
社、經嶋社、伊
勢社。塚濱には
人家が三十八軒
男百六人、女九
拾八人、神社は
七つ、神明社(二

成就院

石巻村南町

清學院

靈照院 (干瀟山 龍旋寺)

三、法印のこと

「當院先祖ハ往古後醍醐天皇之第八宮權義良親王東國御下向被遊候節、供奉之臣七騎之内ニ御座候處、第八世之祖秀永代修驗道相立候ニ付開院仕候
當院先祖代ヨリ湊袋谷地當所霞ニ被仰付今以引續相勤居申候、御書附寫左ニ書上仕候、此度牡鹿郡湊袋谷地當所被下置候、神事宮入七五三相違在開敷候仍證文如件
萬治三年四月廿二日
良覺院判
清學院 參
安永貳年迄八世を經。

靈照院 (干瀟山 龍旋寺)

石巻村川口

三、法印のこと

「當院元祖ハ踰跲記京太夫實敬ト申者、人皇拾六代應神天皇勅命ヲ蒙、當村(伊原津)羊崎神社大宮司相勤、社領頂戴仕居候處、天正年中葛西家没落以後、社領被取上候ニ付、前書之通文祿初年ハ修驗道相勤相續仕候」
文祿之初、普明院の開院、安永三年迄百八拾年余。
三、法印のこと

明王院

石巻村田町八軒丁

「當院先祖ハ當郡十座之内式内神社拜幣志神社宮司ニ而、葛葉田藏人ト申者ニ御座候處、天正年中ヨリ修驗道相立、七世常光院清香代開院ニ付、當安永三年迄、大數百九拾年餘ニ罷成候事」

周明院 (熊野山)

根岸村

天文改元、玉藏坊長都法印の開基と傳ふ。(家傳による)

常樂院 (松壽山)

根岸村端江渡波町

常光院長永法印寛永十八年の開院、安永貳年迄百三拾三年。

寶性院

沼津村

寛永年中、喜明院先祖第三世慈眼院長祐弟子、光藏坊の分院するところ、當住迄七代。

賢龍院 (熊野山)

沼津村

曆應元戊寅年、鈴木廣太夫の開院、今の鈴木又藏氏は其の二十一代目に當る。(家傳)

觀壽院 (別項参照)

眞野村

喜明院 (掛取山)

眞野村船渡屋敷

「當院先祖往古ハ鈴木大藏太輔長義ト申、當郡奥海浦宿濱之内、大澤ニ住居仕、同所天王山牛頭天王、

つ、内一つは村鎮守)、稻荷社、白幡社、山王社、伊勢社、夷島社、外に太子堂一つ又灣外の孤島出島(南北四拾九丁六間東西廿二丁五拾間)には、人家が四十七軒男百三拾六人、女百貳拾一人で神社は九つ、鹿島社(村鎮守)、明神社(二つ)、神明社(二つ)、牛頭天王社、山神社、白山社、稻荷社、佛閣は薬師堂、地藏堂(二つ)、辨才天堂の四つ、及天臺宗の寺一つ。又遙かの沖方六丁の江島には人家が九十五軒、

男二百二拾九人、女二百拾八人、神社は五つ、伊勢社(村鎮守)、白山社、大明神社、石神社、稻荷社、佛閣は薬師堂、辨才天堂の二つ。寺は曹洞宗が一つであつた。是らには皆夫々に祭日縁日が定められてゐた。

法壽院

高木村柳下屋敷

寛文中、觀壽院先祖第八世、觀壽院元泉弟子新學坊次榮の開院、天和三年二月廿八日歿、安永貳年迄九拾三年。

常善院 (旭輪山)

當主津田彦治郎氏は第十三代に當る。(家傳)

來法院 (妙現山)

南境村臺

來法院冠好の開院、元和三年入峰、天保拾貳年迄貳百貳拾五年。

三、法印のこと

同。院のうち、以下同じ。

(三) *印は、維新まで神樂にも携つてゐた十ヶ院のうち、以下同じ。

(附)

見明院

給分濱

「當院元祖並由來ハ不相知、從當時五百年之昔ハ、出羽國羽黒山配下ニ相見得、右年歴之古文書遺跡代々讓傳、先祖安藤太郎重光ト申者有之俗名ニ而、牡鹿遠島先達職相預リ罷在リ、其後右親族安藤四郎此當郡十八成瀨惣右衛門先祖先達職ヲ可奪之企有之、早ク可任先例由、弘安四年四月廿日羽州羽黒山江家督相續ニ罷成候由之事政所ノ預許狀、其後安藤次郎守重ニ其職並神客參詣道者及神子等ニ可令領掌旨正安三年八月廿一日右政所ノ許狀を受、其跡前父安藤太郎女子袈裟熊女先達職可案堵由、嘉元四年卯月八日得許狀ヲ、其趣遠島政所江茂羽黒山快慶ノ申改、又遠島大先達之許狀康永二年四月十二日從宗持此實名何レ之名ニ候哉相分リ兼候事賜リ、其後安藤五滿感ニ、同四年三月廿七日政所ヨリ免許、次ニ遠島小寺五郎太夫當村之内小寺ト申所在大宮太夫ト申而彌宜職も兼帶ニ島相見得是則小寺五郎太夫之事に先達職宛行よし貞和二年七月卅日羽黒山ノ受許狀を、又大先達清信是前父ノ賜免許、其跡遠島之神山、鳥海の彌宜乃内神子等可沙汰由、同年八月三日左衛門尉宗持是前父ノ賜免許、其跡遠島之神山、鳥海の彌宜職の事親之讓りに可任由、延文二年二月十八日從長雄此實名何と云名に候哉相分リ兼申候事許狀を得、同三年二月十八日、又同六年九月晦日、先達職政所ヨリ免許其後、彌宜職ニ付取納錢之事違亂有間敷由、大永二年十月十一日、都澤美作葛西之家臣ニ可有之哉之事より申下、或ハ宮之下せんしき坊之内兩役者之手永代入間敷由被仰

- (一)文殊院、鈴木氏藏
- (二)月倉村、菅原氏藏
- (三)法壽院、平野氏藏

出旨天正九年二月二日くわひ身御取次と申書翰を給り、又遠島霞之事、如前ニ之可致祈念由、天正十九年十二月三日良覺院榮眞より、蓮花院江申付候、右先祖ヨリ之次第古風ニモ候哉、俗名ニ而修驗道相勤、又ハ彌宜職をも相兼居、往古修驗方ハ羽黒山配下ニ附居、蓮花院ニ至リ本山派ニ罷成……但前文弘安四年ヨリ當安永三年迄四百九拾五年ニ罷成候事。最初ハ當村之内宮ノ下ニ住居、御當家様ニ罷成、遠島を成田左馬之助殿と申御方御預り之節、居所當村町江引越候様、慶長十二年ニ被仰付、其節民當村之内、中澤、宮之下、小寺、後山之四ヶ所ヨリ、當村之町江引移、其後遠島を馬場藏金殿と申御方御預り之節、蓮花院も元和五年九月廿日、宮ノ下ヨリ内畑と申所江引移、其頃貞山村、隣村大原濱御假屋江時々御下向之節、原田甲斐守殿爲御供下先ニも候哉、内畑之家作ハ甲斐殿入方を以同人之假屋ニ被相立、先祖蓮花院宿仕義ニ相見得候處、甲斐殿滅亡之後、同人相立被申候家作ニ住居之事非本意之儀ニと相心得、其居家早速相破り、寛文中當時之居所江取移住居候由申付候事。

尙少し煩しいが、次に參考資料として、眞野觀壽院(安永二年)、水沼文殊院(文政七年)の書出、及び本吉郡折立村(月倉村)の風土記(安永三年)、赤岩村(氣仙沼)法壽院の書上(文政十年)を原本のまゝに掲録しておく。

三、法印のこと

本山派觀壽院

- 一 導場寅向
竪四間横三間
- 一本 尊
不動明王木佛立像御長一尺六寸但作者相知不申候事
- 一 開山之事
當院ハ明覺院元榮開院ニ御座候所、右年月相知不申候、明覺院義、文明拾貳年三月廿八日相果申候ニ付當安永貳年迄貳百九拾四年ニ相成候事
- 一 小名之事
宮下屋舖
- 一 故事來歷之事
當院先祖高橋郡治太夫與申者ハ當村鹿島御兒神社主御座候所右前後名前並歷代共相知不申候、如何様之義ニ候哉十三代以前之元祖榮代ヨリ本山派修驗ニ罷成鹿島山明覺院ハ相改申候事
- 一 本山並末寺之事

本山ハ京都聖護院宮様ニテ於御當國ハ大先達御城下慈雲山良覺院支配ニ御座候 但當院家分並弟子左ニ御書上仕候事

當郡石卷村住吉町
小先 修 善 院

右修善院先祖止樂院義ハ元祿年中當院先住第八世觀壽院元泉三男ニテ石卷村住吉社別當ニ罷成修驗相續仕候所右子孫當修善院迄三代ニ御座候事

當郡門脇村
小先 慶 學 院

右慶學院先祖宮之坊事嘉寶院義ハ寛文中當院先住第八世觀壽院元泉甥弟子ニテ門脇村愛宕社別當ニ罷成修驗相續仕候所右子孫當慶學院迄四代ニ御座候事

當郡高木村
法 壽 院

右法壽院先祖新學坊義ハ寛永年中當院先住第八世觀壽院元泉弟子ニ罷成修驗相續仕候所右子孫當法壽院迄五代ニ御座候事

- 一 寺格之事
以上三ヶ院
- 三、法印のこと

小先

○一 最初之地移替之事

一 寺領並御寄附之事

往古葛西家御代ハ別當所鹿島御兒神社江御寄附之由申傳當院持高之内宮田ト申所持仕候但當時ハ御寄附無御座候事

○一 御墓所並御位牌之事

○一 御參詣又ハ御成之事

○一 御詠歌等惣テ御拜領物之事

○一 御目見並御意等有之候事

一 古什物之事

一 本尊不動明王一体

一 二童子二体

一 馬上愛宕像一体

一 役行者一体

木佛立像御長一尺三寸宛

木佛立像御長六寸

木佛立像御長六寸

一 地藏尊一体

一 不動明王一体

一 阿彌陀一体

一 觀音藥師二体

右拾体作者相知不申候事

一 刀一腰

一 脇指一腰

一 脇指一腰

一 劔一振

木佛立像御長四寸

木佛立像御長四寸

木佛立像御長四寸

木佛立像御長三寸宛

長三尺三寸銘月山

長一尺一寸銘八幡大菩薩

長一尺八寸銘正光

長八寸無銘

以上拾貳品

一 古墓所之事

一 古碑六

右年月等委細之義ハ御村書出江御書上仕候事

一 開院元榮法印墓印

但五葉松一本廻九尺八寸

三、法印のこと

一 別當所之事

- 一 鹿島山鹿島御兒神社
- 一 香取社
- 一 息栖社
- 一 紀社
- 一 貴船社
- 一 蛇類明神社
- 一 牛天王社
- 一 稻荷社
- 一 日向澤藥師堂

神社八ッ佛閣一ッ都合九ヶ所御座候所右間敷等委細之義ハ御村書出江御書上仕候事

○一 境内景地之事

一 開山方當住迄歴代之道號實名之事

- 開院 明覺院元榮
- 二世 觀壽院元養
- 三世 觀壽院元清
- 四世 明覺院元惲
- 五世 明覺院元順
- 六世 修善院元長
- 七世 修善院元眞
- 八世 觀壽院元泉
- 九世 和光院元正

- 十世 明性院元淨
- 十一世 觀壽院元淳
- 十二世 觀壽院元政
- 當住十三世 觀壽院元與

以上十ヶ條

御案當拾六ヶ條之内印仕候分六ヶ條之品無御座候事

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候 以上

安永二年三月

x

牡鹿郡水沼村本山派文殊院跡

一 歴代並官位之事

- 開山 榮深
- 二世 榮春
- 三世 榮敦
- 三、法印のこと

- 四世 榮椿
- 五世 榮弘
- 六世 榮純
- 七世 榮元
- 八世 榮膳
- 九世 榮祐
- 十世 榮傳
- 十一世 榮旭
- 十二世 榮耀
- 十三世 榮林

開山文明年中ヨリ當文政七年迄三百四十年余

(一)次の四行は
余白に二行宛異
つた筆跡にて書

- 十四世 三僧祇權大僧都法印金襴地 泰榮
- 依勤功代二直院昇進

加へあるものと
す。

- 十五世 三僧祇權大僧都法印金襴地 榮常
- 依勤功一代小光宿老白地金襴地御免

一 寺山號之事

天臺山龍王寺

一 御朱印並御寄附之事

無御坐候

一 御出馬先

無御坐候

一 諸堂社別當所之事

牡鹿郡水沼村鎮守

一 深山大權現社

一 社地 百間 四方余

一 宮 四一間

一 拜殿

竪二間 横三間

村 空地

同村ノ内西澤

別當

文殊院

一 伊豆權現社

所持山林ノ内

一 社地 東西五間 南北十間

一 宮 四一尺

| | | | | | | | |
|------|---------|----------------|----|-------------|----|-------|--------|
| 同村同所 | 一月山權現社 | 東四十五間 南北十間 | 一宮 | 四一尺 四一尺 | 別當 | 文殊院 | 所持山林ノ内 |
| 同村同所 | 一愛宕大權現社 | | | | 別當 | 文殊院 | |
| 同村同所 | 一社地 | 二十間 四方 | 一宮 | 二尺四寸 四一尺 | 地主 | 三右衛門 | |
| 同村同所 | 一山神社 | | | | 別當 | 文殊院 | |
| 同村同所 | 一社地 | 東四十二間 南北十二間 | 一宮 | 四一尺 | 地主 | 傳三郎 | |
| 同村同所 | 一諏訪大明神社 | | | | 別當 | 文殊院 | |
| 同村同所 | 一社地 | 東四三間 南北五間 | 一宮 | 四一尺 | 地主 | 幸三郎 | |
| 同社内 | 一白山權現社 | | | | 別當 | 文殊院 | |
| 同社内 | 一社地 | 東四三間 南北五間 | 一宮 | 四一尺五寸 | 地主 | 水沼仲太夫 | |
| | 一熊野權現社 | | | | 別當 | 同院 | |

| | | | | | | | |
|--------|--------|--------------|----|-------|----|-------|-------|
| | 一宮 | 一尺五寸 四一尺 | 地主 | 同院 | | | |
| 同村ノ内東澤 | 一龍田明神社 | | | | | | |
| | 一社地 | 東四七間 南北六間 | 一宮 | 四一尺五寸 | 別當 | 文殊院 | 孫右衛門 |
| 同村同所 | 一稻荷明神社 | | | | 別當 | 文殊院 | 五郎右工門 |
| 同村同所 | 一社地 | 東四六間 南北五間 | 一宮 | 四一尺 | 地主 | 賀茂左工門 | |
| 同村同所 | 一天神社 | | | | 別當 | 文殊院 | |
| 同村同所 | 一社地 | 東四六間 南北七間 | 一宮 | 四一尺三寸 | 地主 | 賀茂左工門 | |
| 同村同所 | 一不動明王堂 | | | | 別當 | 文殊院 | |
| 同村ノ内龜山 | 一神明社 | | | | 地主 | 仁右衛門 | |
| 同村ノ内龜山 | 一社地 | 二十五間 四方余 | 一宮 | 四二尺 | 別當 | 文殊院 | |
| | 一社地 | | | | 地主 | 傳之助 | |

陸前濱の法印神樂

二八

同村同所

一 白山權現社

一 社地 御林ノ内

一 宮

三尺五寸
四

別當 文殊院

宮守 清左衛門

同村ノ内小田太

別當 文殊院

一 天照太神宮

一 宮

一尺二寸
四

地主 安左衛門

一 社地 五間
四方余

一 宮

都合十五箇所

大檀那無御坐候

一 大檀那寄附之事

和田主馬之介様御家中

阿部 彌太夫

沼津 郷右工門

大友 彦太夫

水沼 仲太夫

右書上之通相違無御坐候

(一)番直し、不
明

外

和田主馬之介家老

村上五左衛門

一 牡鹿郡水沼村一字

人頭百十七軒

右一箇村家中前共二百二十〇軒

拙僧檀家相定七箇條法用ハ勿論外諸法用共ニ相動來申候

一 滅罪檀家之事

無御坐候

一 住居地之事

境内 東西十七間余
南北二十間余

御年貢地

一 山林所持間數之事

瀧澤山 神林 館森 東西百間
南北八十間

大萱

笹コエドウ

一 田畑所持之事

高一貫七十五文

内

田代八百九十六文

御給所

三、法印のこと

二九

畑代二十八文

畑代百五十一文

右書上之通相違無御坐候

牡鹿郡水沼村肝入

小平治

右之通相改書上相違無御坐候 以上

文政

文殊院

x

風土記

折立村 (抜抄)

一 男女都合千百拾七人

一 馬數 貳百八疋

一 附舟 拾四艘

一 神社 拾貳社

權現山御除地

一大神宮

但御宮 竪三尺五寸 南向

社地 竪三十五間 横十七間

御祭禮日 十一月朔日

別當 山伏

寶

殊

院

折立山

一 春日大明神宮 御本尊御長八寸木像御馬乘 行基菩薩御作

但一村惣鎮守

社地 東西貳拾間 南北十六間

殺生禁 御除地御受 竪三間 横貳間半

御宮並長床 竪四間 横貳間半

烏井南向何茂無額 御祭禮十一月朔日

別當 山伏

寶

殊

院

若宮山

一 八幡大神宮 御本尊御長三寸六分金像御馬乘 作者相知不申

但御宮 竪壹間 南向

權現山

一 熊野本宮

但 竪壹尺五寸 南向 横三尺

社地 竪拾五間 横拾三間

御除地

御祭禮九月廿七日

別當

右

同

人

三、法印のこと

權現山
一同 新宮

但御宮 横 三尺五寸 南向
社地 横 四拾貳間

御祭禮日 九月廿七日
別當 山伏 右 同人

右同所

一 鹿鳴明神

但御宮 横 三尺五寸 南向
社地 横 四拾貳間

御祭禮日 ……
別當 山伏 寶 殊 院

權現山

一 八幡宮

但御宮 横 貳尺五寸
社地 横 八間 南向

御祭禮日 八月十五日
別當 山伏 般 若 院

一 田村□ノ宮

但御宮 横 壹尺三寸 南向
社地 横 三拾貳間

御祭禮日 ……
別當 山伏 北 野 坊

右同所

一 羽黒山前立

但御宮 横 貳尺 南向
社地 横 三間

御祭禮日 無御座候
別當 山伏 般 若 院

一 愛宕宮

御本尊 御長壹尺五寸木像之像
作者相知不申

但御宮 壹間四方辰巳向
社地 横 三十貳間

御祭禮日 十一月廿四日
別當 北 野 坊

一 稻荷明神

但御宮 貳尺四方南向
社地 横 十五間

御祭禮日 無定 權現山之内ニ御座候
別當 北 野 坊

權現山

一 湯ノ峰 御本尊 御長八寸木像座像
作者相知不申

但御宮 横 壹尺五寸 南向
社地 横 十五間

御祭禮日 無御座 權現山之内ニ御座候
別當 山伏 寶 德 院

一 佛閣拾七ヶ所

三、法印のこと

權現山

一本堂羽黒權現 御本尊御長壹尺貳寸 作者相知不申

但御堂三間四面南向 堂地 竪八拾間 横貳拾間

御祭禮日九月十七日

別當 山伏 寶 殊 院

右同所

一 那知神社 御本尊御長壹尺木佛 作者相知不候

但御堂壹間四面南向 堂地 竪拾五間 横拾八間

御祭禮日無御座 御除地

別當 山伏 寶 殊 院

一 高野堂 御本尊御長壹尺八寸木佛座像 作者相知不候

但御堂壹間四面南向 堂地 竪拾五間 横拾八間

御祭禮日無御座 權現山之内ニ御座候

別當 山伏 寶 殊 院

若宮山之内

一 地藏堂 御本尊御長壹尺壹寸木佛作者相知不申 御門口御龍ト御座ノミ也申傳候

但御堂壹間四面 御祭禮日無御座 御林之内ニ御座候

別當 山伏 寶 殊 院

權現山

一 開山堂 無御本尊行基菩薩

但御堂壹尺四面南向 堂地 竪三十間 横十五間

御祭禮日無御座 權現山之内ニ御座候

別當 山伏 寶 殊 院

一 清水觀音 堂地 竪四拾間 横貳拾間

但此所零落仕堂地斗御座候

別當 山伏 寶 殊 院

一 大佛 堂地 竪三十間 横拾五間

但此所零落仕堂地斗御座候

別當 山伏 寶 殊 院

一 神ノ藏 堂地 竪三十間 横拾五間

但品々右同所 居久招山之内ニ御座候

別當 山伏 寶 殊 院

三、法印のこと

一千手觀音 堂地^竪三拾間
横拾五間

但品々右同所

居久招山之内ニ御座候

別當 寶 殊 院

權現山

一 札折堂 但品々右同所 權現山之内ニ御座候

別當 山伏 寶 殊 院

なめろし權現山之内

一米山藥師 御本尊御長壹尺五寸
木佛作者相知不申

但御堂壹間四面東向 御祭禮日四月八日

別當 右 同 人

一 今熊野權現 無御本尊

但御堂貳尺五寸四面 御祭禮日無定

權現山之内ニ御座候
別當 山伏 寶 殊 院

權現山
一月山大權現 御本尊御長壹寸三分木佛
座像 弘法大師之御作

但御堂貳間四面南向 堂地^竪百五間
横十七間

御祭禮日九月廿七日
別當 山伏 般 若 院

右同所

一 小月山堂 御本尊御長八寸三分金佛
弘法大師之御作

但御堂貳尺四面南向 堂地^竪三十間
横十五間

御祭禮日無定
別當 般 若 院

一 菟川不動 御本尊御長貳尺四寸五分
木佛立像作者相知不申

但御堂壹間四面南向 堂地^竪四十間
横貳十間

御祭禮無御座 權現山之内ニ御座候
別當 般 若 院

一 葉山藥師 御本尊御長壹尺木佛
立像作者相知不申

但御堂壹尺四面南向 堂地^竪三十四間
横九間

御除地 御祭禮日無御座
別當 山伏 寶 德 院

たきの澤

一 瀧不動 御本尊御長貳尺壹寸
木佛立像作者相知不申

但御堂堂間四面西向

御祭禮日九月廿八日

權現山之内ニ御座候

別當 寶 徳 院

一 寺貳ヶ所

寺 澤

曹洞宗 大瀧山海 藏 寺

一 無門客殿辰巳向無額

一 客殿本尊釋迦御長 木佛座像作者相知不申

一 脇佛座像 大權 達磨 御長六寸□分 木佛座像作者相知不申候

但海藏寺書上別冊相添指上申候

館の下

曹洞宗

通花山 壇 前 寺

一 無門客殿南向無額

一 客殿本尊彌陀如來御長貳尺八寸 木佛立像蓮慶之御作

一 脇佛延命地藏尊御長壹尺八寸 木佛立像慈善大師之御作

但壇前寺書出別冊相添指上申候

一 修驗五ヶ院

中里屋敷 折立山 寶 殊 院

一 無門道場南向無額

一 道場本尊不動御長壹尺 木佛立像作者相知不申

一 脇佛能隆太子御長六寸 木佛座像作者相知不申

一 役ノ行者御長壹尺貳寸 木像座像但吉野先帝之御作

□□屋敷

折立山 般 若 院

一 無門道場居家作讀東向

一 道場本尊不動御長壹尺八寸 木佛立像作者相知不申

川畑屋敷

多 寶 院

一 無門道場屋家作讀キ東向

一 道場本尊不動御長六寸八分 木佛立像作者相知不申

三、法印のこま

陸前濱の法印神樂

一 脇佛大日如來御長壹尺五寸五分 木佛座像作者相知不申

町屋敷

折立山寶徳院

一 無門道場居家作讀東向

中屋敷

折立山北野坊

一 道場本尊不動御長壹尺三寸 木佛立像作者相知不申

一 無門道場居家作讀東向

一 道場本尊不動御長壹尺三寸 木佛立像作者相知不申

但修驗書出別冊相添指上申候

一 御鹽藏壹ツ

但同村濱折立町御百姓十内屋敷之内に御塩賣之者共自分納入ニテ□之申候

一 山四ツ

一 愛宕山

一 釣瓶山

一 大□峰山

一 御林貳拾八ヶ所

一 川三ツ

一 若宮川

一 寺澤川

一 物戸川

一 瀧壹ツ

不動瀧 高さ壹丈五尺 幅九尺余

一 大木四本

右之通風土記御用ニ付書上仕候 已上

安永三年九月

×

三、法印のこゝこ

本吉郡赤岩村羽黒派法響院跡

一 歴代並官位之事

- 開山 權大僧都 忠永
- 二世 權大僧都 永源
- 三世 權大僧都 尊永
- 四世 源 永
- 五世 權大僧都 英正

開山從享保元年當文政十年迄百十一年相成申候

一 客峯修行並金欄地御免之事 無御座候

一 寺山號之事

妙音山

一 御朱印並御寄附之事 無御座候

一 御出馬先

別當 法 響 院
地主 禎 治 印

御目見並献上物等之事 無御座候

一 諸堂社別當所之事

本吉郡月立村

一 諏訪社

右堂箇所

一 大檀那寄附之事 無御座候

一 祈願檀家之事

一本吉郡月立村入合

御百姓人頭
二百十一人

内

- 一 吉之丞 一 長七 一 幸之助
- 一 字太良 一 万之丞 一 彦太良
- 一 丑太良 一 庄吉 一 太良助
- 一 助内 一 留助 一 彦左右衛門
- 一 權作 一 清三良 一 忠左衛門

三、法印のこと

- 一 丑太良 一角右衛門 一 長之助
- 一 喜惣治 一 平十良 一 長治
- 一 覺十良 一 三太夫 一 圓之丞
- 一 助五良 一 彌市 一 禎治
- 一 祝之助

右二十八軒拙僧檀家御座候外七十四軒同郡新城村般若院檀家十三軒同郡同村三壽院檀家六十一軒
同郡氣仙沼本郷正現院檀家三十五軒同郡同郷誓願寺檀家入合御座候

一本吉郡新城村入合

御百姓人頭
二百五十人

内

一 權太良

右壹軒拙僧檀家御座候外四十三軒同郡同村大寶院檀家八拾壹軒同郡氣仙沼本郷正現院檀家六十三
軒同郡新城村般若院檀家廿軒同郡同村三壽院檀家三十六軒同郡氣仙沼本郷自性院檀家入合御座候

一本吉郡氣仙沼本郷入合

御百姓人頭
八百五十四人

内

一千石衛門

一 松之助

一 萬之丞

- 一 助五良 一 運藏 一 榮藏
- 一 善七 一 清吉 一 佐藏
- 一 久松 一 巳之松 一 榮治
- 一 熊藏 一 武藏

右十四軒拙僧檀家御座候外二百七十六軒同郡本郷威徳院檀家百七十二軒同郡同郷誓願寺檀家百軒
同郡同郷自性院檀家十三軒同郡同郷正現院檀家百十軒同郡新城村般若院檀家四十三軒同郡同村三
壽院檀家四十六軒同郡赤岩村大寶院檀家二軒同郡同村白照寺檀家十八軒同郡鹿折村八幡寺檀家十
四軒同郡同村寶珠院檀家二軒同郡大島村善性院檀家右十二箇院入合御座候
都合四十三軒拙僧檀家御座候而相定七箇條法用者勿論外諸法用共相勤來申候

一 滅罪檀家之事

無御座候

一 住居地之事

境内 東西十六間
南北十二間

御年貢地

一 山林所持之事

無御座候

一 田畑所持之事

三、法印のこと

陸前濱の法印神樂

高四十七文

内

一 畑代二十文

一 田代二十四文

一 畑代三文

右書上之通相違無御座候

御藏入

御給所

御給所

同郡赤岩村肝入

軍

同郡氣仙沼肝入

傳

同郡月立村肝入

武

同郡新城村肝入

床

治 印

衛 門 印

衛 兵 印

作 印

一 羽黒山宿坊並末派之事

羽黒山末派御座候而宿坊正穩院御座候

右之通相改書上相違無御座候

文政十年十一月

法 響 院

◎尙最後に一つ
附加へておきた
いことは、戸倉
村の菅野準人氏
の談によれば、
維新前までは實
際村民達は、「山
伏の云ふことは
何でも聞いた」
ものであつたと
いふ。

四、修験道のこころ

イ、切紙傳法

大正十五年編纂の遠田郡誌、人情風俗の章、神事の項に、「湯の華献上」と題して、以下の記事が見えてゐる。

神社大祭の日、湯の華献上をなすことあり、數多の神主集合し、神前に數十の大釜を据え、湯の華を入れたる熱湯の間を廻りつゝ、熊笹を両手に持ち、呪文を唱へ、熱湯に浸して身に被る。此の風古來より行はれたりしが、明治三十年頃廢れ、今は全くなし。

四、修験道のこと

又、「火渡」の項に、

神前境内の廣場に、方約二間、薪を山と積み、之れに火を放ち、數多の修驗呪文を唱ひつゝ、炎々たる焔の周圍を廻り、日本刀を以て焔を横さまに拂へば、焔の寸斷さるゝこと奇なり。焔全く治まりて炭火となりたる時、修驗神前に禮拜し、裸足にて火中を歩み渉る。斯くしたる後一般人續いて裸足にて渉る、然れども炎きを感じることなしといふ。數刻の後、修驗等再び呪文を唱へつゝ、炭火の周圍を廻れば、眞の炭火となり、再び渉ることを得ず、之れを「火廻し」といふ。此風も亦同じく、明治三十年頃まで行はれたりしが、今は全くなし。

是に對し、小牛田、山神社の社司小山田氏は神社側から次の如き説を出して居る。

神事として湯の華、火渡などの行事の、明治三十年頃まで當郡内各神社に行はれたる如く見ゆれど、決して然らず、維新の始め、神佛の混淆を禁ぜられてよりは、公式の祭祀の外多くは廢れて、當郡内の神職に行ふものなかりしを、天臺、眞言兩派に於ける舊修驗の子孫にして、田尻町八幡區の花島某、同町諏訪峠の不動尊の行者と唱ふるもの、北浦村鶴ヶ坪醫王寺の豊田某、不動堂村大聖寺住職大友某、元浦谷村上郡の三塚某等が、神職缺員の神社に於て、私に行ひたる神事ならん。郡内一般には神社に於て斯かる神事行はれたることなし。……火渡の行事は、神道法なりとて、神道の神習教管長吉村は、神事として屢々行ひ、獨逸人などの弟子となりたるものありしことを聞きたれど、神社に行ひた

(一)遠田郡誌四
四五―六

(一)同書四四六

ることは聞かず、當郡は維新の始めより廢れて、一般に行はれざることなり。

會て、遠田郡不動堂村の、大友亮昌氏の許をお訪ねしたことがあつたが、郡誌に所謂大友某は先代で、氏も傳授は許されてゐるが、双方ともまだ自分で演じたことはないといふ。然し氏の少時には、まだちよい／＼不動堂の境内等で演せられてゐたことは確であつた。

修驗道に、切紙傳法といふ事がある。是は、「法の傳授をうけるとき、一ヶ條毎に折紙に行法の次第を記し、年號、月日、授與者名、並に戒師の位、職名、實名を書き、職印を押した上授けるもの」で、是に常用貳百九拾ヶ條と、別に別傳七ヶ條とがあり、常用の方は「本宗祈禱の初心にして、本宗僧侶となる修養の餘料として傳授せらるゝもの」別傳の方が、「極秘密の内の秘密として、大阿闍梨位の人にしても、修驗道に入らざれば是を會得することは難き」ものといふ。

「切紙傳法別傳七ヶ條」といふのは次の如きものである。

一、祈雨法

一、飛行法

一、劍渡法

四、修驗道のこと

(二)向「本宗僧侶としての自分の修養は何であるか」を申せば、一日二六時中専心行水を行ひ、護身法初行を始とし、十八道、胎藏界、金剛界、十八道護摩等の行法を傳戒師(傳燈大阿闍梨)に依て傳授を受けて初めて墨染の衣を着ることを得るのです。是れで本宗の小僧になれるわけです。僧侶としての格

式は又一級修養

を(略す)進めて

教師補の職位に

昇り、一宗僧侶

の末席に入るの

です。前記の行

法は、(顯、戒、密

禪)則ち釋迦一

代の法門の大體

を何ひ知る事

なるのです。天

臺宗では是を五

時八教と名付て

藏、通、別、圓の

四教(顯、戒、密、

禪)同、是を大別

して化義に四教

化法に四教(理

論に四教、實際

に四教)是を五

時八教と申して

置のです。」と

(以上大友氏よ

りの示教)

(三)この切紙傳

法は、總て血族

一、火生三昧法

一、陰形術傳

身カクシの法ト云

一、湯立神樂之大事

一、不動金縛法

口、湯立神樂

湯の華献上、即ち湯立神樂は、祈禱の一形式と言はれ、その大略の次第は、大友氏の談によると次の如くであつた。

先づ神社なりお堂なりの境内に、一斗五六升だきの釜を、その時々信者の數により、數箇乃至十數箇を横一列に、夫々生木三本を支へにした上に設へ、下からどん／＼火を焚いて是に湯を一ぱい煮沸させる。釜の手に、別に設へた祭壇があり、その前に修驗者達大勢が並び、密法を一心に誦する。「法の力でそのまゝ湯が立つたと思ふ頃」、一同のうち一人が、單衣一枚になつて、笹を兩手に持ち、並べられた釜の周圍を幾回となく走りめ

相傳は許されなかつたといふ、退轉を恐れてである。

ぐり、めぐりつゝ、笹を次々の釜の湯にひたしては是を頭からかぶる。かくてその者がへと／＼になつた頃、つれ戻して増上にねかし、後周圍の信者達一同が夫々のお釜の湯を笹もてかぶる。同じ湯立の法にも、十三の流儀があるといふ。

又この湯立は、所謂神樂に附屬させて、その最初、中休み、或は最終に演せられることも普通であつた。鈴木又藏氏の談によれば、先づ「神樂に三つのお釜が献納されることになつた」と言へば、神樂の始る前、豫め神樂の舞臺前、若くは傍の適當の場所に、夫々太い栗の生木三本を支へに三つの釜を設へ、焚火の準備をして置く。神樂が始つて適當の時に火を入れさせる。この火を焚く者は、もとは必ず兩親の揃つた者で、三日間の精進をさせて行はせたといふ。(今は清祓一つにて済ます。)此の火は庭火とも稱し、舞臺の篝かざりにもなつた。宜き頃、法印の一人が煮沸せる釜の湯に向ひ、火をすつかり遠ざけさせ、心經を一心に誦する。又光明眞言の文を唱へる。豫め夫々のお釜に、何神に奉るといふ意味の、神名を書きつけた幣束(或は「おあみはんじょう」「大漁あみのおかまあげ」「言代主のかま」「蛭子の尊のおかま」等とも誌す)を結びつけておくが、この時是を取つて湯にひたし、絞る試みる。「例へば信者の中に不淨の者が交つてゐたりすると」湯が中々冷め

(一)大友氏によれば、未だ冷めきらないうちに湯をかぶつた爲大火傷をした例もあつたといふ

す、手がつけられないことがある。その時は更に祈禱をしなければならず、かくて笹を一握づゝ両手に持ち、湯にひたしては我身並に周囲の者に振りかける。昔は神樂を見に行つて、お釜が幾つあがつたと言ふことが、其の祭の盛大さを言ひあらはす言葉にもなつてゐたらしい。又桃生皿貝の及川氏談によれば、二十年程前迄は、神樂を演じて湯立をせねば効果なしとさへ言はれてゐたといふ。

八、火生三昧

俗に言ふ「火渡り」が火生三昧で、是は十字形に火床を設へ、薪を積重ねどん／＼と火を焚く。薪が燃え盡しおきとなつた頃祈禱あり、終ると修験先達で、尙赫々とほだつてゐるおきの上を素足で渡る。修験の渡つた後を信者がぞろ／＼と同じく素足で渡る。熱さを感じないのである。同じく病魔退散、息災安全の祈禱とされてゐる。たゞ穢れのある者は渡ることが出来ない。

久しい頃、鹽釜附近の野端で此の行事に逢つたといふ人あり、又今より約二十七八年前桃生郡大曲に此の行事あり、二間位を素足で渡つたといふ人と現に顔を合せてゐる。此の

(二)因に、今尙神樂に附屬させて湯立を行つてゐるところは、此の附近では、名取郡熊野堂にもあり、是は四月十八日の夜、神樂の最終に、祈禱の後巫女がかぶる。仙臺市龜岡八幡では、二三年前迄、神樂の始まる前には必ず湯立を行つて舞臺を清め

人の記憶によると、法印がしきりにしほを振りまいてゐたことが、妙に印象に残つてゐるといふ。

二、お護摩、其他

是等の外に、又法印の主要な祈禱の一つに、「お護摩をたく」といふことがあつた。鈴木氏の談によると、もと十个院の修験達が集つて、神社拜殿、若くは依頼のあつた家々で修したといふ。

その當時の次第は、先づ三尺四方、一尺八寸高さの護摩壇を設け、四方に竹を立て、又隅々に幣束を立て、壇上中央は火爐で、その周圍に七つの蓋付の眞鍮の湯呑みを置く。絶えず小さく削つた梶の木を焚く。この護摩壇を中にしてその角々に一人宛坐し、正面中央に祝詞献納者坐し、その左右に庫堂者二人坐す。

是等の周圍を、眞先に錫杖を持つた頭の者が一人、錫杖を振り鳴らしつゝ、次に花皿として中に五色の、細かく刻んだ色紙(花)を入れた眞鍮の皿を持つた者が五人乃至七人、最後に引啓を持つた者一人。この行列が順まはりに樂に合せて三度、或は五度、花皿を持つた者

た。行ふ人殺してからこの事なし)仙臺叢書の中の記事にも一、二、今はなくなつた神樂の湯立に就て見えて居り、本吉、登米、桃生の法印神樂に於ても、もとは度々行つたらしい。又昨年、山形縣余目の祭の宵、通りすがりに詣でたら、拜殿の向つて右手手前に、廻廊と一つ高さに、高く二間開口の舞臺を組み、注連まはし、その舞臺前方に一列に六つの鐵製の釜を並べてゐたが、聞けばこの宵おそ

湯立があり、是を終へて始めて神輿がその夜のうちに神社から當屋にお出ましになるのであるさいふ。

◎「湯じめしの法」即ち煮え湯の熱さを除く法は、古くからの秘傳とされてゐるが、鈴木氏によると、これは心經讀誦に際し神前に供した波の花を用ひるこゝによるさいふ

(四)年の暮から正月にかけて一昔前までは、仙臺の歳の市やお寺などでもこの行事を行つてゐたのを屢々見か

が大般若經を誦み、花を周圍に撒き散らしつゝめぐる。庫堂者が箆鐘を叩くとめぐるのをやめ、文をよみあげて引く。

此の周圍に信者達が押し詰めて座してゐる。花皿の花を撒き散らしつゝめぐらうち、櫛の葉で順番に、湯呑の蓋をとり水を獻納する。この水をかけて貰ひたいと、信者達は、手拭、帽子等を周圍より競つて突出す。

行者講で修した時には、「銅鑼、鉦、太鼓、鼓、笛、簫、篳篥」等による樂を、是等の兩側に並んだ樂人達により、修するうち奏されたともいふ。十ヶ院には二組の護摩壇並に道具があつた。この護摩壇は近年は、たゞ名残ばかり留めて、陰曆四月八日の零羊崎神社大漁祭の折、當日より二夜三日に亘り、拜殿でたゞ火を焚き續けるだけになつて居り、字も、忌火と書いてかく讀ませてゐる。

又祈禱神樂といふのもあつて、是は神樂の合間に、舞臺で演せられたが、是は後に詳記する。

尙、切紙傳法常用貳百九拾ヶ條といふのも、幸ひ大友氏に頂いた目錄があるから、こゝにそのまゝを揖録させて置く。

切紙傳法常用貳百九拾ヶ條目錄

(此ノ内同様ノモノアレトモ内容ハ皆別ニ候)

- | | | |
|------------|-----------|-------------------|
| 第一 瘡病ノ符 | 第三 疫病退治ノ守 | 第五 逆子治法 |
| 第二 同加持ノ作法 | 第四 疫病符 | 第六 後物不下治方 |
| 第三 疫病ノ符 | 第五 年ノ疫病除夏 | 第七 産女向吉方 |
| 第四 戸守ノ夏 | 第六 疫病藥夏 | 第八 可忌方 |
| 第五 疫病留夏 | 第七 易産夏 | 第九 産屋造ニ忌方 |
| 第六 疫病守 | 第八 同符 | 第十 姓ノ含致ニ惡月ノ夏 |
| 第七 同秘符 | 第九 同符 | 第十一 小槌夏 |
| 第八 汗垂符 | 第十 同符 | 第十二 大槌事 |
| 第九 疫病不移大夏 | 第十一 同符 | 第十三 惡月ニ當テ生ルル子ヲ押上夏 |
| 第十 同符 | 第十二 衣那不下符 | 第十四 日ノ善惡ノ事 |
| 第十一 病者祈禱ノ事 | 第十三 同符 | 第十五 惡月日ノ守夏 |
| 第十二 拔靈治病夏 | 第十四 難産治方 | 第十六 同符 |

四、修驗道のこと

けたさいふ人がある。又極く最近陸中遠野郷の土淵村でこの行事があつたことに關しては「旅々傳説」昭和七年七月號の紀行の中に誌しておいた。

(一)もさほもつと少なかつたのであるが、近頃ふえたのが交つてゐるといふ。

- 第三七 刀八ノ呪日
- 第三八 妊者ノ子男女知夏
- 第三九 石女懷妊ノ事
- 第四〇 求子法
- 第四一 金剛童子咒
- 第四二 愛染王求子
- 第四三 同法上書
- 第四四 男子産事
- 第四五 姓帯加持
- 第四六 産子絹ノ色夏
- 第四七 衣那収ル吉方
- 第四八 藏胞衣吉方
- 第四九 同忌日
- 第五〇 産兒湯加持
- 第五一 亦様
- 第五二 又同法
- 第五三 小兒夜泣加持
- 第五四 同法
- 第五五 月水留次第
- 第五六 小兒乳餘方
- 第五七 月水巡促ノ夏
- 第五八 同藥ノ夏
- 第五九 又様促ル時夏
- 第六〇 愛敬守
- 第六一 火伏
- 第六二 同柱守
- 第六三 野狐付タル符
- 第六四 腫物咒
- 第六五 火湯等ニ焼タル時
- 第六六 馬加持
- 第六七 鼻血吐送
- 第六八 離別ノ大夏
- 第六九 木ノ根ノ生ヌル札
- 第七〇 童子乳ヲ餘符
- 第七一 鼻血ヲ留ル法
- 第七二 赤痢ヲ留ル法
- 第七三 唯骨ヲ立ルヲ脱夏
- 第七四 弘法大師チラシ符
- 第七五 疫病不移符
- 第七六 門戸ニ押札
- 第七七 羽蟻ノワリ札
- 第七八 疫病退治ノ守
- 第七九 不移咒
- 第八〇 同有處ヘ行口傳
- 第八一 大師登天時傳ヘ給フ符

- 第三三 起ノ符
- 第三四 蛇喰咒
- 第三五 蛇食藥
- 第三六 喉ニ骨ノ立タル咒
- 第三七 狂亂札
- 第三八 産女惡月ヲ越符
- 第三九 柱ニ立ル札
- 第四〇 起符
- 第四一 同藥
- 第四二 血虫藥
- 第四三 疫病藥
- 第四四 六算祭
- 第四五 符起ノ秘法
- 第四六 腹中ニテ子ヲ水ニスル法
- 第四七 疫ヲ拂守
- 第四八 起ノ符
- 第四九 疫病敷札
- 第五〇 アキナイニ掛サセヨ
- 第五一 田作ヲ獅子喰ニ立
- 第五二 刀ニテ年長ノ大夏
- 第五三 保多寸利大夏
- 第五四 ノントノ藥
- 第五五 愛敬守深秘
- 第五六 離別符
- 第五七 除夢守
- 第五八 求子守
- 第五九 仁王經大夏
- 第六〇 家ニ雷ノ不落火伏
- 第六一 難産秘法
- 第六二 小兒夜啼加持
- 第六三 同咒方
- 第六四 火伏夏
- 第六五 六算色々
- 第六六 飛魂ノ主並方知事
- 第六七 同方ノ夏
- 第六八 堂ノ札
- 第六九 金神方祭夏
- 第七〇 難産易産知夏
- 第七一 ソウマクルノ夏
- 第七二 年長打様ノ夏
- 第七三 横サ子符
- 第七四 逆子産
- 第七五 大土小土ニ依ル守
- 第七六 土ニ入ルヲ知夏
- 第七七 後物落符
- 第七八 拳符ノ夏

- 第二六 同符其二
- 第二七 同符其三
- 第二八 衣那不下符
- 第二九 腹ノ中ニテ子ノ死タル時
- 第三〇 式伏大夏
- 第三一 □ボコ
- 第三二 同 咒
- 第三三 夜泣札
- 第三四 アケユノ御符
- 第三五 難産送子咒
- 第三六 腹内ニテ子ノ死タルニ
- 第三七 月水留方
- 第三八 難産ノ藥
- 第三九 トゲフミタル時
- 第四〇 乳不出符
- 第四一 金神守
- 第四二 同内符
- 第四三 亦同様
- 第四四 火伏夏
- 第四五 式ノ大夏
- 第四六 式起大夏
- 第四七 諸難消除秘法
- 第四八 病者加持
- 第四九 邪氣等加持
- 第五〇 生靈放大夏
- 第五一 死靈放大夏
- 第五二 鳥類畜類咀放大夏
- 第五三 佛咀ヲ放大夏
- 第五四 神氣人氣佛惣加持
- 第五五 大道切ノ大夏
- 第五六 午王返大夏
- 第五七 調伏之大夏
- 第五八 調伏ノ時ノ身堅大夏
- 第五九 式之大事夏
- 第六〇 腹中ニテ子ノ死タルニ吞セヨ
- 第六一 水神ノ咀ニ用ユ
- 第六二 カタキアル家ニ行ク時
- 第六三 シヤクリ留法
- 第六四 狐鳴ノ符
- (第六四 附タリ)鼠物喰時ノ符
- 第六五 人ノ口ヲ留ル傳
- 第六六 人ニ損サスル法
- 第六七 惡人ノ門ニ立ル符
- 第六八 人逃タルニ立符
- 第六九 諸病平癒ノ符

- 第一五 疫病守
- 第一六 同病護符
- 第一七 同落符
- 第一八 病人ニ掛サスル守
- 第一九 咒咀スル大夏
- 第二〇 火示大夏
- 第二一 別傳火ノ大夏
- 第二二 同別傳火ノ大夏
- 第二三 除穢ノ大夏
- 第二四 依母ノ年生子男女ヲ知ル
- 第二五 易産法
- 第二六 六算符大夏
- 第二七 疫病掛符
- 第二八 起之符
- 第二九 箭透大夏
- 第三〇 抱疔術之大夏
- 第三一 抱疔術ノ符
- 第三二 同女ノ子持スル符
- 第三三 子ヲアラス符
- 第三四 牛馬ノ病ノ符
- 第三五 狐鳴善惡ヲ知夏
- 第三六 矢遠之法
- 第三七 唐カサノ藥
- 第三八 離別ノ法
- 第三九 愛敬法
- 第四〇 易産符
- 第四一 同符異様
- 第四二 拳符易産
- 第四三 難産符
- 第四四 拳 符
- 第一五 當病平癒ノ符
- 第一六 馬草喰サル時ノ符
- 第一七 旅立ノ符
- 第一八 海河渡時ノ符
- 第一九 男子ノ目ノ病ニ
- 第二〇 女子ノ目ノ病ニ
- 第二一 夫婦愛敬ノ符
- 第二二 同 符
- 第二三 イロリニ茸ノ生タル時
- 第二四 子ノ夜啼ノ枕ニ立ツ
- 第二五 同香スル符
- 第二六 屋鳴リタル時ノ符
- 第二七 同柱ニ押符
- 第二八 物ヲ借ル時符
- 第二九 馬ヲ盜マレタル時符

陸前濱の法印神樂

- 第三四 衣那不落符
- 第三五 後ノ物落サル符
- 第三六 亦同符
- 第三七 亦後産不下符
- 第三八 小兒夜啼符
- 第三九 夜啼留守
- 第三〇 難産之守
- 第三一 同難産符
- 第三二 小兒チアマス符
- 第三三 小兒口アケノ符
- 第三四 女子生テ穴ナキヲ開穴法
- 第三五 惡方へ人コス法
- 第三六 移檀作法
- 第三七 不食符
- 第三八 月水留符
- 第三九 上熱氣ノ符
- 第三〇 月水大夏
- 第三一 血ヲ留歌
- 第三二 血ヲ見テ留ントスル夏
- 第三三 夜啼ヲ留藥
- 第三四 疫病對治夏
- 第三五 疫病留法
- 第三六 狐放藥
- 第三七 病疫ヲ落ス符
- 第三八 疫神居日ノ夏
- 第三九 疫病守ノ夏
- 第四〇 虎病對治ノ符
- 第四一 虎咒夏
- 第四二 腹藥
- 第四三 馬寒ヤミノ方
- 第四四 腹藥秘夏
- 第四五 吐逆符
- 第四六 釜神幣紙
- 第四七 小兒アゲヨノ符
- 第四八 口アケノ符
- 第四九 腹藥
- 第五〇 同藥法
- 第五一 同ノトケ藥
- 第五二 トケヌキ藥
- 第五三 血止法
- 第五四 命算秘傳
- 第五五 人魂去ヲ知法
- 第五六 知死期法
- 第五七 供魔王神ノ夏
- 第五八 衾冠日

六〇

- 第五九 火難ヲ知法
- 第六〇 柱守ノ夏
- 第六一 女不聞去病ノ夏
- 第六二 同符ノ夏
- 第六三 白血ヲ止ル秘法
- 第六四 虫食ハノ藥
- 第六五 胸虫ノ藥
- 第六六 積聚ノ藥
- 第六七 ラヤクノ藥
- 第六八 腎助園
- 第六九 横根藥
- 第七〇 同咒
- 第七一 實者ノ大夏
- 第七二 ハシカノ咒
- 第七三 クジ守
- 第七四 女乳不出ノ符
- 第七五 トギノ藥
- 第七六 疫病餘家守
- 第七七 同留守内符
- 第七八 諸夏通用守
- 第七九 方塞起ス大夏
- 第八〇 四節ノ守
- 第八一 野狐付タル人ニ吞スル符
- 第八二 腹内テ子死タル時符
- 第八三 求子大夏
- 第八四 神明返大夏
- 第八五 金神式作法
- 第八六 八式大夏
- 第八七 式起ス大夏
- 第八八 別ノ式
- 第八九 田畑ノ蟲除
- 第九〇 易産加持方
- 番外一 舟中ヨリ海底ヲ見法
- 二 水ヲ渡ルニ溺レヌ法
- 三 人ノ歩行ヲ見テ五性知ル法
- 此ノ外ニ數ケ條アリ

四、修驗道のこと

六一

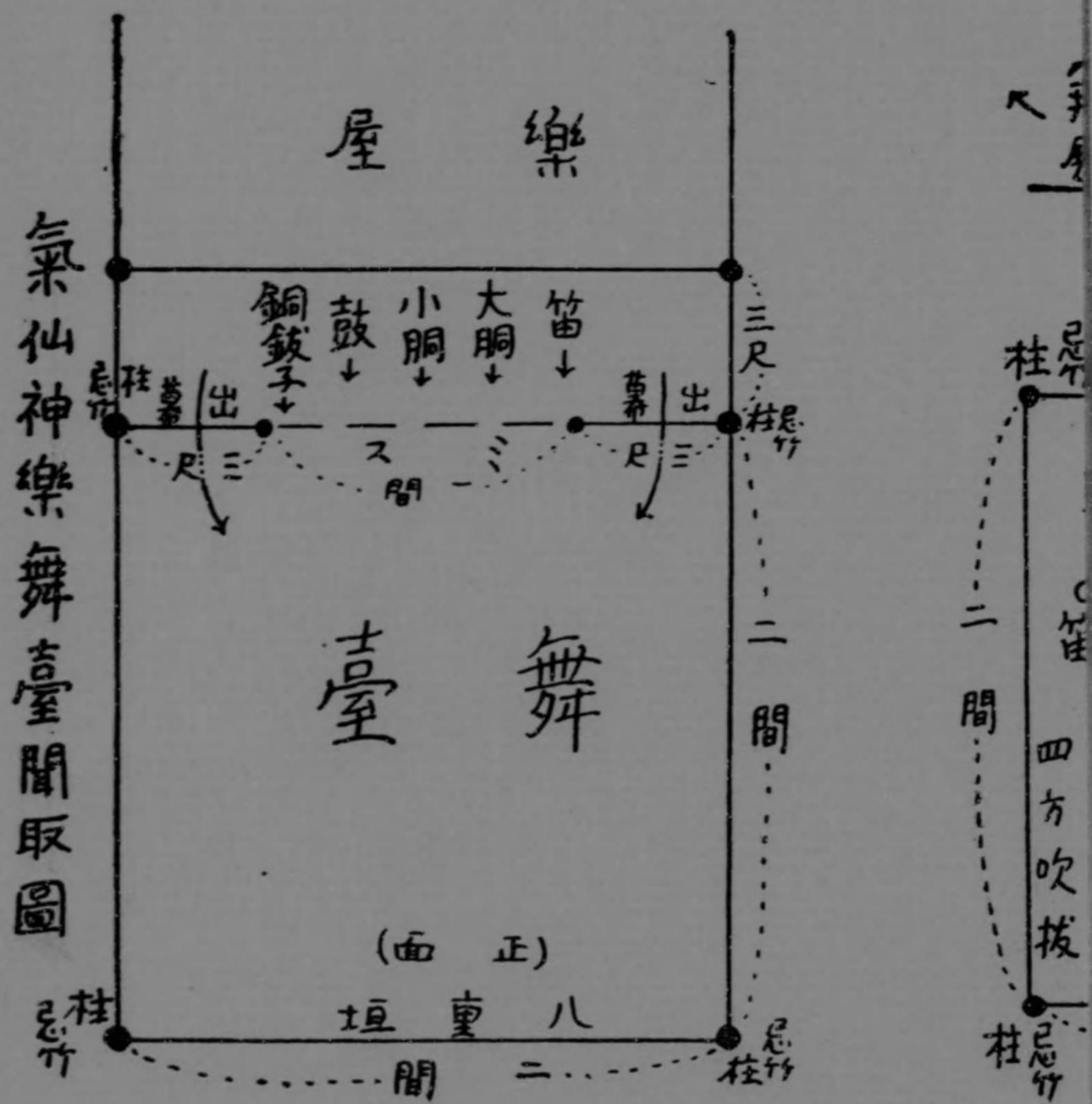
以上の資料は不充分乍ら、法印が、大体どのやうな生活をしてゐたものであつたかを窺ふよすがたらしめようと欲したものであつた。
次に直ちに神樂に入る。

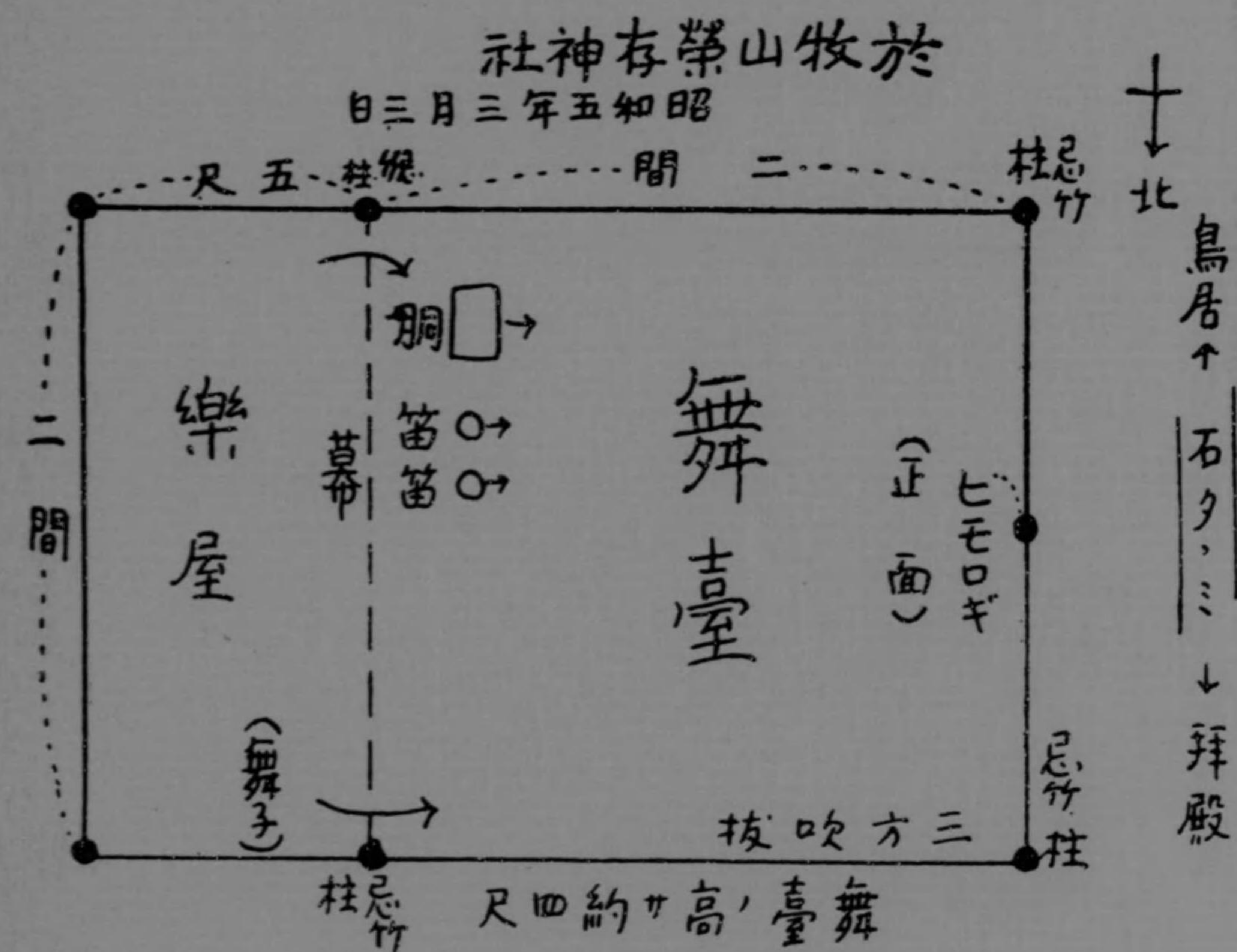
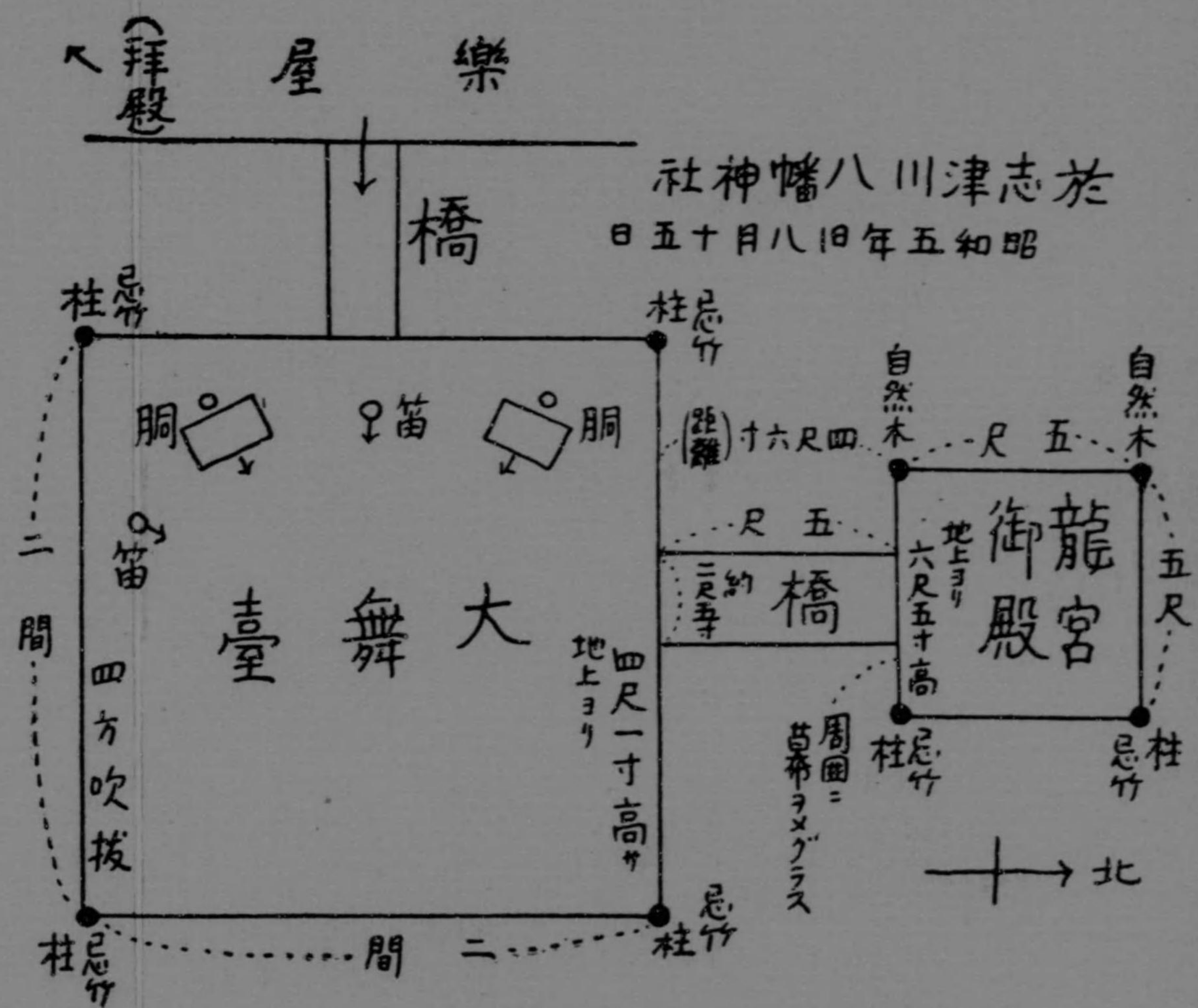
五、法印神樂の舞臺・その飾付並ニ樂屋

法印神樂の舞臺構造は特殊で、先づ大舞臺と稱する二間四方、高さ四五尺、四方吹抜の舞臺があり、四方の柱を四本柱と言つてゐるが、各々に忌竹を添へ、天井は角から角に丸木(或は青竹)を打違に渡し、是にも忌竹を添へる。舞臺周圍に注連繩をめぐらし、舞臺には薄縁を敷く。舞臺正面中央に別に細柱を設け、是に御櫛に鏡、劔をとりつけたものを結びつけ、神離とする。

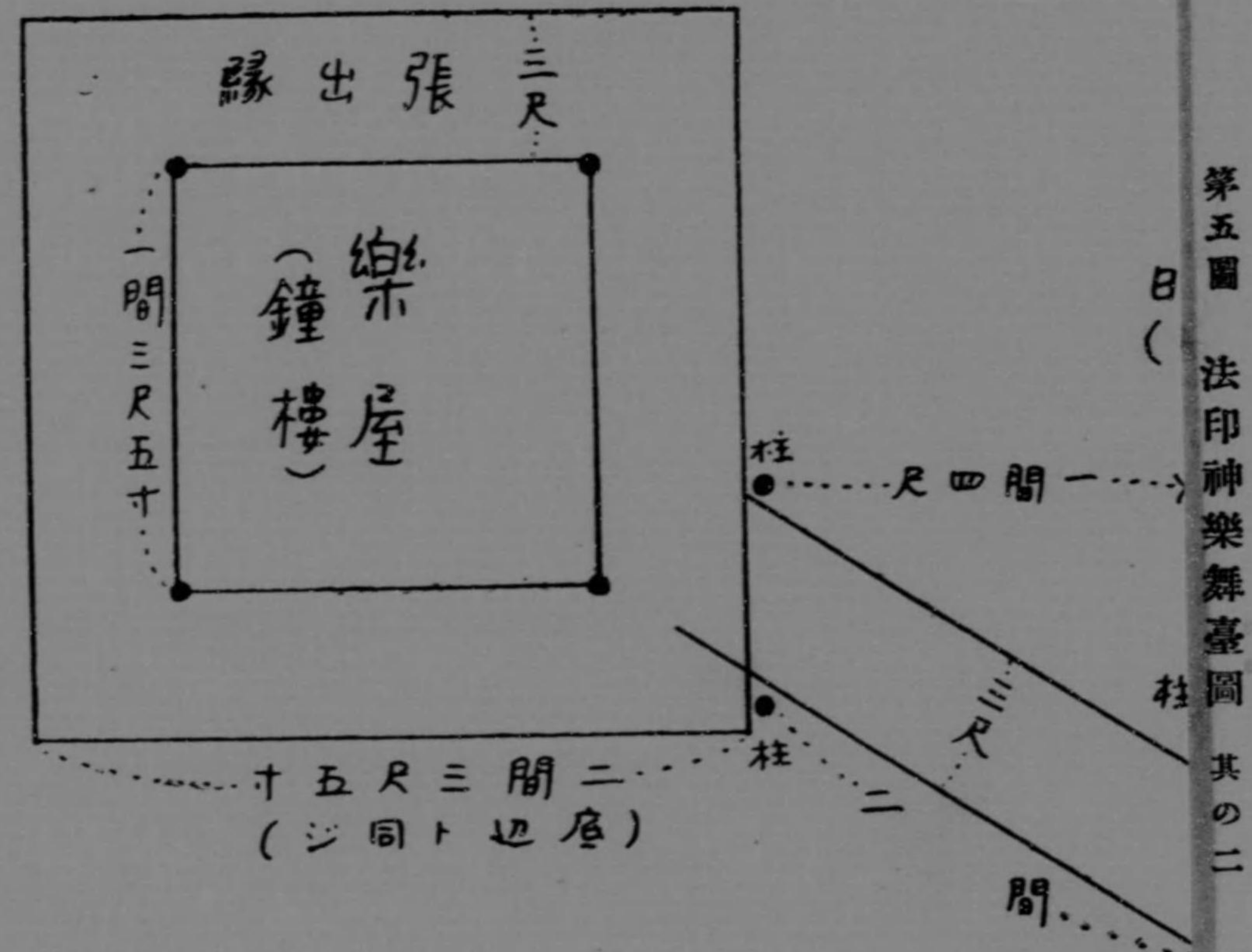
此の大舞臺の向つて右手(牡鹿、戸倉)、或は左手(桃生)、又は左右任意(登米郡淺邊)に、それと二間以上を隔て、高舞臺(牡鹿に於ける名稱)、或は龍宮段・龍宮御殿(戸倉)、櫓(淺邊)、

第四圖 法印神樂舞臺圖 其の一





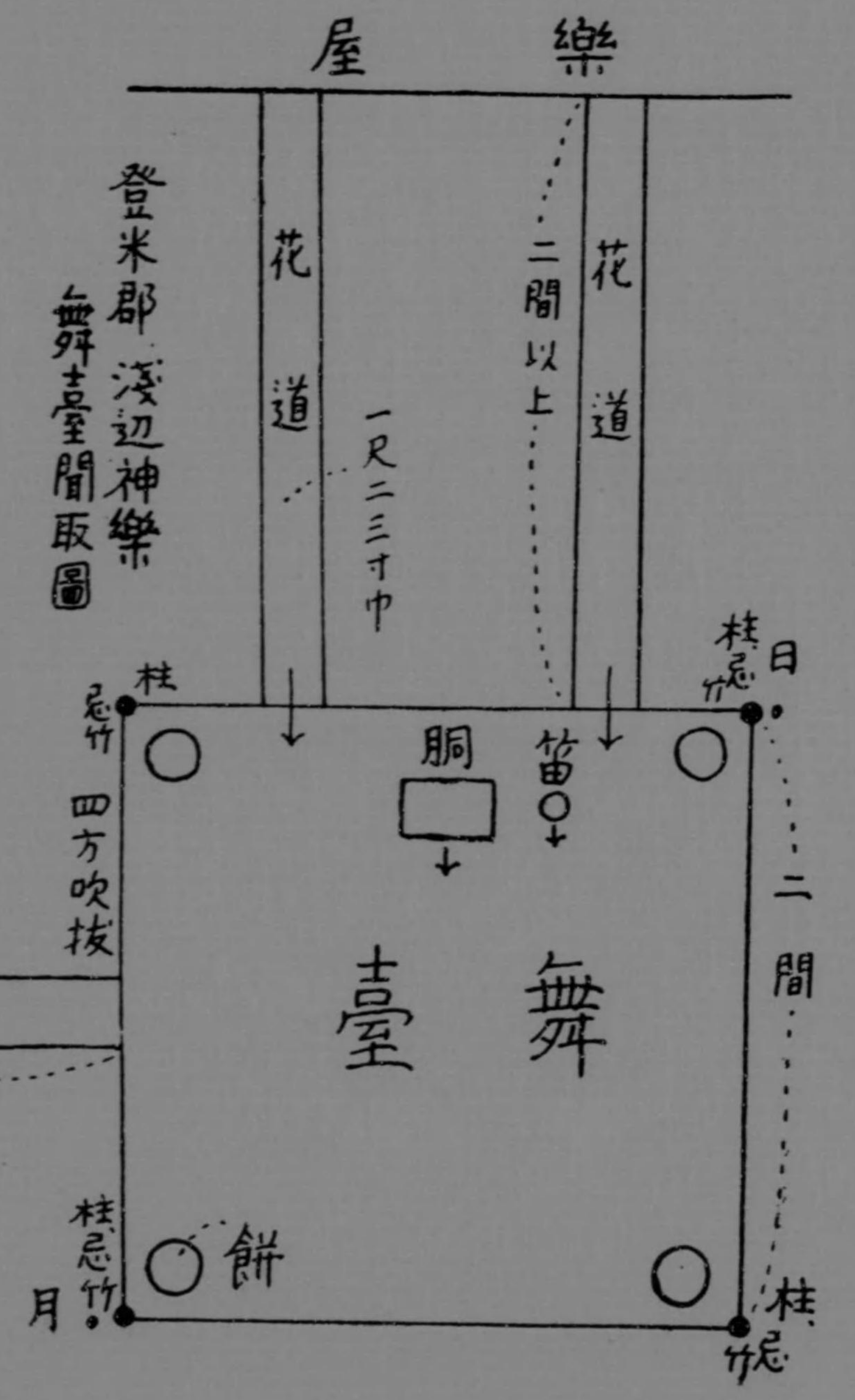
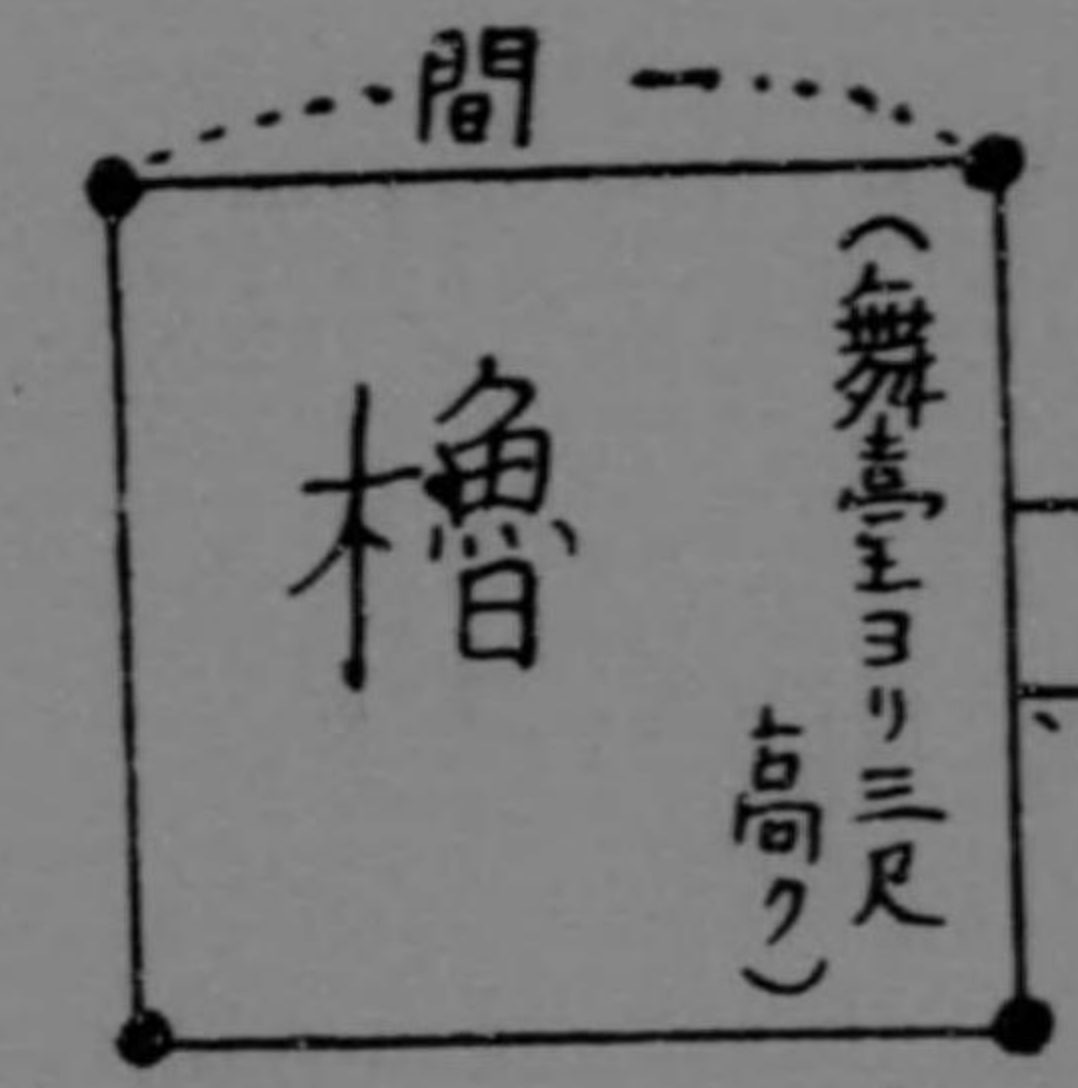
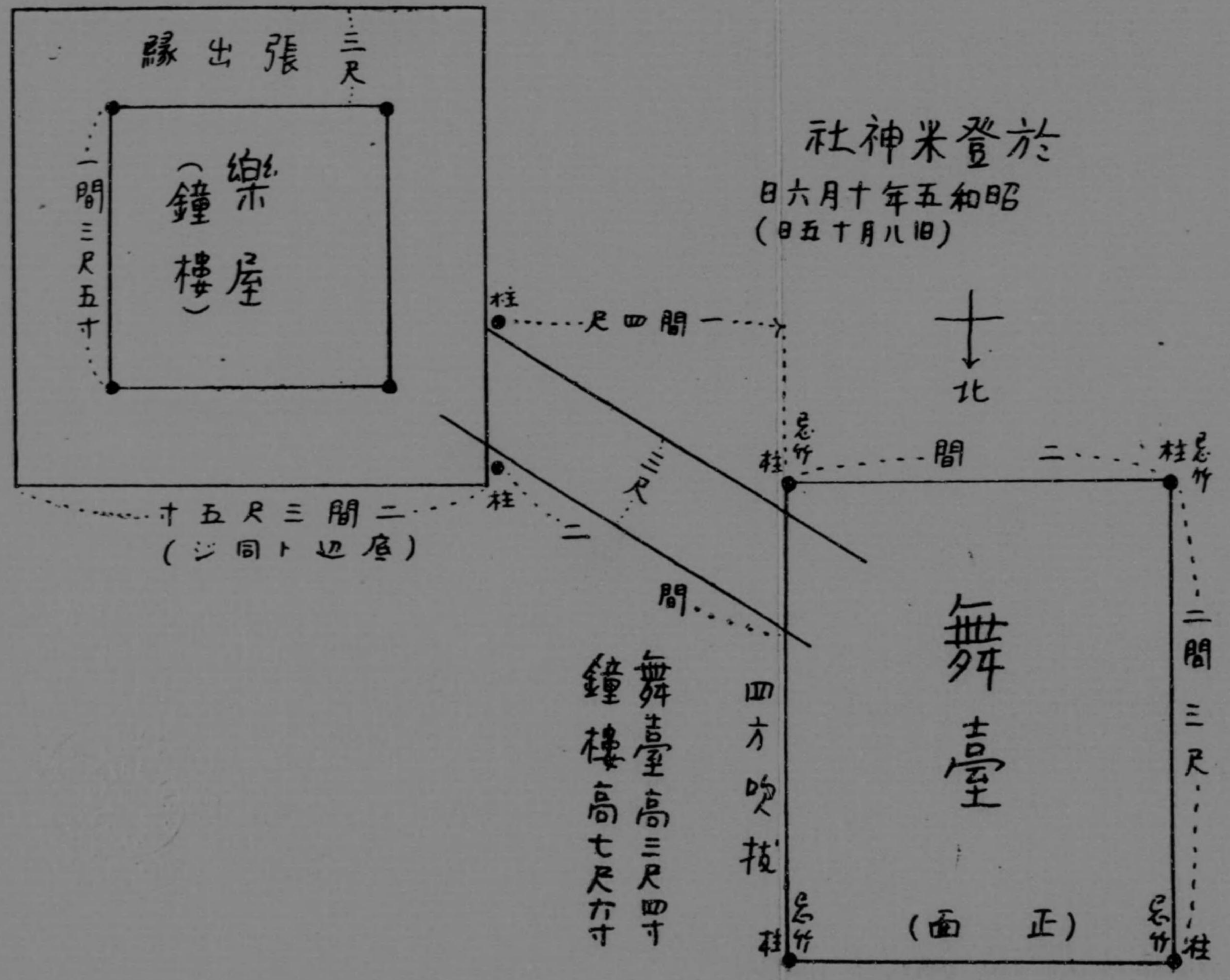
第四圖 法印神樂舞臺圖 其の一



第五圖 法印神樂舞臺圖 其の二

四方吹拔 柱

舞臺高三尺四寸
鐘樓高七尺六寸



(一)桃生に限り高低を附せず、従つて橋がかりは平らである。

(二)桃生ではこの橋を花道と呼んでゐたが、他は皆橋と呼び、淺邊では、別に樂屋より舞臺に通ずる左右二條の、一尺二三寸巾、長さ二間の道を花道と呼び、橋に通ずる橋とは呼び方を區別してゐた。(挿圖参照)

(三)今春(昭和六年)東京に紹介された下總南條村虫生の『鬼舞』の舞臺も是と似てゐた。聞

小舞臺(桃生)等の名で呼ばれてゐる一間四方の段を組み、大舞臺よりは四尺(淺邊では三尺)程高く設へ、^(一)兩者を三尺巾淺邊では一尺二三寸巾の橋でつなぐ(角度は直角が普通)。同様四方に忌竹、注連繩を廻らし、こちらは四面を幕で圍んでおく。

演出には主として大舞臺を使用するのであるが、高舞臺は、岩戸開、子生み、様を變へての出現等の特殊の場合にのみ使用される。^(三)

樂屋は、通常拜殿と接して舞臺がつくられる故、拜殿の一部を是に宛て、廊下或は別に花道を通じて大舞臺に至る。前記の淺邊のもの、如く、二間以上長さの花道を二條設ける例もある。(人家で演ずる折は、ぎ、よ、う、や、を樂屋に宛て、是より花道を通じたといふ。)又大舞臺の後方にすぐ隣つて床を設へ、舞臺との間を幕でしきつて是に宛てることもある(牡鹿)。常例ではないが、挿圖(登米神社のもの)の如く、向つて左手の、舞臺よりは數尺高い鐘樓を樂屋とし、三尺巾の花道を、斜前に下つて舞臺に出た例もあつた。^(四)

大舞臺には種々の飾付がつひ最近迄行はれてゐた。牡鹿では、鈴木又藏氏によると、忌竹を交差した舞臺天井中央に、六尺平方に青竹を網の目に組み、是に注連繩を廻らし、周圍に五色の四垂を下げ、その内部の網の目にぞつくりと、天照大神、當社祭神を初め、八百萬

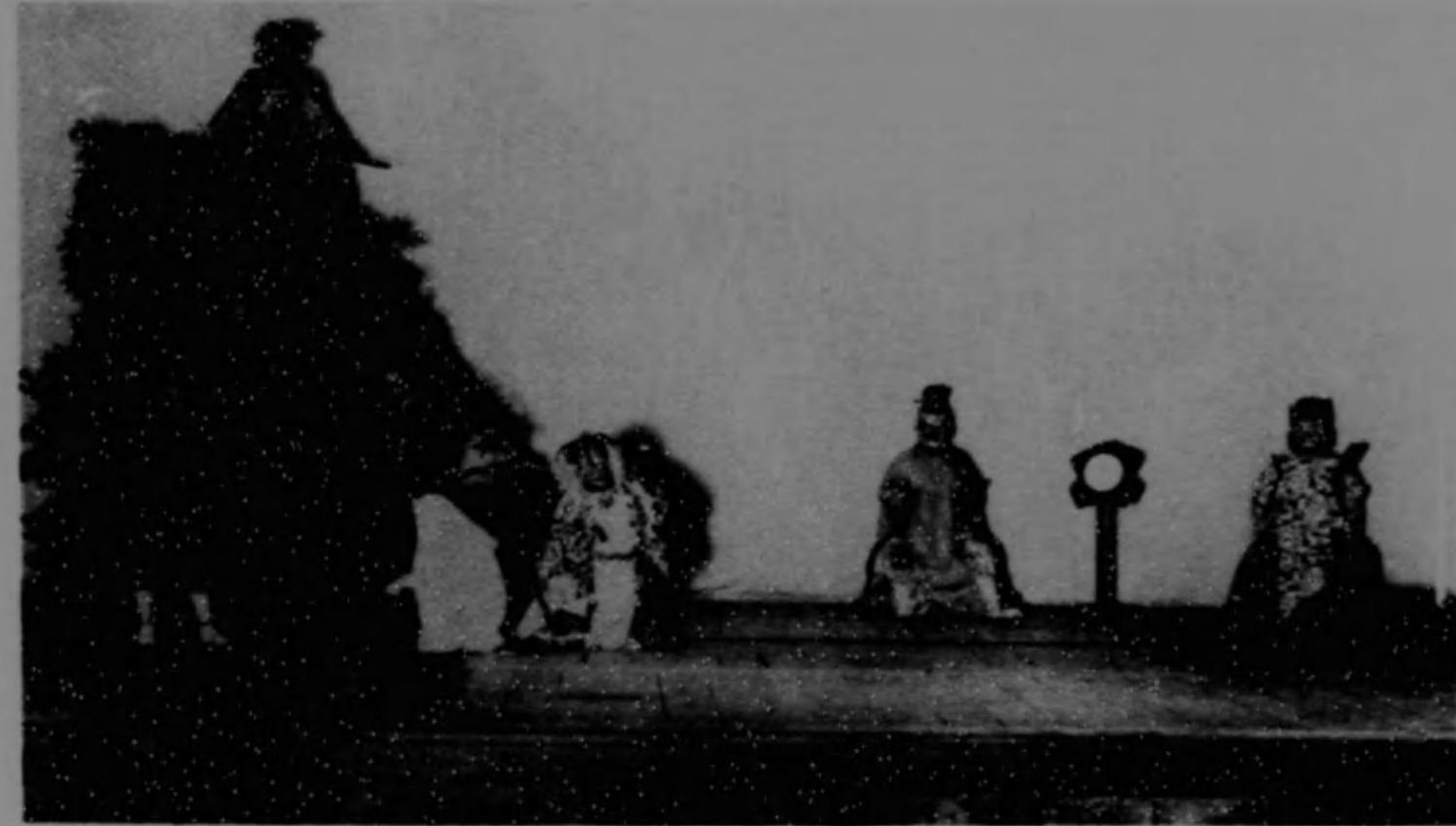
き書のまゝを誌してみると、廣濟寺の本堂は三間四面で、周圍に約一間巾四尺高さの濡縁がまはつてゐるが、このお堂前面、濡縁にすぐ接して、間口一ばい(即約一間長さ)に奥行約三間半の舞臺をつくる此の舞臺の向つて左手に殆ど接して、舞臺よりは更に三間程高く、一間四方の櫓を組み、舞臺上からぼしごを櫓頂上の段に通ずる。この櫓を山と稱してゐた。本堂の向つて左手に約三間を距て、縦に伸

神の神名(文字)を切抜いたきり、こを垂れ、中央に、扇車に鏡と麻とをつけたものを下げた大乘と稱するものを吊す。此處の神歌の中にも、「大乘ノ注連ノ間毎ニ遊ブ神、下リテモ遊べ、吾モアソブニ」といふのがある。この大乘の周圍の四面四角より八方に千道と稱する白の大方紙を長く切り伸したものを通じ、舞臺周圍の注連繩に結ぶ。この周圍の注連繩には、四垂の外に、四節(單にきりことも)と稱する、大方紙に種々の模様を切り抜いた、花祭りのざせち、又毛越寺摩多羅神祭の雜華同様のものを、普通三枚乃至五枚位宛四面に下げる。但し東の面には例へば春駒、神輿、お供餅、櫻に太陽等の春に因んだもの、南の面には、鯛、鯉、其他の魚、船等の夏の景物を、西の面には、鶴に月、雁に月、松に月、かぶら等の秋のものを、北の面には、雪松に月、月に雪だるま、竹に雀、雪兎等の冬のもの(五)を刻んで下げる。四節の名は是に出たものであらうと。

四方の柱には、實際の方角に照して、東南西北に夫々、青赤白黒の、もとの木綿巾一尺一寸で、長さ七尺二寸乃至三尺二寸内外の旗を高くか、げ、或は柱にその先を結び、中央に黄の旗を、扇車に添へて吊す。(六)

登米郡淺邊の神樂の飾付は是と小異あり、今は略してゐるらしいが、二階堂兵三郎氏(昭

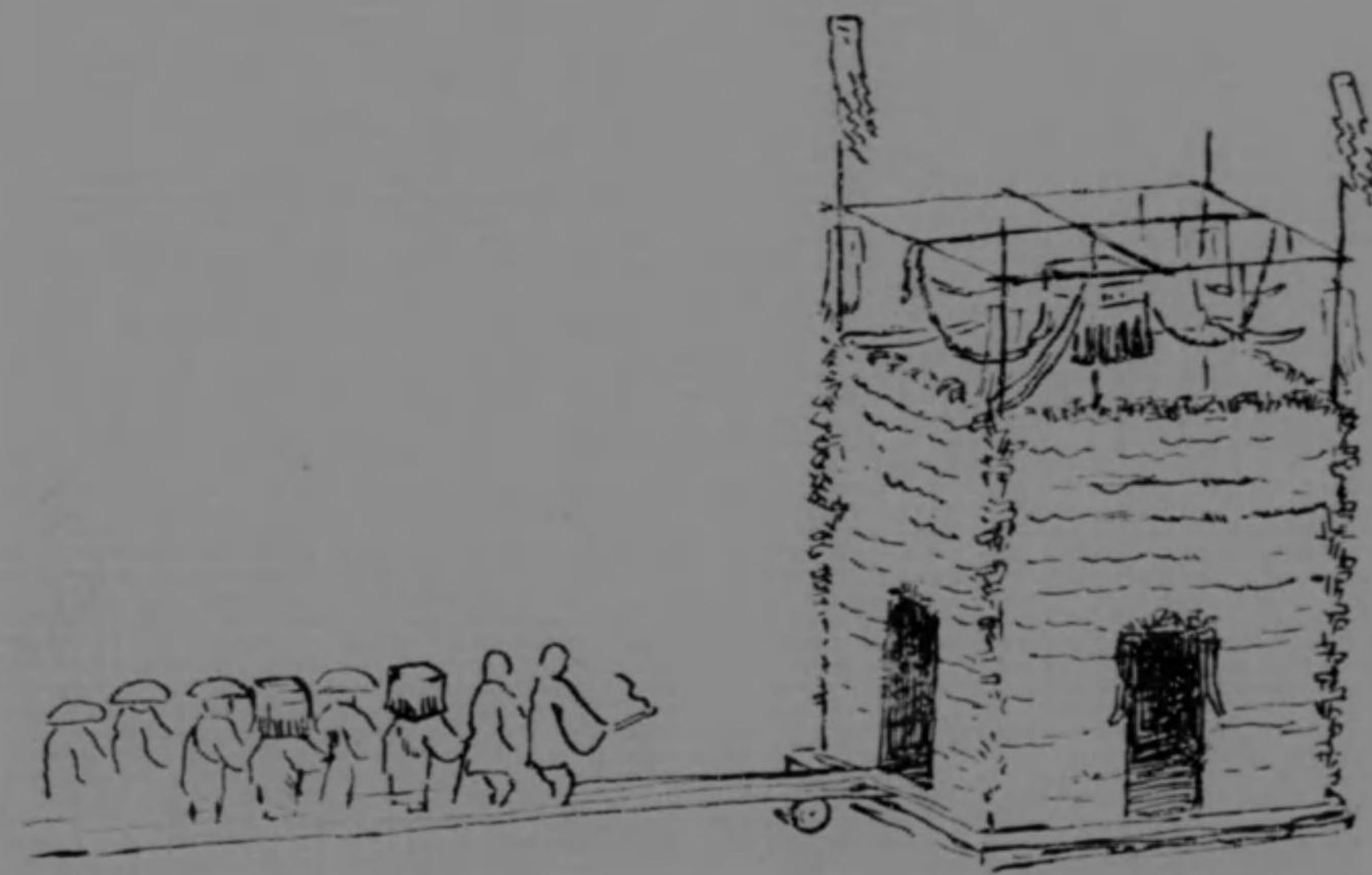
や 参考 (圖考)



第六圖

(於日本青年館舞臺)

鬼 舞 (下總南條村生)



第七圖

(早川孝太郎氏「花祭」)

白 山 の 想 像 圖

びた客殿があり
これの玄關より
四尺巾約四間長
さの花道を、舞
臺の客殿に面す
る側に、手前を
鋭角にして導か
せる。客殿を樂
屋とする。

◎舞臺に鏡の
間と稱する一間
が樂屋とは別に
設けられてゐる
が、一体是は、
こゝに謂ふ高舞
臺の變化ではな
かつたらうか。
(水垂れと稱し
て、徳川初期頃
の舞臺の橋が、
りは、鏡の間の
方が橋が、り一
間につき、三分
宛高かつた事が
明かにされてゐ
るのも面白い。)

和六年八十一歳)によつて精しく記憶されてゐたところによると、同様先づ大乘を舞臺天井に吊す。此處のは、七八尺長さの青竹を九本宛網の目に組み、更に角から角に打違ひにも渡し、夫々の竹の兩尖端に幣束を割りこませる。これの周圍には、たと稱し、三色の紙の四垂を下げ、その間々に千道と稱する、やはり三色の別裁の四垂を垂れる。これの内部中央に、白扇四本を集めて車形となし、その周圍に水引と稱し、並巾の赤の唐縮緬などの布をめぐらし下げ、その中央に、鏡、麻、鬘、及女帯を下げたものを吊す。此の大乘の四角より舞臺四角に向つて、八つ橋と稱するものを渡すが、是は白紙四枚を長くつなぎ、四角を縦に八つ切抜いて、梯模様にしたもので、大乘がめぐらないやうにするのだといふ。

舞臺周圍の最高所には、二段に、白無地、次に赤無地の並巾の布をめぐらし、是をも水引と稱してゐる。其の下段に繩をめぐらし、是に、白紙に墨をもて夫々に神の御姿を畫いたもの三十三枚を下げる。その下段に四垂(ヤド、ゴロ、と稱す)をはさんだ注連繩がめぐらされる。又最下段の、舞臺すぐ上には、繩二條を上下に巾狭くめぐらし、是に幣束を、一面に八本宛はさみ立てる。(但し樂屋に面するところは、出入の都合から省く。)又舞臺四角には、盆或は三寶(又はちか)に餅を盛つて供へておく。(四方の神に供へるのだといふ。)

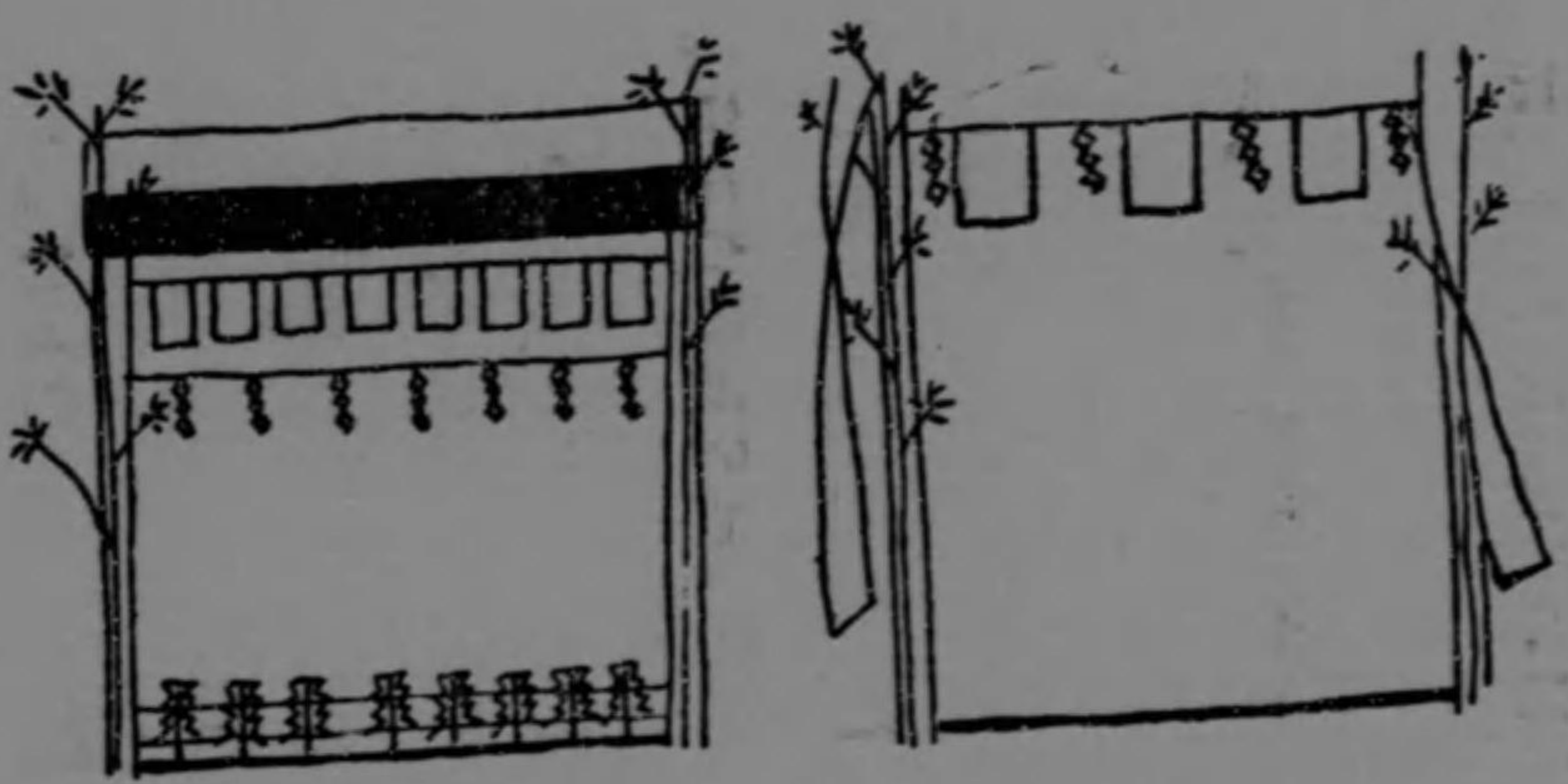
又例へば竹生島の宮の作り物や紅葉狩の塚などは鏡の間の移轉とも見られる。道成寺の鐘さへつまりは、鏡の間の一變化―極く特殊化された―と考へるこゝが出来よう。安政二年を最後に絶えたといふ天満川邊のかぐらの白山の行事さ、能の中入りさいふこごを、その中間に立つて結びつけてゐるのが、この法印神樂の高舞臺の使ひ方ではないかと思ふ。

◎牡鹿の鈴木氏によれば、高舞臺は正式には舞

臺の鬼門に建てるといふ。
 (四)舞臺は通常神社境内に建てられるが、牡鹿鷲神熊野神社の祭禮には古くから神宿と稱する代々の神主の家の前に舞臺を設け、舞臺正面に約一間を隔て、舞臺よりはや、高い一間四方の座を設けおき、神輿渡御に際し是に安置し、神樂二三番を奉納し、還御の後も續いて演じた。
 (櫻谷年彦氏談)
 (尙角力奉納等も此處では尙角お旅所で、神輿を安置して執行してゐる)又、

陸前濱の法印神樂

別に日、月と稱し、直徑一尺位の圓い紙を、日は赤く染め、月は三日月模様に白く抜き、

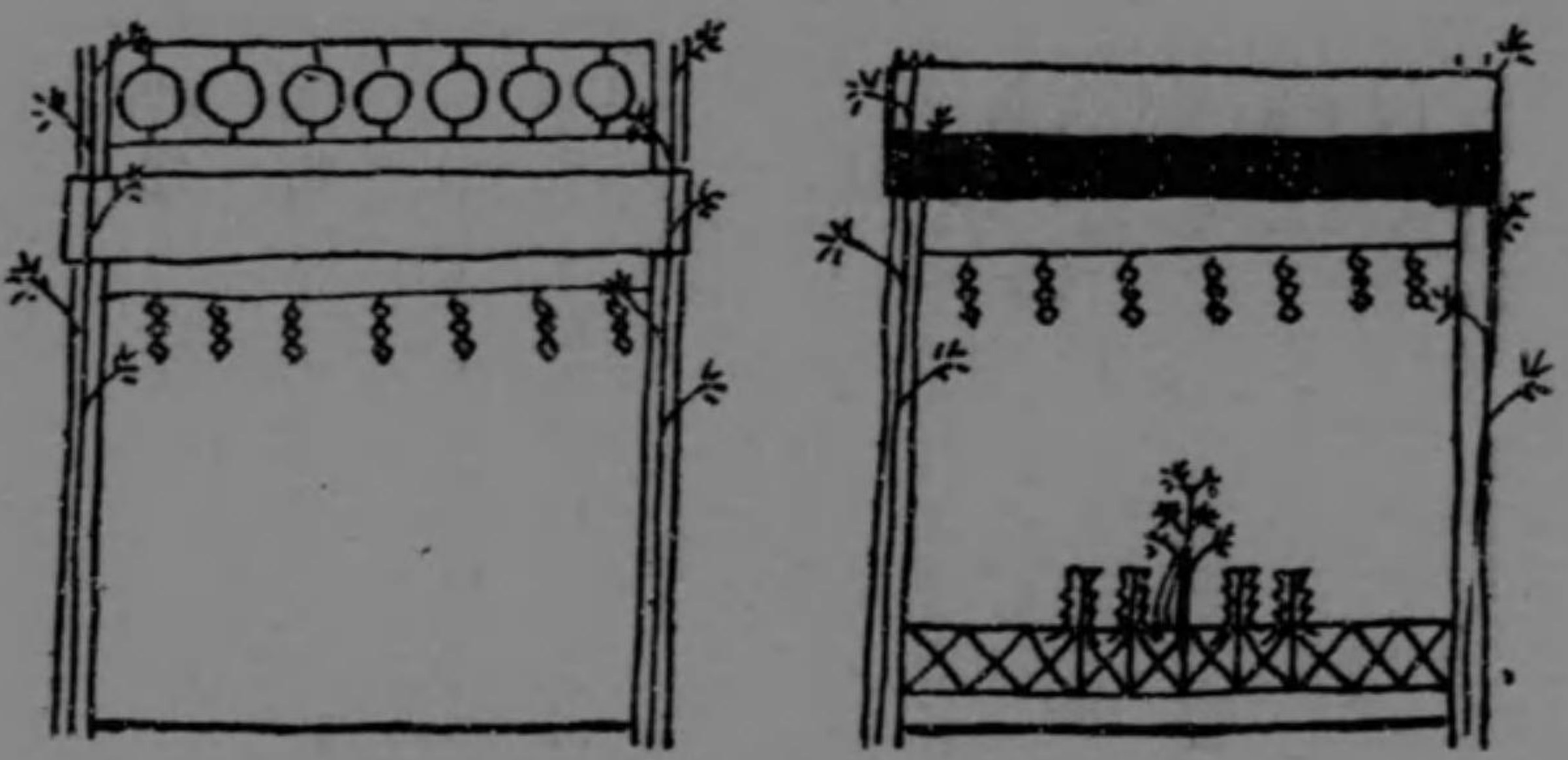


(鹿牡) 飾臺舞 (米登) 同

日には赤い布、月には白い布の、各並巾六尺の旗をつけたものを、日は大舞臺の東の角に、月は西の角に、別に支柱を立て、下げる。

氣仙沼近邊には、南方と北方との組があり、南方には高舞臺があるが、北方にはないといふ。後者の舞臺は、赤岩村平野行房氏(昭和六年八十二歳)の談によると、二間四面に四本柱を立て、その後方に三尺奥行の樂屋(假に呼ぶ)を、別に柱を立て、設へ、その奥に更に支度所(所謂樂屋)が適宜設へられる。舞臺と樂屋との仕切中央一間に御簾みすを下げ、その兩側は出幕と稱し白無地の幕を下げる。樂人はこの御簾のかげで樂を奏する。而して「岩戸開」に限つて、御簾のところに岩戸を畫いた幕を下げ、樂人は舞臺に並ぶ。

同様大乗を吊す。此處のは青竹を細く割つて、六尺平方位



(沼仙氣) 同 (樂神部南) 同

に網の目に大目に組み、その一面に紙を貼る。(紙を貼つた面を上下何れにしてもいふ)周圍に五色の四垂を垂れる。これの四角から舞臺の四角へは繩を渡す。この大乗の下に舞臺一方の角から對角の他の角に、(戸倉では北枕に)大蛇の造りものを下げる。頭は木彫り、胴體は彩色した布袋で、中に糲殻を入れる。是は「叢雲」のとき、衣裳をつけない者が出て絲を引いて操り、責面の者と戦はずのである。

注連繩の上に白と淺葱の二段の布をめぐらす。舞臺正面兩柱間には、舞臺面より一尺高さに、間を更に一尺距て、二本の青竹を平行に渡し、その間を萱で、斜十文字(x)が幾つも並ぶやうに矢來を組む。此の矢來の中央に、(上下の頂點を結んで、四垂をつけた御神を立て、その左右次々(頂

點の部)に二本宛幣束を立てる。是を八重垣と稱してゐる。
 戸倉の大乗は、二尺四方程の「籠の骨」様のものに四垂を垂れるとも言ひ、或は六尺平方

五、法印神樂の舞臺。その飾付き樂屋

桃生郡十五濱船越では、境内に舞臺を設けるが村より還御になつた神輿を舞臺正面の座に安置して演ずる。これらの仕來りは海岸地方は一般である。

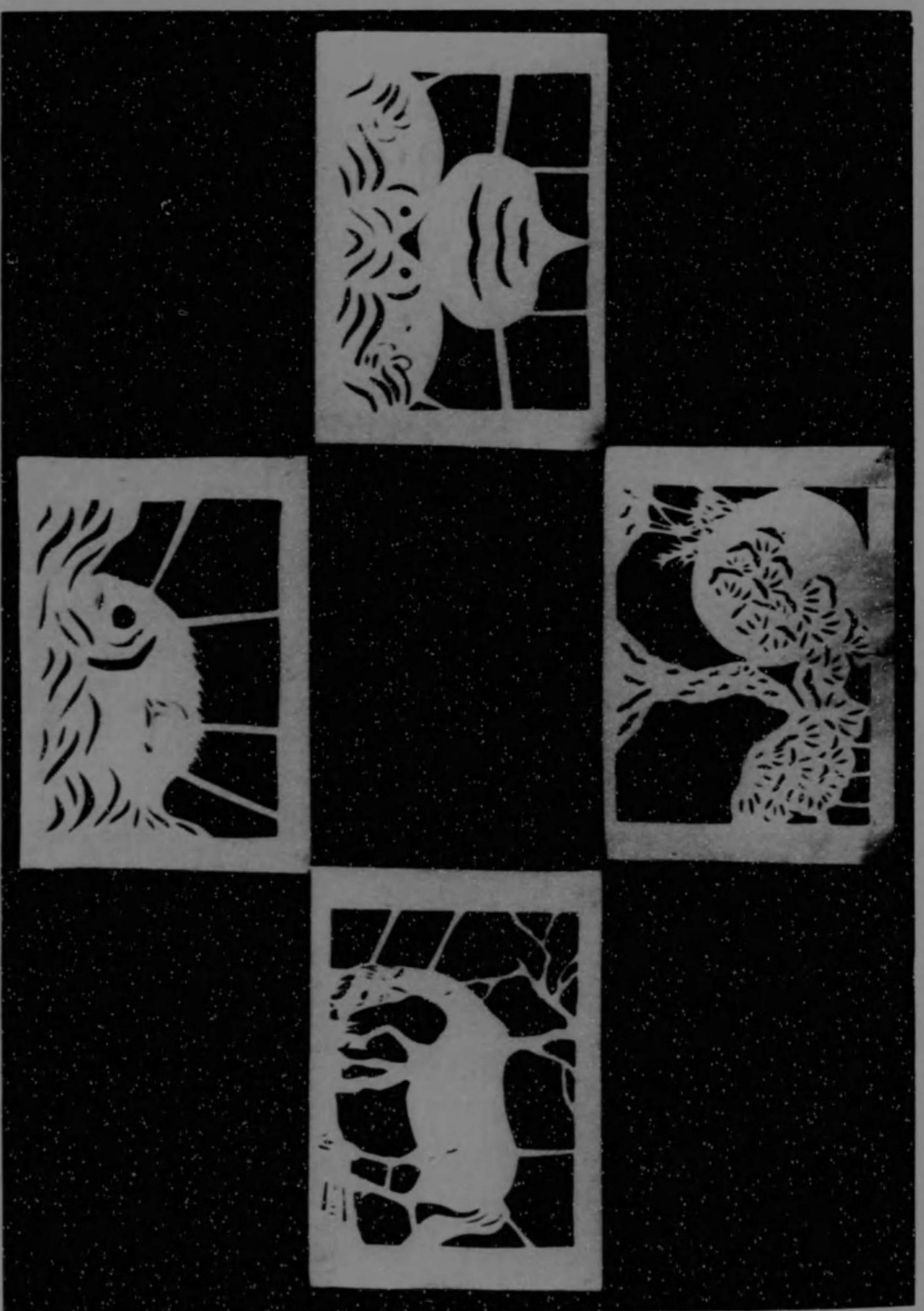
(五)鈴木氏は一月から十二月迄の型を區別して切つて居られる又、この四節と同様のものは、きりこ或はお飾りと稱し、此地方で、正月飾りに用ひてゐるところがある。

(六)曾て女川在 某不動堂の堂守

に竹を編んだまゝのものともいふ^(十)。是の四角から舞臺四角へは、くも手と稱し、五色のとり合せの紙を數本宛渡した。氣仙沼同様大蛇を下げる。又舞臺周圍に低く繩二本を引いてみてぐらゝを一面に八本宛挟み立てることも記憶されてゐた。

桃生には大乘はなく、たゞ五色のとり合せの千道を、もと中央より四角に渡してゐたといふ古い人の記憶のみになつてゐる。

因に、中央に物を吊し、これより千道を引くことは、この近邊では、名取郡熊野堂(別の神樂であるが)にも元あり、此處では吊すものを天蓋と稱し、二三尺長さの細い青竹を十字に交差させ、周圍四角に白の木綿をまはし、その角々と中央に夫々一色宛五色の注連を下けたものである。(今から三十六七年前、この熊野堂のを傳へた名取郡生出森の神樂では、是をてんまくと稱してゐたが、天蓋のなまりなりや否やは不明。)千道も引く。名取郡笠島、道祖神社の神樂でも、熊野堂同様のものを吊し、是をラ、ン、レ、ツと稱してゐた。又仙臺大崎八幡では、名は忘れられ、今は假に「櫛形」と言つてゐるといふが、巾狭い一二尺長さの木を十字に打つけ、繩をめぐらし、赤色の木綿を周圍にまはし、中央に麻を垂れる。此處では、よだれ或はオダレと稱する白の千道を繩の一邊に三本宛、都合十二本引く。同仙臺龜岡八幡でも、もと大きな鏡を一つ天井に吊したといひ、「大定の四つの角なるますかみ、はかうちこにはくもりあらせち」の神歌がある。



（鈴木又藏氏刻）

第八圖

であられた大國氏の記憶によれば、東の角には大山祇神、南の角に迦具土神、西の角に金山彦神、北の角に罔象女神と、夫々神名を長くきりこにしたものを四節の外に注連繩に下げ、中央の扇車に添へて中央に天照大神向つて右に春日明神、左に八幡大菩薩の三神名を同じくきりこにして下げたやうであるといふ然らば五色の旗の代りであつたらうか。又、五方に五色の旗を立てること、並にその飾付は、

南部神樂(後註)にも、古風を傳へてゐるところには此の舞臺飾があつた。比較の便宜上こゝにその一を誌してみると、陸中黒澤尻在の「笹流」を直接傳へた栗原郡志波姫村大平、鹿野吉三郎氏によると、二間四方の舞臺で、天井を同様忌竹にて十文字に角から角に交差させ、その中央に、女帯を淡路結びにし、白味の鏡(圓形)を是に紐水引で結びつけたものを吊す。舞臺周囲の最高所に二本の繩をめぐらし、その間にまどと稱する。直徑一尺そこそこに細竹をまろめ、是に白紙をはり、赤で夫々二十八宿を畫いたもの二十八枚を、上下に絲をつけて繩に結び下げる。このまどの下に、水引をめぐらす。是は並巾の白い布地に、墨で十支を畫いたものである。その下に注連繩が来る。

是らの飾付は、今は大方略されてゐるが、牡鹿ではしまの方に泊りがけに出かける様なきとき時間に餘裕があり、人々の希望もあつて多少の飾付をするが、大乘まで下げたのは、二十年程前、寄磯で三日間演じたとき以來ないといふ。(この舊四月、熊野神社奉納の時は、大乘は下げなかつたが、中央に扇車を下げ、以下古式に則つて飾つた。)又戸倉では、二三日演じ続けるやうな盛大な催しの場合に飾付ける程度といふ。又兩舞臺も、牡鹿に於ては此頃なく、復活後たゞ二回程試みたに過ぎぬと言ふが、戸倉及桃生の一部では、例へ

上様式の作法とも比較されが是は當地一般では五方に夫々の旗（略して中央に五色の吹流し）を立てる外棟の中央に、縦に一枚の板を打つけ、是を弓と稱し、更に是に打違ひに矢と稱する二枚の板を中央に交差させて打ちつけ、これに夫夫矢尻、矢羽を畫く。鬼門の天に向けて射られてゐるのが雁股矢その反對が蕪矢で弓の頂上から各頂點に、弓弦と稱し、白の並巾の布をまはす。弓の頂上には通常三本の幣

束を立てる。その下にお堂やお宮と稱する白木造りの小さい假宮を打つけ、その中に棟札及男女のお籠と、離道具とて鏡、櫛、笄、簪、鉄小刀、紅、白粉、髪、剃刀等一切を添へたものを収める。矢の交差點に扇車を結びつけ、これより麻を下げ、普段使用中の女の丸帯を纏に結んで下げる。中央の黄の旗は、或はここに一緒に下げてよい。（尙この方式は家の大小や造りによつても多少の繁簡異同はあ

陸前濱の法印神樂

略式にも二つを造り用ひてゐる。^(十四)

是等舞臺の飾付は、牡鹿の話によると、當日朝早くつめて一同でつくり手配する。これは後、觀覽者らが殆ど皆争つて持つて行く。湯立の笹迄取かへす如く持つて行くといふ。又五色の旗も、舟のしるしにするとして皆々奪ひ合ふ。大乘の編んだ竹は、其他の残り物と共に後でとり集めて焼く。^(十五)

附記

大乘は、どういふ意味であつたらうか。鈴木又藏氏の解釋では（氏は大定であらうといふ）

不動經に所謂大盈を形どつたもので、扇車に鏡をつけたものは太陽、千道は是より御光を發したもので、即ち天地への縁結びをなし、これより四節も出來、萬物も生ずるに至つたわけであらうと。然し乍ら是に關しては一應、附録、大乘神樂の小引の飾付の記録を参照されたい。

註 南部神樂

この神樂の起りは一ヶ所だけではなかつたらしい。もと素人は神樂を舞ふことは禁ぜられてゐたもので、それでも禁を犯し、夜分山中等にて稽古をなし、或は眞似慰む者があつた。これが維新に際し、法印泥びると共に大びらに名乗り出し、法印神樂に尙種々の新工夫をこらし、諸祭禮等に演じ出した。

「嘉永二年春、南部生れの白堀職工にして神樂をよくする者、東山田河津村竹澤に來りて年若連に

潜かに指南したるは東磐井に於ける南部神樂の嚆矢なり。この神樂は維新以來不斷の改良進歩を遂げ、一方近松の淨瑠璃或は近世の事柄、傳説等に脚色をなし、是を地方劇化し、さしも全盛を極めたる法印神樂を壓倒したり。……

南部神樂は郡内（東磐井）至る所に組織され、郡内田河津、會慶、京津畑、熊田倉、沖田等の神樂團あり、郡外にまでも名聲を博し居れり、之等の神樂團の指導者は、本郡田河津村社々掌佐藤金次郎氏にして、全氏は近松の神代義太夫本振袖の巻、その他近世の事柄等に取材創作して自ら神樂團を巡回指導し、或は高弟を派遣する等献身的に開拓を試み、今日見る如き業績を残したるなり」（「東磐井地方に行はる、神樂」岩手師範郷土室記録、小山武郎君調）

又、一方酢川岳の山伏神樂などに發した脈もあつたらしく、はじめの式舞は何れも明かに山伏神樂の舞を取入れてゐる。とにかく明治以後、陸中南部、陸前北部一帯に大流行を來し、殆ど農家の者の副業の觀をさへ呈するに至つたもので、妙なことに仙臺領では是を南部神樂と稱し、南部領では仙臺神樂と言ひ、或は風流神樂といふ所もあり、單に土地々々の名を冠して呼ぶことも多い。舞そのものの中には、折々山伏神樂、飛樂、法印神樂、或はけんばい等に脈を引く美しく優雅な型も見受けられるが、その臺本は、折角の思ひつきあつたにか、はらず、手法多く幼稚拙劣で、殆ど見るべきものがない。

五、法印神樂の舞臺・その飾付並ニ樂屋

る。本物の弓に矢を番へて高く奥門の空に向けたるのを見かけることもある。尙假宮や弓矢は、通常そのまゝ棟木に打つけられて残される。家の守りになると言はれてゐる。又、式に際して、餅や主人公の年の数程の小銭を撒くことも行はれてゐる。

(七)此處の所傳に、「大乘」と稱する曲あり、姫面のもので出て、供物を捧げ舞ふ。又神歌に「大乘二神ト、マレヤ今日ヨリモクル年毎ニ神

陸前濱の法印神樂

七二

演目は各所を通じてみると、少からぬ數に上るやうであるが、又共通のもの多く、例へばその代表的な組である、陸中水澤町字福原の南部神樂の臺本「神樂詠議扣帳」二卷には次の如き曲目を誌してゐる。

三番叟、山乃神、五大領、岩戸開、水神明神、日光權現、牛若丸、楠正成、一ノ谷一代目、二代目、蛭子之尊一代目、二代目、新岩戸、三熊退治、地割舞、八頭之大蛇退治、渡邊綱、狂言金巻、日ノ宮日本武ノ命、高山賀門長者、田村三代記一代目、二代目、三代目、篠田ノ森、彦火火天見之命、日本武之命、金巻（他にみかぐら、宮雀等）

又、前澤町塔ヶ崎神樂の「風流御神樂本」一巻には、他に、巖戸入、奉劍納、羽衣、天降り、屋嶋合戦、牛若丸、老松若松、魔王退治、太田丸等を誌してゐる。狂言は多く山伏神樂のものを受繼いでゐるらしい。

囃子は太鼓と銅拍子、是等は幕前に見物の方を向いて並ぶ。笛は用ひる所と用ひない所とがあり、用ひるとすれば幕内で吹く。銅拍子の囃し方は、太鼓に合わせて單調な二拍子をどこまでもチャキ／＼と刻んでゆくの、山伏神樂のもの、やうな變化がない。舞人は何れも自ら臺詞をいふこと、法印神樂と同様である。

六、樂 人

揃へセン「大乘ノ四ツノ隅ナルマス鏡カハラテ見セヨ元ノ姿ニ」等がある。

樂器は、氣仙沼を除いては、太鼓と笛（六孔）の二種で、太鼓を胴とも稱し、是を打つことを胴をとると言ひ、打つ人を胴とり又は胴前と呼ぶ。牡鹿に於ては胴とりは、今は一人（舞臺後方右寄若くは左寄に都合によつて坐す。牧山では向つて右寄に坐し、舞子は左寄より出た）であるが、もと二人あつたと言ひ、戸倉では左右二人（若くは二人以上何人でも）あり、舞臺後方に坐し、笛方を中に挟む（舞子は中央より出る。淺邊では一人、舞臺後方中央に坐し、その左側に笛方が坐す。舞子は左右花道より出る。）

氣仙沼では、胴、笛の外に、小太鼓、鼓、銅鉞子を用ひ、御簾蔭の樂屋に、向つて右から笛、胴二人、鼓、銅鉞子の順に、胴とりが御簾の中央になるやうに並ぶ。「岩戸開」で樂人達が舞臺に並ぶときは、向つて右側に、そのまゝの順に並ぶ。

舞ふ者を舞子と稱し、舞臺に一時に六人迄出ることあり、最も重んぜられてゐるのはやはり胴とりで、長上、年寄格の者が努める。

六、樂 人

七三

(十)此處の舞の型本によると、「追祖」を「大場ノ下トモ號」と言ひ、又「一、

米蒔五方犬場之下ニテ蒔之とある。

(十一)くも手は蜘蛛手か。日向の高千穂の夜神樂でも、くもと稱して大乘に似たものを下げ、

「くも下し」の曲がある。(日向郷土資料第一輯、松本友記氏)

(十二)膳澤郡水澤在福原の南部神樂では、舞臺天井一面に特に幕を張り、これをなてんまくと稱してゐた。

(十三)もさやはり大淨と稱したらしい「大淨上」の曲があり、「大淨」四つの角なる増か、みかは

陸前濱の法印神樂

修驗時代には物忌は厳しかつたらしい。牡鹿では神樂前三日の精進は必ずした。今は産と死の忌だけが守られてゐる。^(二二)

舞の修業もやかましかつたらしく、戸倉の話では、へまを舞ふと、晴の舞臺の上でさへつか／＼と出て打のめされた程であつたといふ。^(二二)

七、支度・持物

装束は、氣仙沼のが少しく異つてゐるだけで、大抵、千早、石の帯、袴、白足袋に、太刀を佩いて出る。但し牡鹿では、正式には下に白衣を着、これを所謂ぬぎだれにし、^(二三)その上に右の衣裳をつける。

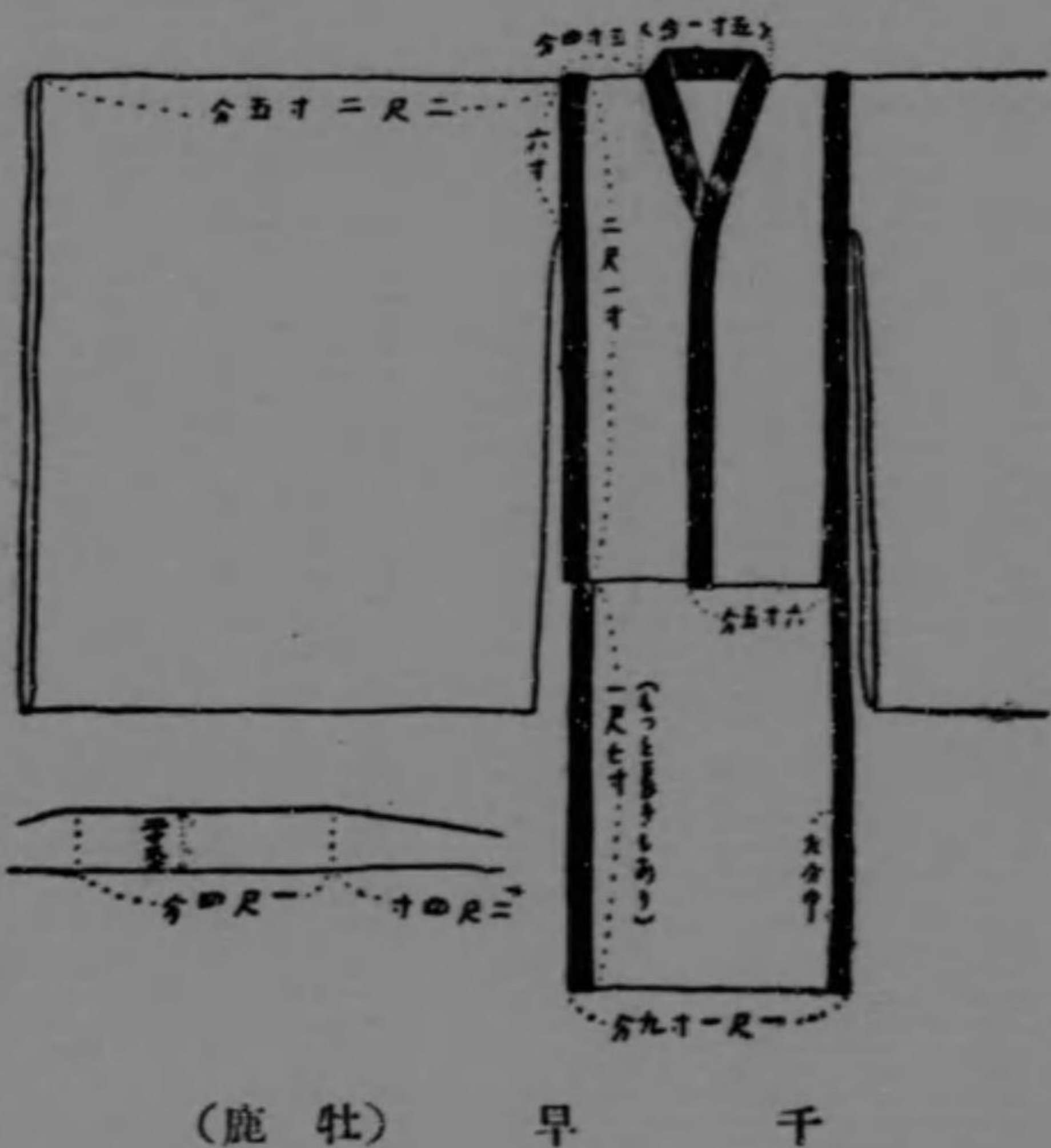
牡鹿で言ふ千早は、安達太々神樂に所謂舞衣(仙臺近邊でさう稱して用ひてゐる直垂)に褌を一緒にしたやうなもので、つまり上千早の背の布の長く引いたものに、兩袖をぬひつけたものである。明かに元は二枚のものであつたらう。(挿圖参照)天照大神の着る白の千早のみが、上千早と袖のけじめなく一裁で、即ち今日巫女の着る千早と同様である。^(二三)上千

らて見せよ本のすかたを」の神歌がある。

(十四)幸ひ戸倉の八幡神社祭りにこれの實際に使用されたのを見る事が出来た(本文「作々結」参照)

(十五)今年正月牡鹿半島の方を十三濱の舊法印達が、人家をめぐり春祈禱さて人家で、この神樂一二番宛を舞ひわたつたといふ。このとき「えびすの帯」などを切り残して行つた。

(十六)胸前はもさ幕前に對し、胴とりの前の座



早の部分は、今は唐錦等を用ひてゐるがもとは全部麻で、やはり豆菊等を散らした模様や綸子形などが染められてゐたといふ。「西の宮」の翁に限つて直垂のみを着る。

石の帯は、安達太々神樂のそれと同様、但し中に板をくるむ代りに厚紙をくるみ、多少柔かになつてゐる。「元のはかねや木でこしらへ、これに紋をつけ、後にしつかとあてたもの」といふ。氣仙沼や戸倉では、現に巾一寸七分、長さ一尺六分、乃至一尺二分程の、透し彫などになつてゐる眞鍮の板金、或は木片にこの板金をとりつけたもの等の兩端に紐を通したものを用ひてゐる。^(二四)袴は、天照大神のは白、其他の姫のは緋、他は模様ものを用ひる。^(二五)

太刀を佩いて出るのは、もと修驗は帯刀を許されてゐたもので、銘々の小刀を帯びて出るのだと言ひ、是が舞臺の採物にもなる。勿論眞劔である。

を呼んだらしいが、こゝでは胴とりの異稱の如くになつてゐる(陸中の山伏神樂には、尙もこの意味が残されてゐる。)

(十七)今は大太鼓であるがもと本胴とて樂太鼓を用ひたさいふ

(十八)元は一人で大小の胴を叩いたといふが今は實にだけ大胴を合せ用ひ、小胴も同曲に叩く

(十九)昭和五年の秋始めて志津川を訪れた時には、古稀を二つ越えた戸倉の老人菅原氏が、特に「五矢」の胴

鬼コの装束が多少異つてゐた。是は、青や赤や褐等の色變りのしやつ、づぼんの着ぐるみで、ざい(ざんばつとも、しやぐまのこと)を頂き、昔はこの外に、様々の繪に見る鬼の如き扮装をしたといふ。即ち麻をまろめたものを頂いたり、麻を黄蘗染にした腰蓑を腰のまはりにしたり、藁のしめをまはし、麻のちやん／＼風のものを着たりした。「人足」の服装も是に準ずる。

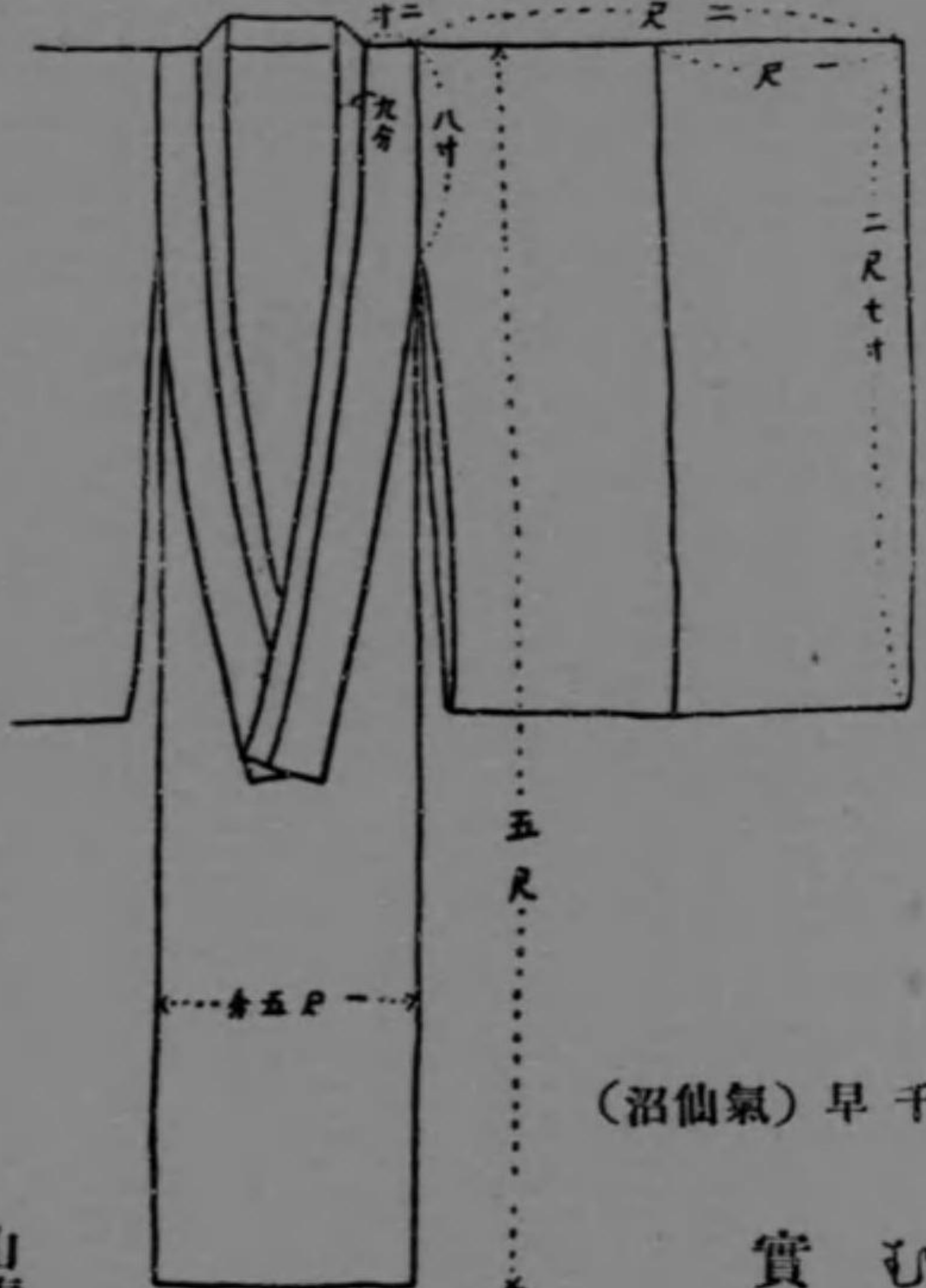
戸倉、桃生の装束は右に全く同じく、淺邊では主として直垂をつけるといひ、責がその上に千早を羽織つた。

氣仙沼のは、ひとしく千早と稱してゐるが男神のは狩衣仕立、女神のが巫女千早で、何れも模様もの、一裁である。いづれも大口をつける。此處では下着に、兩神ともふりと稱するものを着た。その裁方は挿圖の如くである。鬼コは、つんぬけと稱する筒袖に、狩衣の袖のないものを重ねてつけ、く、りばかまと稱して實はく、らす筒にした袴をはく。

冠りものは夫々に、鳥甲(二十)、ざい、長ざい(かつら)、天冠、翁の烏帽子等で、髪を手拭で巻いた上にはらをつけ、おもて(面)をかむる。素面(二十)で出ること殆どない。

面型はほとゞ三種に區別することが出来る。即ち一は口をクワツと阿に開いた面で、他は

早千(氣仙沼)



むつと大袈裟に結ばせた(二十)面、も一つが寫實的な型のものである。

註 各所夫々に彫の傑れた古面が存して

ゐる。例へば、牡鹿の黒面は塗らずに木

地を黒く磨き出してあり、何れもくつき

りと特徴ある表情を持つてゐる。面裏に

在銘のものあり、鬼門の黒面には「天臺

山龍王寺」と刻み深く強い刀法で彫られ、他に「鹿島

山」「熊野山」等あり、但し是らには年號なく、面裏

の比較的新しいものに「文政二年」と見えてゐる。是

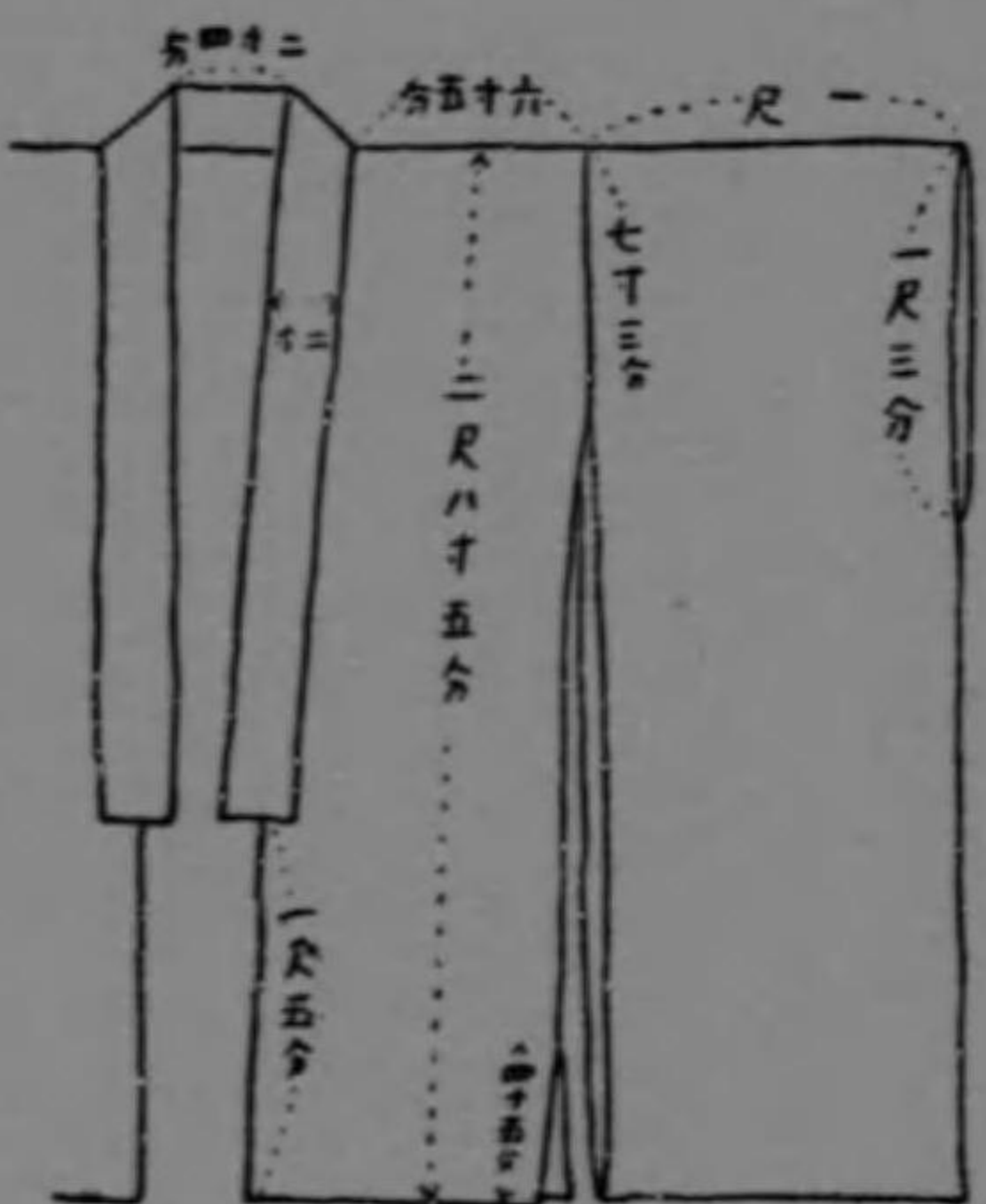
らは皆その昔の演者達が彫り残したものと云ふ。又桃

生では、自分の役の面は銘々が持ちよつて演じたと言

ひ、此處の比較的古い面は、皿貝及寺崎に半々に留め

られて居る。戸倉の古面の一つに、鬼女に現する前の

ふり(同)



七、支度・持物

をさつてくれた。又氣仙沼では、平野翁が家の前の奉仕神社の拜殿で、特に「打鳴し」五請樂」を打つて聞かせて下さつた。後者では正確な打ち方を未だ傳へる者が居ないといふ。やや早間な呼吸の大事な打ち方である。

(二十)曾て此の様な事があつた牡鹿の根岸で鈴木氏が胴を、浅野氏が他の二人と共に「三天」を舞つてゐたとき、舞の途中で浅野氏がつと走り出、舞臺鼻に見てゐた、子供

の額を、持物の
釵で突きさした
子供は悲鳴をあ
げる。鈴木氏も
驚いて胸をやめ
立出て見ると、
子供の額からは
血が流れてゐる
早速四垂をちぎ
り、血止めを疊
んでやつたが、
幸ひ大した傷で
はなかつた。と
もかくこの騒ぎ
に巡査等も来た
が、後でよく取
調べてみると、
淺野氏は當時幼
い孫を亡くした
ばかりであつた
のに、大したこ
ともあるまいと
て消滅一つ受け
ず出たのであり
又子供も渡の波
の者で、丁度前
日に弟を亡くし

女面として舞樂の抜歌頭面によく似たものがあつた。(氣仙沼にもあつた。)又、戸倉のは、寶曆年間作
といふ年號のたどれるものもある。氣仙沼には、ひやまのぢさ面、そつくりの、黒みがきの奇妙な圖柄のも
あつた。この傑れた彫の一つに、荒神面があるが、赤塗で一寸その類型を見ない。尙、桃生戸倉の
新しい彫のは、氣仙沼及栗原郡若柳の面師が彫つたといふが、是らは今居ず、牡鹿の新しいのは、大
部分、眞野先代の鈴木進(長政)氏の彫つたものである。

通常右手に白扇、左手に銚を持つ。牡鹿で銚と稱してゐるのは、一尺三寸乃至一尺六寸
程の、やゝ太い青竹の先に四垂を大麻の如くに結びつけたもので、もとはその先に金屬製
若くは木製のものに金紙を貼つた銚先を附けてゐたが、近年とつてしまつてゐるのだとい
ふ。現に、氣仙沼では、柄は木製で、銚先七寸以上の眞鍮製、又は木製のものをつけたの
を使用してゐる。

つけは銚(シ)の代りに梵天を持つ。是は二尺七寸内外の青竹の一端に、梵天だちの御幣を挟
んだもので、更にこれに五色の幣をはさみ添へることもある。但しこの梵天を持つのは、
岩戸のつけに限ると鈴木氏は言ひ、戸倉では實際にその様であるが、牡鹿では近年他のつ
けにも、銚の代りに是を持たせる。尙もと「初矢」には、銚の代りに幣を持たせたらしいこ

假面の大小

| | | |
|-----|-----|-------------|
| 第九圖 | 鬼門面 | 縦七寸 横五寸五分 |
| | 大無須 | 縦六寸五分 横五寸五分 |
| | 短鬼 | 縦七寸 横五寸 |
| | 魔王 | 縦七寸五分 横六寸五分 |

第十圖

上段向つて左より三ツ目の魔王
縦七寸 横四寸八分
下段向つて右より三ツ目の女神
縦六寸八分 横四寸二分

何本々神樂面は誤つて他より求めたもので、今實際には
使用されてゐない。

第九圖 法印神樂假面 其の一



(面 門 鬼)



(王 姫・鬼 經・須 無 大)

(在 座)

第十圖 法印神樂假面 其の二



(天三・天三・玉冠・玉冠・天三・メセ)
(矢初・ケツ・面樂神々太・神男・神女・玉天・玉冠)

てゐた山である
滝野氏に其時の
心持を當つてみ
ると一切が夢中
で子供が泣いた
ので始めて気が
ついた程であつ
たといふ。又一
度は舞の最中に
刀の目釘が抜け
て飛び立つたこ
ろがあつた。幸
ひ怪我もなかつ
たが、鈴木氏が
その時も調べて
みると、見物衆
中に産日の者あ
りこの婦人は、
「お神樂見たい
一層に」無理を
して出てきたの
であつたといふ
産日は殊に忌ま
れてゐる。

(二十一)工藤祐
雄氏談。向管原

とは、型付に見える。其他手艸、弓矢、鈴(もとは錫杖であつたといふ)、劍等が主な採物であるが、つけ以外の者が、最後まで同一持物をとつて舞ふことは、牡鹿に於ては殆どな
50

八、かんなぎ

胴とりが神歌を歌ふ外に、舞子が舞臺で、神謡かんなぎと稱するものを唱へることが、又この神樂の特色の一つになつてゐる。この神謡は、寫本によつて傳へられて來てゐるが、傳授を受ける際銘々が代々筆寫したらしく、極く古いのは存してゐなかつた。此處に參照し得たのは次の諸本である。

○牡鹿

一、鈴木又藏氏所有本。表紙及始めの二三枚がとれてゐる。危く裂け残つた奥書に、「舊本頗仍有誤語謬字鑑訂之寫焉、牡鹿郡根岸村熊坐山十二世長準」と美しい筆跡にて認めてある。美濃四つ折横綴、三十一葉のもの。(周明院第十二世知空長準は、鈴木氏の師藤原元則氏の前の代で、更にそ

八、かんなぎ

氏もさういふ中で修業してきた人で「今では總てを觀念されてゐるらしいが、數年前迄は随分口やかましかつた」さういふ。牡鹿の鈴木老も昔劇に合せて舞つた頃には、生神様とも言はれたさういふが、此頃の若い人達の型が次第に自己流になつて行くのを心配されてゐる。又氣仙沼の平野氏も、今尙劇をさり、若い者の稽古にも立合つて居られる程であるが、「私どもは何もやるにも熱心にかゝつた」と言

陸前濱の法印神樂

八〇

の前の代の十一世良徳長恩―三僧祇權大僧都法印―は、文化四次丁卯年頃榮えてゐた人であることが、大聖不動明王寶尊の棟札によつて知り得た。

一、常善院本。「牡鹿郡大瓜村住人津田大和守書之、常善院法印泰了持」の奥書あるもの、美濃四つ折、横綴、三十六葉。

一、鈴木琢氏所有本。「明治廿年秋八月、鈴木長政書、此ノ年五拾壹歳、眞埜村掛取山十五世現、舟波屋敷」の奥書あり。

一、千葉房人氏本。「大正三年舊七月十一、十二、十三日寫仕舞」の奥書あり。

○桃 生

一、檜崎、榊田健也氏所有本。「正原寺十五世」と、但し本文とは異つた筆蹟にて後書あり。最初最後の二三葉宛を損ず、表紙は後から補つたもの、美濃四つ折、横綴五十葉。氣仙沼將來のものであらうといふ。

○戸 倉

一、菅原秀傳氏本。美濃四つ折、縦綴、神謡三十二葉、型付二十五葉、白布表紙。

一、遠藤氏本。扉に「明治乃三拾歳あまり五年乃春かく、清水山美豆廼舎主人」とあり、美濃四つ

はれてゐる。

(二十一)ぬぎだれといふ名稱はこゝにはなかつた。陸中の山伏神樂と、けんばいさに於てさう言つてゐる。是は着物の肌(片袖若くは多く兩袖)をわいで後に垂れるのである。

(二十三)譯としての釋以來の、ちはやの名稱の變遷を後づけてはゐまいか。

(二十四)舞樂の石帯を思はせられる。

(二十五)舞の途中「裝束を改めると稱して、處がけのさまに

折習紙、縦綴、本文全部萬葉假名にて認めあり。

○氣 仙 沼

一、平野行房氏所有本。大方紙伸四切版、横綴、滌色表紙、二所を細き麻のより糸にて綴づ。表裏の表紙及最初の遊紙一葉を除いて、神謡五十三葉、型付十三葉。「天保十四卯三月廿八日、妙音山法雲院源應」と奥書あり。

一、同氏所有神歌本。別に神歌のみを誌せるもの、同じく美濃四つ切、横綴、表紙は後から補つたもので、是を除いて二十一葉。

注意されるのは、是等全部を通じて、誤脱、書き誤り、読み違ひと判せらるゝ少數箇所以外は、又文字の使ひ方は各種であるが、會話の語尾の僅かの變化を除いて、一二特殊の箇所以外は殆ど異同がない。然しその記載の順序は皆區々であつた。たゞ牡鹿同志だけは全く同じく、鈴木氏所有の長準本によつたらしい。又明治中頃から末頃にかけて、宮城縣神職會が一しきり、縣下の神樂の試験といふのを行つたことがあつた由で、現に九十餘歳で尙達者で居られる當時金華山の社司の、佐々木舜永翁などはその主導者であつたといふが、この頃は等の神樂の二三は少しづつ、改訂を施させられたらしく、牡鹿の寫本にも、特に

なることがあるが、このときには、袖口の上部を結んで肩にかけ、義經記などには、法師が人と争ふまで、衣の袖をとって結び肩にかけ」とあるのと一致してゐる支度である。

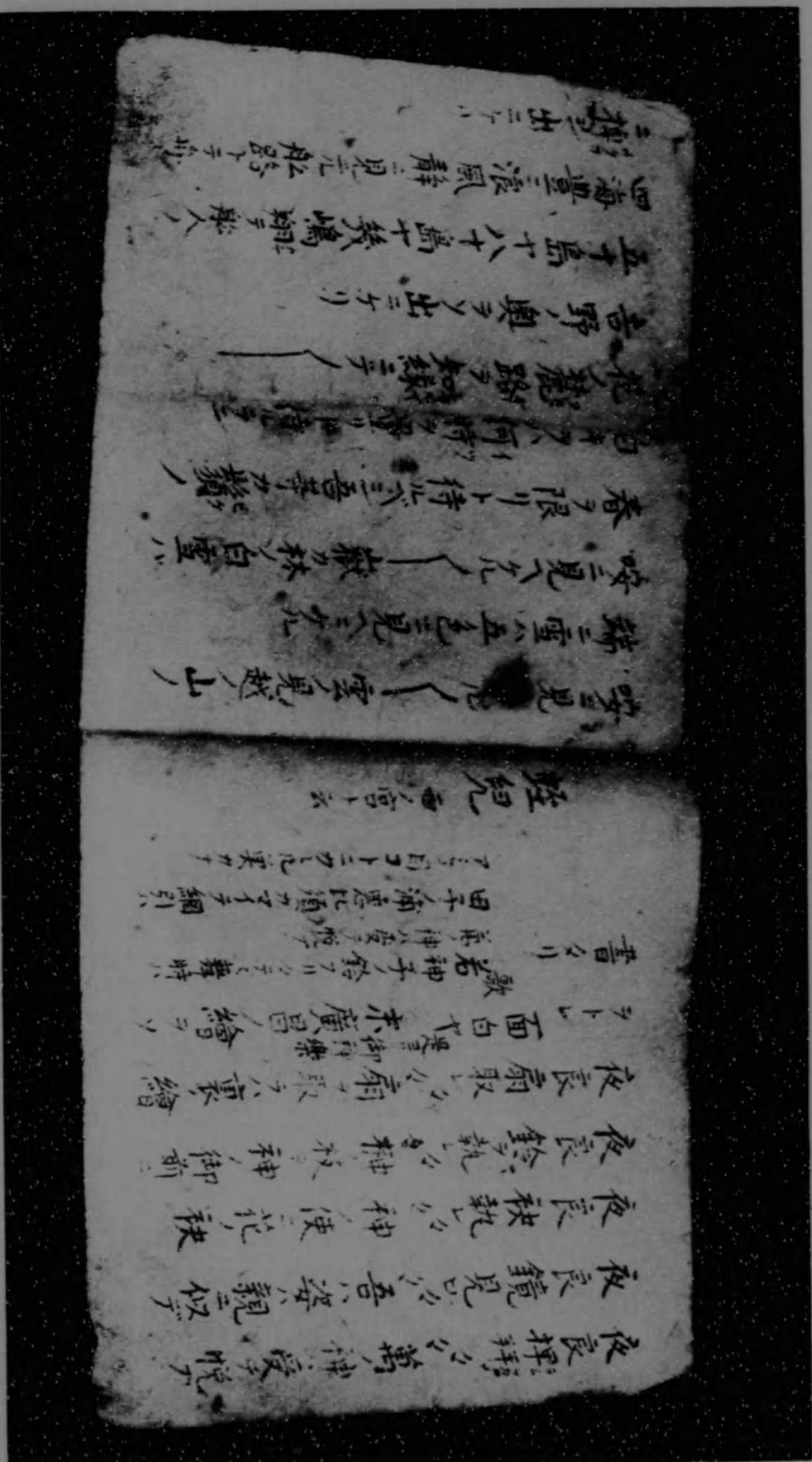
(二十六) 牡鹿の鳥甲は、その印象が、沙門帽に甚だよく似てゐるのが特徴である。これをしつかと當てるために、垂れをあげて、甲の上を白針巻し、兩端を後に垂らす。氣仙沼ではこれをほいじめと稱してゐた。ほいじめの名があるの

字句改纂の箇所が二三あり、眞野本、千葉本は始めからこれに従つてゐる。又、桃生の新しい諸本は、本文に迄可成の改訂を見てゐるので、こゝにはたゞ最古本と言はれてゐる正原寺本のみを参照した。

尙本記録では、便宜上、牡鹿現存中最古の鈴木又藏氏所有の長準本を底本とし、以下の諸本を一通り参照して行くことにした。又、是の読み方は、昭和五年正月、淺野氏を煩して、今唱へてゐるまゝ、を振假名したものをも念のため参照した。即ち片假名は諸寫本のまゝのもの、平假名は淺野氏の読み方である。

牡鹿ではこの寫本を「神談記」と稱し、常善院本以下にはその通りに記してある。然し桃生、戸倉、氣仙沼では是を「かんなぎ」と稱し、桃生本には「神樂神諷記」菅原本、氣仙沼本には「神樂記」、遠藤本には「神樂神語記」と夫々表紙に誌してある。(尙戸倉型本中に神談儀、神談軌の文字が見えて居り、淺邊本、南部神樂の或る本にも神諷記の文字は見えてゐる。)

桃生、戸倉共に全部で三十三番と稱してゐるが、神諷記には何れも二十四番より傳へてなく、牡鹿、氣仙沼では始めから二十四番と傳へてゐた。(但し氣仙沼では、寫本の上で



第十一圖

字句改纂の箇所が二三あり、眞野本、千葉本は始めからこれに従つてゐる。又、桃生の新しい諸本は、本文に迄可成の改訂を見てゐるので、こゝにはたゞ最古本と言はれてゐる正原寺本のみを参照した。

尙本記録では、便宜上、牡鹿現存中最古の鈴木又藏氏所有の長準本を底本とし、以下の諸本を一通り参照して行くことにした。又、是の読み方は、昭和五年正月、淺野氏を煩して、今唱へてゐるまゝ、を振假名したものを念のため参照した。即ち片假名は諸寫本のままのもの、平假名は淺野氏の読み方である。

牡鹿ではこの寫本を「神談記」と稱し、常善院本以下にはその通りに記してある。然し桃生、戸倉、氣仙沼では是をかんなぎと稱し、桃生本には「神樂神諷記」菅原本、氣仙沼本には「神樂記」、遠藤本には「神樂神語記」と夫々表紙に誌してある。(尙戸倉型本中に神談儀、神談軌の文字が見えて居り、淺邊本、南部神樂の或る本にも神諷記の文字は見えてゐる。)

桃生、戸倉共に全部で三十三番と稱してゐるが、神諷記には何れも二十四番より傳へてなく、牡鹿、氣仙沼では始めから二十四番と傳へてゐた。(但し氣仙沼では、寫本の上で

なることがあるが、このときは、兩袖口の上部を結んで肩にかつぐ。義經記などに、法師が人と争ふとて、衣の袖をとつて結び肩にかけ」とあるのと一致してゐる支度である。

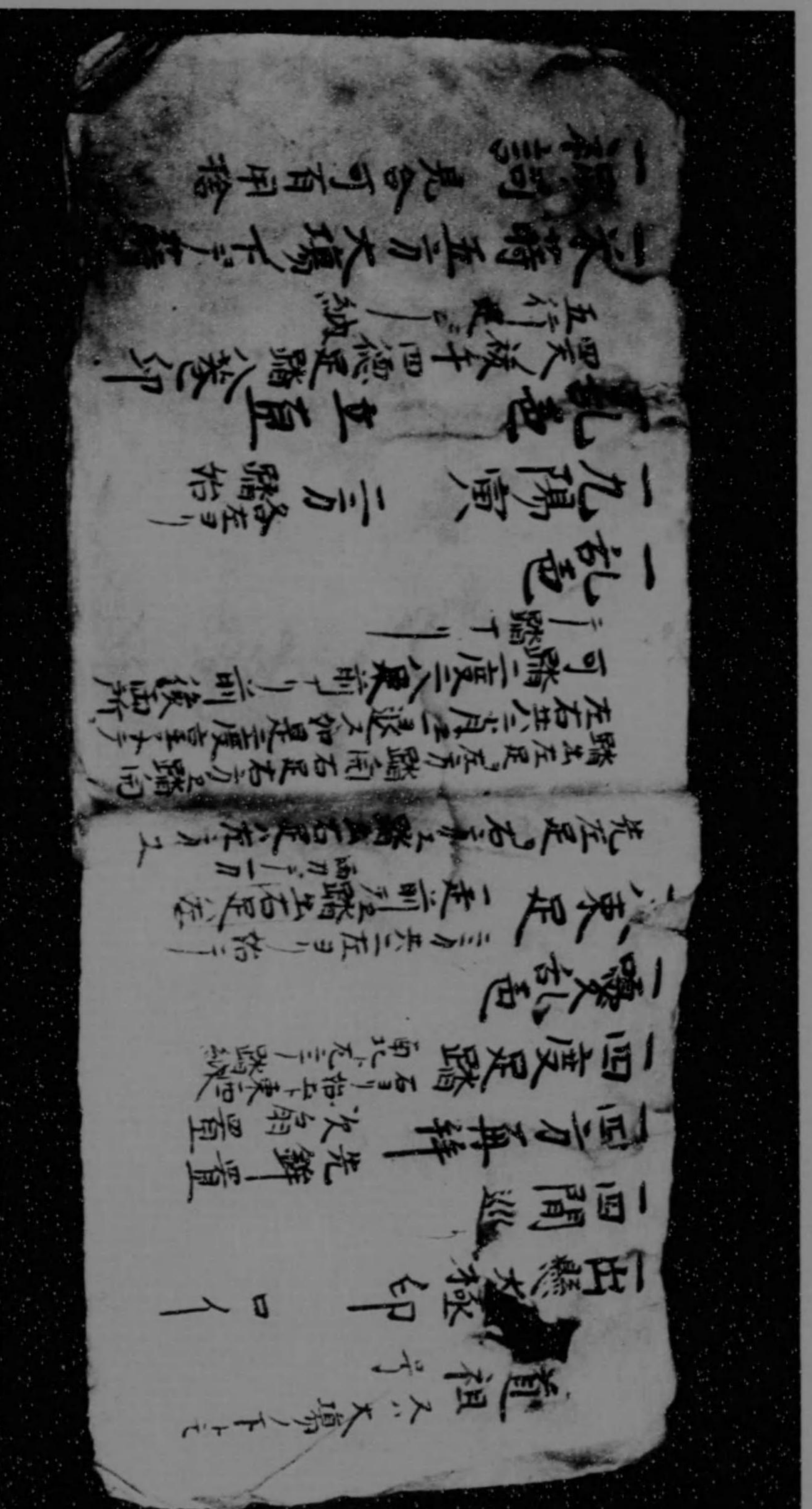
(二十六) 牡鹿の鳥甲は、その印象が、沙門帽に甚だよく似てゐるのが特徴である。これをしつかに當てるために、垂れをあげて、甲の上を白針巻し、兩端を後に垂らす。氣仙沼ではこれをほいじめと稱してゐた。(ほいじめの名があるの

夜長押^押之萬^萬神^神受^受悦^悦ヲ
 夜長鏡見^見吾^吾澄^澄親^親三^三似^似ヲ
 夜長袂執^執之^之神^神使^使花^花袂^袂
 夜長鈴執^執之^之神^神使^使神^神御^御箭^箭
 夜長扇取^取之^之扇^扇取^取之^之宮^宮衣^衣繪^繪
 之^之面^面白^白木^木廣^廣昌^昌繪^繪ヲ
 昔^昔々^々若^若神^神子^子鈴^鈴々^々舞^舞時^時
 目^目子^子涌^涌差^差比^比頭^頭之^之子^子綱^綱引^引
 三^三日^日コ^コト^トニ^ニカ^カ果^果ナ^ナリ

望^望見^見之^之雲^雲之^之見^見越^越山^山ノ
 瑞^瑞雪^雪六^六五^五色^色三^三見^見之^之丸^丸
 咬^咬見^見之^之丸^丸ノ^ノ巖^巖林^林ノ^ノ白^白雪^雪ノ
 春^春之^之限^限リ^リト^ト待^待此^此三^三吾^吾等^等力^力擧^擧ノ
 白^白キ^キ又^又何^何將^將ノ^ノ覺^覺リ^リト^ト直^直ニ^ニ
 花^花麓^麓踏^踏之^之如^如緑^緑ニ^ニノ
 吉^吉野^野ノ^ノ奥^奥ヲ^ヲ出^出ニ^ニナ^ナリ

五^五子^子島^島十^十八^八高^高十^十幾^幾嶋^嶋洲^洲ノ^ノ遊^遊人^人ノ
 四^四海^海豐^豐三^三浪^浪風^風靜^靜ニ^ニ見^見之^之舟^舟路^路ヲ^ヲ去^去ル^ル
 三^三柳^柳出^出ニ^ニナ^ナリ

經^經紀^紀丸^丸西^西ノ^ノ宮^宮ノ^ノ云^云



第十二圖

型 木 (本院性質倉戸)

は、もとやほり類をも隠したものであらうか。頼を隠すことは現に山伏神樂等に残つてゐる。

(二十七) 牡鹿の「新編神樂」だけが例外である。牡鹿で現在使用中の面は二十四面あり、氣仙沼等では使用しない古面が一掃分も餘計に残つてゐる。

(二十八) この阿伝面は、お能の飛出及窓見に似てゐる。牡鹿の伝面の一つには「大無須」を書してあつた。

(二十九) 牡鹿で磐若の面は、今

は三十一番を傳へて居り、牡鹿でも數へやうによつては二十四番以上ある。(桃生では是を大和神和流と稱し、戸倉では日本舞、登米淺邊では日高見流と言ひ、牡鹿、氣仙沼では別に名は傳へてゐなかつた。

此の神樂には、手振り、足の踏み方等を誌した所謂型本が傳へられてきてゐるが、幸ひ戸倉、氣仙沼のを参照し得た。

即ち戸倉二本のうち一は前出菅原氏のもの、他は、「寶性院、文化十年正月」の奥書ある美濃四ツ折、横綴、二十三葉、表紙なし、こより綴のもので、最初の一葉は僅かに斷片のみまゝ存し、次の一葉破損、三葉目からは完全である。但し最後の二葉が綴ぢ際からとれ、追加の一曲が中途に終つてゐる。これは説明が稍細しい。氣仙沼のは、前出平野氏本、及別に秘傳のみを録した美濃四ツ切八葉のもの。

牡鹿本による曲名は左の如くである。

道 祖
初 矢
白 露

八、かんなぎ

新しい形を用ひてゐるが、これの古面は、半島の小竹濱にまざれこんで保存されてゐる。小竹濱の神樂は明治卅一戊年、有志の者達が、鈴木又藏氏に乞ふて傳授なうけ組織し面ももう一點玉依姫(熊笹山主、嘉永四辛亥仲夏、旭輪山榮長作)と在銘)のを除いて、全部漁から歸つては夫々彫り起し丹精こめた美しい奔放な構へのも一通りを備へたのであつたが、この牡鹿唯一の支流も數年前同濱辨天

- 醜女退治
- 魔王神璽
- 磐戸開
- 所望分
- 五矢
- 日本武
- 鷓鴣草葺不合尊出現
- 鈎弓
- 吾兒
- 蛭兒(西ノ宮)
- 事代主尊
- 叢雲
- 作々結
- 大天姥

島小洞お屋根替の際に演じたのを名残に、當時最も熱心であつた人も、つひ一昨年病歿し、ほんの一代の嗜好をそり得たのみで今はもう演ぜられずなつてゐる。

(三十)一曲の最初に出て説明の神話を唱へる役で通常つけ面或は猿田彦と稱する赤面をかむる。これが山伏神樂の沙門と一脈通じて居り同時に能の間語りの一つ前の形に脈を引いてゐるのではないかと思はれる者である。(一)くちさも。

- 橋引
- 二ノ夜
- 湯父

尙、「普照、空照、鬼門、荒神、此四番者無神諷、素舞重々有傳、可依師傳、注連切云三天兩天」と常善院本の表紙裏に注意書がしてある。(この無神諷曲は、牡鹿以外の本には、他曲の間々に題名だけ書出してある。)

以上は皆各地共通であるが、牡鹿にはこの外、一昔前まで「竈三神舞」といふのを傳へ、又復興後「宇迦玉」の一曲を、熊野堂神樂より移し傳へたといふ。桃生本には、「山神」の間答の斷片が余白に誌されて居り、桃生皿貝では「宇賀玉」「國讓」「四天」の曲を加へ、氣仙沼本には次の諸曲を合せ録してゐる。

- 本式倭舞三番 (祈禱文初番、天神化生文二番、地神化生文三番)
- 萬歳樂
- 有馬舞
- 紫雲
- 八、かんなぎ

九、拍子・神歌・舞

牡鹿、桃生の調べは大同であるが、是等と戸倉、氣仙沼のとは大分趣を異にしてゐた。前者には華やかなところがあるのに、後者のは何故か悲調綿々たるものであつた。

是等の神樂で第一に氣がつくのは、胴とりの唱へる歌節^{うたせ}すべてが念佛調であることである。例へば花祭の唱言風なら、たぐらの調べや、豊前岩戸神樂のみぶくや花神樂の歌、乃至は田樂歌唱などのとはまるで變つた趣きである。たゞ舞子の唱へる神諷に、僅かに唱言風な調子が聞かれ、又流石に、ドンドコ〜と刻み打つ田樂や花祭の胴の特徴ある打方も、牡鹿には、一部に組合されて存してゐた。

拍手は大體各所とも、わり、五請樂、せめ、みかぐらの主要のものに區別し得る。別に走りの一聯の拍子あり、「空照」には特に二還刀の拍子が入り、又別に打鳴しの樂がある。型本によると、是等各異つた拍子で舞はれる舞の手にはもと種々あり、各曲毎にその組合せを異にしてゐたやうであるが、今は略されてゐるのが多い。但し型が崩れて來出した

(一)例へば同じ
扱、楮、俵等、
本によつて各流
に書いてある。

(二)尙置野の鈴
木琢氏談による
此のとき「佛
關係の舞」や「風
俗をみだす恐れ
ある舞」は禁ぜ
られたといふ。

(三)神調を書い
てかく讀むのだ
といふ。

(四)大和神流
は或は大和三輪
流であらうか。

(五)戸倉のやまと
舞は是を傳ひは
ぐつたのかとも
始め思つたが氣
仙沼本の最初に
は「本式倭舞三
番」といふのが

ある。又仙臺龜
岡八幡附屬神樂
二十四番はその
傳本に明かに三
輪流と誌し、「右
流本所」は「京
加茂下上ノ社」
とある。言泉や
神祇辭典によれ
ば、三輪流は「三
輪神道」に同じ
く、「兩部神道の
一、大和國の大
神(オホミワ)神
社にて舊く唱道
せしもの、もこ
は専ら陰陽道に
よりしもの、如
くなれど、足利
幕府の中頃より
眞言宗の僧徒の
掌握する所とな
りて、兩部神道
たるに至れり」
と、尙日高見流
ではその來歴を

のは主として修驗混びた明治以後らしく、殊に、もと手に印を結びつゝ舞ふ手が多く、氣仙沼では今も古い人は結んでゐるが、特殊な印の外は大方なくなつてゐる。

次に豫め胴とりの歌を整理しておく。

(一)神歌は主として、わりの拍子で歌はれ、「打鳴し」には別に打鳴しの神歌がある。

牡鹿「神談記」の最終には、次の神歌が記録されてゐた。(打鳴しの神歌を含む)

神 歌

- 打鳴ス鐘ニ 五衰ノ夢醒テ
- 阿呷ノ二字ヲ 聞ゾ喜シキ
- 打鳴ス 鼓ト笛ノ音ノヨキヲ
- 先ヅ參ラスル 當社明神
- 此太刀ヲ イツクノ太刀ト人トワ、
- 文殊ノ利劍 不動俱利迦羅
- 何トシテ 雪ト冰リハ隔ツラン
- 解レハヲナシ 谷川ノ水

九、拍子・神歌・舞

に重要な曲とされてゐるそれではない。

(八)戸倉では胴とり二人以上が同じ拍子に胴をさすり、極く太く短い撥で木の音も使ひ、やゝせわしなく打叩く神歌も合唱する

(九)戸倉の初矢で、袖を使ふ舞の手が多いのに目をみはつたが實はもと印を結び手も現はして舞つたもので、このやうな振になつたのは、印が忘れられた後であるといふ。

(十)又各曲特殊の神歌があるが是等は夫々に誌すこととする。

(十一)この歌、牡鹿では今は歌はず。

(十二)明神を今鎮守と改む。

(十三)文殊の云云一今一熱田乃宮ニ止ム御ツルギと歌ふ。

(十四)製懸一打鳴か。

(十五)調直トモ號か。

(十六)戸倉に降神或は神トしと言つてゐるのがあるが是に當るか拍子の五調樂とは別であらう。

(十七)天降座一天降り座ス(神歌本)

陸前濱の法印神樂

誓ヲ迂ス 安河邊ニテ

鎮座 三神樂トモ云

千早振 袂ノ神樂音澄テ

神モ御心 鎮メ座ス

五十鈴鏗 音ニ集リ千早振

神ノ社ノ 神々樂カナ

送遣 冷送トモ云

入マサハ 速入座ヤ 佐原氣ノ

佐波羅ノ橋ニ 障ル苦モナシ

神樂用歌

○宮川ヤ 清キ流レニ祓除シテ

濁リ穢レル 身ヲゾ清ムル

○八重垣ヤ 山田ノ原ノ櫛葉ニ

心ノ注連ヲ 掛ヌ日ゾナキ

○櫛ノ 小戸ノ祓除ヲ始ニテ

今モ清ムル 吾身ナリケリ

○櫛葉ニ 木綿四手掛テ打拂フ

身ニハ穢ノ 霧雲モナシ

○香匂山ノ 峯ノ櫛葉折簪シ

立舞袖ヲ 神モ受ラン

○千早振 神ノ園ノ木綿ダスキ

掛テ幾代ノ 末守ルラン

○屋和良久留 光リハ猶モ顯ル、

簾ノ川上ニ 出雲八重垣

○久方ノ天ニ登リシ 叢雲ノ

鉞ハ今モ 代々ニ傳エ來

○岩戸出シ 光ノ影ノ變ラヌヤ

九、拍子・神歌・舞

(十八)ナシーナ
ク(神歌本)

端出繩ノ 印シナルラン

○太ニ 豊岡姫ノ幣ラニ

心ヲ懸テ 猶ヤ祈ラン

○卒急バ 吾朋岡ノ篠ノ葉ヲ

手毎ニ執テ 手向ニモセン

○差探ル 天津御鉢ノ露落テ

凝テ島ト 成ゾ嬉ギ

桃生本は右と同じで、たゞ「屋和良久留光リハ」の歌の次に、「八雲立」の歌あり、最後の歌の第四句は、「島ト凝リテ」とある。然し今實際に、桃生櫻崎で歌つてゐる打鳴しの歌は次の如くである。

(一)榊田健也氏
による。

セイヤハー 打鳴す

鐘に五哀のへエーくくくエー ゆめさめてく

阿伝の二字を聞くぞうれしきへエーくくく

御祈禱に 千代のみかぐらさしあぐる

集りたまへ よもの神々

千早振 こゝも高天の原なれば

集りたまへ 八百萬神

次にうたひ方を變へて

神道は 千道百道 道七つ

中なる神は きくぞうれしき

おもしろやー

次にかみぐらとて打鳴しの終りに

やくもたつ 出雲八重垣 おーもしろや つまこめてく

八重垣つくる そのや八重垣

戸倉には、寫本に録したものがなく、口承で、「八雲たつ」の外に次の如きものを得た。

打鳴す 笛と太鼓の清き音に

集りたまへ よもの神々

かみみちは 千道百道 道七つ

中なる道は 神のかよひぢ

千早振 石の鳥井に 注連はりて

今日より後は あくま來らん

久方の天にのぼりし 叢雲の

劔は今も 世々に傳はる

塵ほどの くもりもあらし 天照す

日の大神の 神のめぐみは

尙「いりまさばとく入りませよ さはらずに」の歌は、「神送り」の歌であると言はれてゐた。

(二)五請樂は、四つ拍子のやゝ拍子遅い舞である。鈴木氏によれば、「ねりとせめの合」でゆくと言はれ、このとき唱へる胴とりの囃文句の一つは次の如くである。

ヘーエー鳴ル太鼓 ウチワトテ ヒダリメク 那木ノ葉ニ ヨーイト ヨーイト ヨーイト ナ

氣仙沼、桃生兩本には、次の如くあつた。

(一)上の句だけが記憶されてゐた。

(二)氣仙沼本に謂ふ「送遣」に當るもの、尙「神送りの哥」は日高見流にもあり、次の二首が記録されてゐる。
神道ハ千道百道 道七ツ、中ナル 道ハ神ノ通路、 神送ル高座ノ山 毛晴レニ覺、急

五請樂拍子

キ歸ラセ四方ノ 神神

アイ々々々々々々々々 申シタ 夫コン申シタ

ヨイト 〱 ナ

○打ハ鼓 鏗ハ五十鈴

ヒイラリメクハ笛ノ音

ヨイトヨイトナ

○一東柴ノ小柴ノ柴ノ

末ノトウゴム

實ガ入バトウゴムゾ

○笹ノ葉ノトゴムハ

夜々ノ露ニ宿カシテ

篠ノ末ノトウゴムゾ

○八千座ノ竹ノ葉ニ

九、拍子・神歌・舞

(八)八千座とは

(七)篠ノ末ノ云々一笹ノトゴムゾ(神歌)篠ノ葉ハトゴムト(桃生)

(六)トウゴムトゴムハ(神歌本、桃生本)

(五)以上の代りに、桃生本には次の如く。

エイミミミ申シタ

夫コソ申シタ

(四)同様貴にも用ふといふ。尙以下の氣仙沼本のままを誌す

(三)これはせめにも用ふ。

(二)氣仙沼本に謂ふ「送遣」に當るもの、尙「神送りの哥」は日高見流にもあり、

次の二首が記録されてゐる。

神道ハ千道百道 道七ツ、中ナル 道ハ神ノ通路、 神送ル高座ノ山 毛晴レニ覺、急

大乗のことか。

陸前濱の法印神樂

溜ル露ノ水影ニ

神ハ迂リ泊ルト

○天降ル鉦ノ

露ノシタ、リハ

國ト成リ 人ト成ル

○久方ノ御鉞ハ

天ニ登リ座ト

今モ代々ニ 傳來ス(一) 降來トモ

○香具山ノ榊葉ニ

木綿四手掛テ立祭ヲ

御社ト誰カ齊初玉フ

戸倉では次の如く諷つてゐた。(三)

○天下太平 國安穩あんのん

作れる五穀も 豊作セ

(一)傳來×「降來」の方をとつてゐる。
(神歌、桃生)

(二)菅野半人氏による。

(一)附録参照

○外魔外道 かいしようじよう

悪疫退散 かいじようせ

○天下太平 國安穩

大漁つゞいて 大漁セ

○同 あきなひつゞいて 繁昌セ

○同 養蠶安全 難はなく

序に、淺邊のもの五六をこゝに抜いておく。

○打ハ鼓 鳴ハ太鼓

岩ニ打ハ浪ノ音

シトロメクハナキノ葉

ナキノ波ニモナミノ波

揖ヲ取ヤ船人

綱ヲ引ヤ三重櫓

實ニ誠面白ヤ

九、拍子・神歌・舞

○舞フタリ〜

鹿カ舞テ參リタ

四垂ヲ角ニ引掛テ

西ノ方ヘト舞ソフタ

青鷺ト白鷺カ

松ノ古木ニ安ラ居テ

鳥羽子ニ迷フタ

實ニ迷タ〜

○向へ通ル小太郎メ

赤イ袖ヲヒラメイテ

獅子ノ牙ニ手打カケ

東小路ヲ舞ソフタ

西ニ拍子ノ音カスル

實ニ誠音カスル

テモ足ニ氣ヲ附ロ〜

○千木ノ中山ニ

サビコ鎗ヲ見付テ

磨タリ磨タリ

鎗ノ先ヲ揃ヘタ

社ノ脇ニ立並ヘ

天ノ神鋒ト名ヲ附タ

扱モ見テ八十老〜

○向へ山ノ平中ニ

矢柄竹ヲ見付テ

コヘタリ磨タリ

弓ノ弦ニ引掛タ

左ノ方ハトカリ矢

右ノ方ハカリマタ矢

九、拍子・神歌・舞